

令和元年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和元年12月6日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	市立病院事務部長	吉川 武克
総務部長	小山 日出夫	総務部政策監 (人権施策担当)	三上 忠宏
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	野崎 昌造
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	杉本 源造
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	市木 不二男
みず事業所長	馬野 明	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（岩井智恵子君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は17人、遅参議員は1人、10番稲垣議員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名はお手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長（岩井智恵子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によりまして、第13番、工藤義明議員、第14番、野並享子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（岩井智恵子君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様に、一般質問通告一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第5号、第11番、山本剛議員。

山本議員。

○11番（山本 剛君） 皆さん、おはようございます。第11番、山本剛でございます。

質問に先立ちまして、一昨日、アフガンで医師の中村哲さんが亡くなられたことに哀悼の意を表したいと思います。くしくも人権週間の初日に、現地の人の人権を守るために長

年にわたって活動されてこられた中村さんが亡くなられたことに対して深い悲しみを覚えるものでございます。

それでは、質問の方に入らせていただきます。

今回は2件質問をさせていただきます。

まず1件目ですけれども、子どもをネット被害から守るためにという質問であります。

現在、インターネットは広く普及し、2016年度がピークで、普及率は83.5%、人口にして1億84万人となっております。2018年度は普及率79.8%、人口にして9,542万人となっております。これは高齢者の総人口比が増えているからというふうに推測をされております。ピークは過ぎたとはいえ、インターネットの利便性は高く、パソコン、スマートフォン、タブレットを使って広く利用されております。現在、日本社会では、子どもから高齢者まで多くの人々がインターネットを活用している状況があり、これは我が野洲市においても同様であります。特に何かを調べる場合、その利便性は圧倒的であります。インターネットがなかった時代、私たちが子どものころは、ものを調べるには図書館などで調べるものがほとんどでありました。これは皆さんもご記憶にあらうかというふうに思います。今申しましたように、今の子どもたちは図書館に行くよりもインターネットで調べます。これは大人も同様だというふうに思っております。

しかし、インターネットは便利なだけではありません。インターネットの持つデメリットや怖さもあります。まず、インターネット上の情報が全て正しいとは限らないということであります。真の情報もあれば、偽の情報も多くあるということでもあります。以前、大阪市の鶴橋の駅前で、中学生が在日コリアンへのヘイトスピーチを行い、大問題となったというような事件がありました。このヘイトスピーチの動画を見た国連の人権委員会のメンバーは絶句したというふうに聞いております。この中学生もインターネット上の誤った情報を鵜呑みにして、ヘイトスピーチという人権侵害を行ったというふうに推測をされております。また、掲示板への誹謗中傷や差別的な書き込みなど、インターネット上での人権侵害やSNSでのトラブルなども発生しております。先日も大阪市の小学生がSNSで知り合った男に誘拐され、監禁される事件が起きました。幸いにこの子は自力で逃げることができましたが、そうでない場合を考えると恐怖を覚えます。また、監禁された部屋に、先に誘拐監禁された他の子どもがいることも驚きでした。また、私がこの一般質問の通告書を提出して以降も、同様の事件が何件も起こっているというような状況がございます。このように、子どもがネット被害に遭うケースは極めて深刻であります。2018年の2

月に、改正青少年インターネット環境整備法も施行され、フィルタリングの説明、有効化が必要となっております。

そこで、子どもをネット被害から守るために質問をいたします。

まず1点目ですけれども、野洲市において子どものネット被害、これはネットいじめなどなんですけれども、そういうような被害に遭った事件はあったのかということについて伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 議員の皆さん、おはようございます。山本剛議員の子どものネットを被害から守るためにというご質問の中で、本市の子どものネット被害についてお答えいたします。

市内の小中学校でもネットによるいじめ事案が起きております。昨年度はネットに嫌なことを書かれたり勝手に画像を載せられたりするなど、合計10件の報告を受けています。今年度も10月末現在ですが、5件起きています。いずれも学校では児童生徒や保護者に丁寧に聞き取りをしながら指導していますが、悪質な場合は警察などとも連携して、指導にあたっております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいた部分で、嫌なことを書かれたり画像を勝手に上げられたりということが、昨年で10件、今年の時点でも5件起こされているということですが、私はおそらくこの把握されている以外にも、その子が気づいていない部分で書かれていたりとかというようなこともおそらくあろうかなというふうに推測もしております。言ったら、氷山の一角というようなふうに見た方が正しいのかなというふうに考えるんですけれども、把握をされたこの10件なり5件なりの部分に対して、加害をした側、それから被害に遭った側に対して、どのようなケアとかフォローをされたのかということ、ちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 加害者も被害者もどちらもこういうシステムの中での被害者という捉え方をしておりますので、丁寧に寄り添って、やったことの重大性、それからまた保護者との連携がやっぱり十分そこはできてない中での、こういういじめ事案がほとんどですので、保護者さんにも子どもとの関係をもう一度見直していただく等の丁寧な支援要

請をお願いして取組をしております。長引く場合もありますので、昨年度は非常に長引きまして、なかなか仲直りというか、そういう部分がうまくいかなくて、数カ月かかってやっと子どもがお互い仲直りしたというのもございます。いずれにしても、なかなかその発見が難しいという部分がありますので、そこについては教職員の方もしっかり研修をして、いろんな情報を得ながら、その早期発見というのが一番対応としては大事なかなというふうに思っておりますので、そういう対応を心がけるように各学校に要請をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいたように、きちんと対応されていると。確かにおっしゃったように、時間がかかる場合もあろうかというふうに思うんですけども、今例として挙げられたのはちょっと時間がかかったということなんですけど、他のケースは割ともう少し短期間で、修復といいますか、それができているんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 事例によりますけども、結構早いこと見つけて対応しているという状況でございます。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） それでは、次なんですけども、先ほど保護者のことも教育長はおっしゃったんですけども、子どものインターネット利用に関して、保護者への啓発というのはどのように行われているのかお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目の保護者啓発についてお答えしたいと思います。

この件に関しましては、全ての小学校、中学校で、PTAあるいは地区別懇談会等で研修を行っております。本当にこの新しいいじめというか、そういうのにつながる重大なトラブルというふうに捉えております。本市の中学校では、例えば、野洲市子ども・若者に対する消費者教育推進事業というのを市でやっておりますけども、そういうのを活用して、外部講師による情報セキュリティや情報モラルについての研修を保護者さん向けにやったり、それは児童生徒も一緒に聞くとか、そういうふうなことも取り組んでおります。また、「学校だより」に載せたり、警察署からのリーフレットがあるんですけども、それをいただいて、全校配布して、保護者さんに対する啓発にも活用しております。さらに、先ほど

も申しましたけども、夏休みとか冬休みに入る前には、ネット利用に関する注意点のお知らせや、保護者懇談会、こういうところで、ネットやスマホ利用に関する啓発を行っております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） さまざまな機会を通じて、保護者さんにも啓発をされているというご回答で、特に消費者教育の推進事業等を活用されて、外部講師も呼ばれたりとか、地区懇や保護者懇やPTAやいろんなところで、保護者の方に対しての啓発が行われているということなんですけども、その行われたときの反応といいますか、効果といいますか、手応えといいますか、そのあたりがわかればちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 保護者さんの啓発の場面では、やはり非常に関心を持っておられる方が多くて、その反応はやっぱり気をつけなあかんというふうなのはお伺いするんですけども、ただ、そういう保護者向けの啓発は強制ではありませんので、意識のある方は結構参加されますのでそこはいいんですけども、特に参加されない保護者さん向けというのが難しく、そういう場合は2学期、毎年2学期を中心に個別懇談会を行っておりますけども、そういう場面でも、先ほどのパンフレットかリーフレットなんかを使いながら、担任からその15分なりの短い時間の中で、少しお伝えするというふうな形になっております。そこら辺がやっぱり大きな課題かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 確かに今おっしゃったように、他のいろんな啓発を行うような場合でも、参加されない方にどうアプローチをするのかと。参加して下さる方はどんどん情報なり知識なりが増えていくんですけども、参加されない方はなかなかそういった部分を、情報なり知識を身につけていただくのは難しいということはどの問題に関しても同様であるなというふうに思っております。難しいことではあるかと思うんですけども、参加されない方に関してはその個別懇の方でちょっと対応していただいているということもありますので、これもやはり、逆に言ったらそういった方にしっかりと啓発といいますかね、していただきたいなというふうに思います。個別懇で、時間はちょっと非常に短い中ではあると思うんですけども、そのあたりはやっぱり今日的な課題であ

りますので、しっかりと伝えていただくようお願いしたいというふうに思います。

それから、今回のこの3点目、最後の質問なんですけども、子どもをネット被害から守るためには、いわゆるメディアリテラシーを身につけさせるということが、被害者にならないためには必須というふうに考えておりますけれども、そのことに関して、現在、ICT教育等をかなり取り組んでおられるわけですけれども、そういった部分でどのような教育が行われているのかということについてお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3点目のメディアリテラシー等の教育についてお答えいたしたいと思います。

児童生徒がネット被害にも、あるいは加害者にもならないためには、情報を正しく判断し、適切に活用するメディアリテラシーと、それからもう一つ、情報を活用する上で危険に巻き込まれないようにする情報モラルの2つの教育が大切であるというふうに考えております。

そこで、小中学校では、これまでは主に、特に中学校の技術家庭科でパソコンを使った学習が中心でしたので、しかも中学生がほとんどという、そういうICT関係のトラブルというのは中学生がほとんどやったんですが、最近はそのが小学生にも及んできまして、そういう意味では、小中全体で授業をする必要に迫られているのかなというふうに考えています。これらを指導するためには、主に小学校では、5年生の社会科と、それから教科書が変わりまして、道徳では、小学校1年から6年まで全ての学年で、この情報モラルの学習をすることになりました。また、中学校では、先ほどの技術とか、あるいは社会科、3年生の公民というところですが、そこに情報利用の仕組みとか、あるいは著作権、情報モラルに関する責任とか、情報技術の適切な評価活用について学ぶ、そういう授業がかなり増えてまいりました。あと、先ほど申しましたけども、外部講師を招いての研修も、子どもたち向けにも毎年実施をしております。そういうことで何とか対応していますけども、なかなか子どもたちの活用の方が非常に巧妙でして、そこをいかに早く見つけるか、なかなか教職員だけでは難しい部分もありますので、そこは例えば少年センター、あるいは警察の生活安全課と、あるいは他の県教委等も連携しながら、その対応に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今聞かせていただいたように、メディアリテラシーと共に、情報モラルの部分も非常に熱心に取り組んでおられるということで、これは非常に大事なことであるなというふうに思います。特にパソコンであったり、スマートフォンであったり、タブレットであったり、扱うことの手スキルに関しては、もう子どもたちの方が私たち大人よりはるかにたけていると。私たちがもたもたしている間に、子どもたちはパパパッと検索してものを調べたりとか、いろんな操作をするという。そういういわゆる情報スキルというような部分では、子どもたちの方がはるかにたけておるといふ部分なんですけども、今言いましたメディアリテラシーの部分でありますとか、情報モラルの部分というのは、そっちの方が子どもたちは遅れていると申しますか、後づけのようになってしまっているというような、なかなか厳しい状況なのかなというふうに思うんですけど。今おっしゃったように、もう中学校にとどまらずに、小学校でもその取組をされているということは、私は非常に大事なことでありというふうに考えています。それから、情報スキルとして扱うということであれば、どちらか言うたら、理系のような感じであったり、先ほどおっしゃったように、中学校でしたら技術の方でということやったんですけど、情報モラルという部分であったら、どちらかといいますと、文系といいますか、先ほどおっしゃった社会であるとか道徳であるとか、そういった部分でも教えられている。私はもっとこれは全教科通じてでも、今後、取組をされるべきかなというふうにも思っておりますし、おそらく全国的にもそういうような流れにもなっていくのかなというふうに思います。

とにかく子どもをネット被害から守るということで、一層きめ細かな取組をお願いしたいというふうに考えるんですけど、そのあたりについて意見を伺いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 情報活用というのは非常に、今、議員お話しのように、子どもたちの方が非常にたけておりますので、いかにその自立といいますか、自分で考えて行動するのかという、そういう力をつけないと流されてしまいます。特に全国学力学習状況調査でも、本市の子どもたち、そういうゲームとか、あるいはスマホ、ネット関係に費やす時間が非常に多いという結果が出ていますので、そこは教育あるいは家庭も含めまして、保護者と連携しながら、ぜひともブレーキをかけながら、正しい情報の使い方、それを指導していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。特に子どもは、ほとんど使うのはスマホが主流かなというふうに思っております。ちょっと今思い出したんですけど、たしか何かの統計で見たんですけども、滋賀県はスマホの普及率が全国で1位やったと思うんです。そのことは当然、子どもも多く持っているということですし、今の教育長がおっしゃったように、子どもの方がそういったものにたけているという部分もありますし、メディアリテラシー、あるいは情報モラルの問題、今後も今まで以上に推進をしていっていただきたいということで、この質問は終えたいと思います。

それでは、2件目の質問に入らせていただきます。

2件目、空家の有効活用について。現在、人口減少とも関連して、日本全国で空家が増えています。野洲市においても空家問題は決して人ごとでないことはこの皆さんもご承知のことと思います。空家を放置しておくと、さまざまな問題やトラブルを発生させます。これは既に野洲市内でも起こっていることです。特に美和コーポの問題はニュース等でも報じられて、全国的にも知られることになったということでもあります。所有者が亡くなったり、相続権を持つ当事者が不明になったりするケースも今後増えると考えられます。こうしたケースにどのように対応していくかを考えていかなければなりません。米原市では、まいばら空家対策研究会がつくられ、空家バンクの活用状況、登録物件数、活用希望登録者数、成約物件数などが把握され、空家対策に取り組んでおられます。空家は放置していたらさまざまな問題を引き起こしますが、有効活用すればまちの活性化にもつながります。実際に、野洲市でも、空家を活用して高齢者施設として使われているケースや、改装して飲食店として使われているケースがあります。

そこで、空家の有効活用に関して質問をいたします。

まず1点目ですけれども、現在、市内の空家は何件あるのかお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 改めまして、議員の皆様、おはようございます。

それでは、山本議員の2項目目でございます空家の有効活用についての1点目、市内の空家の件数についてお答えをいたします。

あくまで統計上の推計でございますけれども、平成30年度の住宅土地統計調査では、野洲市内における住戸数は2万140戸ありまして、そのうち空家戸数は1980戸あります。空家率といたしましては、9.8%でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 全戸数が2万140戸ということで、そのうち空家が1980戸、2000戸弱ということなんですけど、これはマンションとかアパートの空き部屋も入ってのことかと思うんですけども、そのあたりの内訳がわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 内訳につきましてはちょっと手元にございませんで、今、議員がおっしゃったように、空家と空き室をまぜての一応、空家ということで統計上上がっているものでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） ちょっと内訳までは把握をされていないということなんですけど、私が知っている範囲でも、マンションも時々といいますかね、空いているようなところもありますし、特に老朽したアパートなんかは結構空いている部屋の方が多かったですりするような場合も見受けられたりしますし、そこはどっちかと言ったら、それこそそのアパートが老朽して周囲にちょっと迷惑をかけかねないような、そんなところもちょっと見受けられるので、そういった部分もちょっと頭の片隅に置いておいていただいたらなというふうに思います。

それでは、2点目、これは一番基本の部分なんですけれども、空家対策についての基本的な考え方についてお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、2点目の空家対策の基本的な考え方についてお答えをいたします。

本市におきましては、平成30年3月に野洲市の空家対策計画を策定いたしておりますが、野洲市の空家等の状況を踏まえまして、市の空家等対策を効果的にかつ効率的に推進するために基本方針を定め、取組を進めております。

1点目は、空家等は問題のある空家とそれ以外の問題のない空家に分かれます。放置されている空家と所有者等の抱える問題では、問題のない空家の管理が難しくなり、特手空家にならないように所有者等の意向を確認しながら、予防策に取り組んでいるところでございます。

2点目は、特定空家に対しまして適正な対応を進めております。本市は、適切な管理が行われていない結果として、安全性の低下や公衆衛生の悪化等が生じる、あるいは生じるおそれのある問題のある空家につきまして、所有者等を特定いたしまして、共に問題の解決に向けて取り組んでおります。また、生活環境に悪影響を及ぼしていると判断される特定空家につきましては、特措法に基づく措置を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今、空家対策計画ということで聞かせていただきまして、部長が今おっしゃったように、問題のあるところ、そのままにしておいても大丈夫なところと、放置しておいたらいろんな問題を生じさせるところとがあるということ。そして、適正な管理、あるいは周囲に害を及ぼしかねないような特定空家に対しては対応もしていくということなんですけども、先ほどもちょっと言ったんですけど、米原では、まいばら空家対策研究会というのをつくって、私も以前ちょっと視察に行つて勉強もさせていただいたんですけど、やはり米原市においても空家問題というのは今、結構深刻であるという部分で、この研究会が立ち上げられたということで、いろいろな話を聞かせてもらって、先ほど言いましたように、空家バンクというのをつくって、いろんな現状を把握したり、活用を希望される方を募ったりとかというようなことをされておるんですけども、基本的な考え方を今聞かせていただいた中では、ちょっと活用という部分までは盛り込んでおられないのかなと感じたんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 今、活用というあたりのところですけども、今現在、野洲市の中では、その活用までは考えてございません。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 現在のところは活用までは考えておられないということですけども、私は先ほども申しましたように、現にいわゆる古民家といいますかね、それが高齢者施設になっていたり、あるいは飲食店になっていたりということがありますし、そのあたりは部長もよくご存知かなというふうに思います。今のところは、そういうようなところまではということなんですけど、ちょっと3点目に移るんですけども、空家を活用しようとする人への支援などがあれば、有効活用にプラスになるというふうに考えるんです

けれども、そうしたことを検討してはどうかというふうに思うんですけど、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、3点目の空家を活用する人の支援についてお答えをさせていただきます。

支援策といたしましては、空家バンクの設置等につきましては、議員ご指摘のように、県内では湖東、湖北で多く取り組まれているのが現状でございます。湖南地域では、民間の不動産業者等によります企業活動が健全に、また、比較的活発に行われていることから、民間の企業活動に委ねたいと考えております。それと、市街化調整区域等での空家等の活用策の支援につきましては、都市計画法等の関係法令の遵守をしながら、その解釈に基づく範囲内において、昨年度一部改正を行いました都市計画の線引き以前からの建物を建てられた土地や、建築許可を受け10年以上住宅が存在している土地、又は、存在していた土地について、誰もが自己用住宅が建築でき、土地活用ができるようにしております。なお、今年度土地計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の適用を受けて建築許可された11件のうち、改正内容に該当する件数につきましては、現段階では3件でございます。また、本市では、地域住民の生活環境の保全や市民の安全・安心のために、当面の間は危険な空家等に対しまして、措置を重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今聞かせていただいて、基本的には民間に委ねたいというようなお答えであったのかなというふうに思います。私はそれはそれでいいかなと思うんですけど、先ほどもちょっと申しましたけど、空家対策計画が、ちょっと私の捉え方からしますと、守りの計画というようなイメージをちょっと持ってしまいまして、もう少し攻めの部分もあってもいいのではないかなと。いわゆるその攻めの部分というのが、先ほどから申し上げました、今も申し上げました、有効活用という部分なんですけど、民間に委ねるということであつたら、私はそれはそれでいいのかなというふうに考えますし、それをただ単に委ねるというだけで終わらずに、そうしたら、その民間に対して何らかの支援といたしますか、そういったことをすれば、より民間の方もやりやすいのではないかなというふうに思うんですけど、そのあたりはどうでしょうかね。ちょっと考えていただくようなこととかはございませんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 今委ねるという話をさせていただいていたんですけども、今後、今の経済の状況を見ながら、その辺は考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 空家は放っておいたら空家のままなんですけども、先ほどから言っています、有効活用をしたら、いわゆる古民家再生というようなことも十分できると。他の市町ではそういうことも実際結構起こっていますし、都市部においては古民家を使った飲食店等も非常に集客力があつたりというような部分がありますので、そういったことも視野に入れていただいて、今後の空家対策、守りの部分と、いわゆる攻めの部分と両方の視野といたしますかね、視点を持っていただいて、取り組んでいっていただけたらなというふうに思います。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩をいたします。

（午前9時39分 休憩）

（午前9時40分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第6号、第2番、山崎敦志議員。

山崎議員。

○2番（山崎敦志君） 皆さん、おはようございます。2番、新誠会、山崎です。

1点、野洲市商工振興についてご質問いたします。

近年、市内における企業、事業所及び商工会会員を中心に、各種団体の協力を受け、まちの活性化につながる活動として、オクトーバーフェストやす等の住民参加型イベントに取り組んでいただいています。にぎわいのあるまちづくりには、市内企業、商工会の発展が重要なポイントとなります。平成30年12月に制定された工場立地法準則条例の緑地面積率の見直しの効果により、市内企業の設備投資が活発になるなど、経済や就労者の拡大傾向を示す中、今回、野洲市商工業振興基本条例の制定に取り組んでおられます。現在、そのパブリックコメントを実施されているわけですが、私も事業所出身ですので、この辺をしっかりと理解し、条例の紹介をしたいと思っておりますので、その内容について以下のことを質問いたします。

1つ目、基本指針にある地域の小規模企業者を中心に経営支援を行うとあるが、なぜ小規模企業者を中心とするのか。また、小規模企業者の現状と課題を問います。

2つ目として、各種の役割にある市民の役割として、商工業の振興が市民生活の向上とまちづくりの推進につながるということについて理解を深め、商工業の振興に連携及び協力するように努めるとあります。具体的にどのようなことを示すのか問います。

3つ目、同じく金融機関の役割として、事業者の資金事業に対する適切かつ積極的な対応、経営の向上及び改善に対する支援により、商工業の活性化に資するよう努めるとあります。どのような形で実施を要望されるのか問います。

以上3点、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、山崎議員の野洲市の商工振興についてお答えいたします。

1点目でございます。なぜ小規模企業者を中心とするのか、また、その現状と課題についてということでございます。まずは、中心といたしますのは、市内企業のうち小規模企業者が8割以上を占めています。これは県も国も大体同様の傾向でございますが、まずそういうところがあって、それはいずれも地域に根差しながら身近な消費者に物やサービスを提供すると共に、地域の働く場として、また安全・安心なコミュニティーの維持に貢献するなど、重要な役割を担っていただいています、市民生活の維持向上にとって不可欠な存在であるということでございます。その経営支援を行うことが求められているということでございます。その現状でございますけれども、ネット通販、このごろ特にネット通販などでその購入とかがありますけれども、そうした消費行動の多様化、そして、少子高齢化等の構造変化が進む中で、資金や人材等の経営資源にかなり制約がありまして、大変厳しい経営環境の中にあるということです。また、このことに加えまして、人手不足とか後継者不足等を背景にした廃業が、これは商工会の会員ベースでございますけれども、平成28年度で8件、そして平成29年度で15件、平成30年度で12件の廃業、これは商工会ベースのデータですけれども、そのような現状でございます。実質もっと多いということは言えると思います。このことから、企業価値を高めるなどの経営の安定化、また経営者の高齢化等による事業承継、これはM&Aとか、あるいは親族内承継、いろいろありますけれども、そういったものが喫緊の課題となっているということでございます。

2点目の市民の役割とは具体的にどのようなことを指すのかということでございますけ

ども、これはいろいろありますが、例えばですけれども、議会でもしばしば言われますけれども、いわゆる買い物弱者ということが一つの課題になっております。その大きな原因の一つに、大店法とかもあるんですけれども、クローズアップされるわけですから、それに矮小化するとちょっと見にくくなるので、その背景に、私というか、私もですけれども、百貨店とか大手スーパーが欲しいと、そういった人々の要求があったのも事実で。つまり、それは地元商店街での買い物が激減したということで、結局、地域にお店がなくなって、今となってはそれで買い物弱者で困っているということが、それも一つの要因であるということが言えると思っております。したがって、企業者の経営努力はもちろんのことでございますけれども、消費者も現在の利便性を損なうと、損なわれないという、そういう観点に立てば、いわば買い支えという消費行動も大切な視点になるなど、商工業の振興と市民の生活の向上という関係性について議論を深めていただければというふうに思っております。一言でいいますと、地元のお店を利用して育てるといっても含めた地産地消という考え方が非常に大事だと思っております。

そして、3点目の金融機関についてでございますけれども、事業者への支援や創業支援等に際しまして、特に先ほども言いました、資本に乏しい小規模事業者をはじめとした資金需要に対して、金融機関が的確にやっぱり手を差し伸べていただきたいと。そのためには、商工会等と連携して、経営指導とか創業者へのアドバイス、また、事業者のコンサルティングや事業継続、事業拡大を積極的に支援いただけるよう働きかけたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。詳しく説明していただきました。

私は特に今、説明があった中で、事業承継が喫緊の課題だと考えています。このことについては現在の商工会を中心に鋭意進められておられ、期待しているところでありますが、そこで2点再質問をしたいと思います。

1つ目は、このまま何もしないでおくところのような影響が出るとお考えか。この条例の意義に係るところであると思っておりますけれども、何もしないでおくところのようなか。

2つ目は、金融機関についてですが、最近、金融機関の指定出張所の統廃合が進んでいます。ニュースでも流れておりますけれども、どのような考えか。進んでおるがどのような要望をされるか、もう一度伺います。通告していませんが、関連の質問だと思います。

ので、回答できる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 1つ目で、このまま何もしないでおくということで、どのような影響が出るかということでございます。特に事業承継は5年から10年、その準備がかかるということが言われて、指摘がされております。そういう意味でも、早く手を打って出ないと、先ほども言いましたけども、その廃業がますます増えていくということが言えると思います。経済的にも市民生活に大きな負の影響が出るのではないかというふうに思っています。数字的なことをいいますと、前回に矢野議員の質問で若干は触れましたけども、県の試算で2025年ごろまでに、累計で4万3,000人の雇用、そして、約1,400億円のいわゆる県内総生産が減少すると、失われると、そういう可能性があります。仮に平成27年度県ベースで見ますと、大体6兆円、総生産額が6兆円。市で約1,700億円です。単純に比例計算しますと、雇用で2025年までに約1,000人ぐらいの雇用、そして、35億円ぐらいの市内総生産が失われるという可能性がある。そのような影響が出るものと推測しています。

2つ目でございます。金融機関の支店出張所の統廃合が進んでいるがどう考えているかということでございます。金融機関は地元の商工業も支え、市民生活にとっても非常に大事な存在だというふうに思っております。一方で、マイナス金利政策によって、金融機関がその合理化を進めるために統廃合をしているという現状があるのは事実で、それはもう一定理解していますけれども、ただ、その縮小していく社会に合わせて合理化を進めるというのではなくて、先ほど言いました役割を通じて、改めて地域での存在意義というものを示していただいて、地域に根差していただくように要望していきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 山崎議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。冒頭にも言いましたけれど、私も野洲市内の企業の団体とかそういうところに関わり合いがございます。その中でも、大手さんもあれば中小企業さんもあります。やはり積極的に中小企業さんも大手さんと一緒になって、野洲のまちづくりとか自分たちの仕事の拡大、いろいろなことを考えておられます。それにまた呼ばれたら、こういうような内容の趣旨ということを私なりに紹介したいというように考えておりますので、またいろいろなご指導をいただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第7号、第8番、矢野隆行議員。

矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。皆さん、おはようございます。一般質問に入る前にですけれども、今年は台風が大変多うございまして、台風15号、また19号の被害に遭われました方に心よりお見舞い申し上げたいと思います。また、野洲市議会といたしましても、全国市議会議長会の要請によりまして、現金の協力を、その方向で行動しておりますので、内容につきましては岩井議長よりまた市民の皆様にご報告あると思います。この件はまた岩井議長に要請したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回は4点におきましてちょっと質問したいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

まずはじめでございますけれども、国県要望書というのがございまして、おそらく野洲市民の皆様方は余りご存知ないというか、公表されてはいますけれども、こういった点を少し市民の皆様知っていただきたい。また、先に述べましたように、台風被害等々で野洲川の氾濫が懸念されるんじゃないかというお声も聞いております。そういった中で、吉川や菖蒲、また喜合の自治会の皆様から、特に野洲川におきましては、中州に雑木ですかね、あれがかなり橋桁まで伸びている状況がずっと続いておりまして、自治会の皆様、特に奥様方からお聞きしている中で、国県の担当者にその都度、要請、要望に、「予算はいつつくの」ということでさせていただいたところ、本当に感謝の思いでございまして、山仲市長、また担当課の皆様のお力で、今野洲川におきましては、関心のある方は見ていただいていると思うんですけれども、雑木の撤去作業が今始まっているところでありまして、今月の広報紙にも、この雑木が欲しい方は要請していただければ無料で差し上げるという広報も出ておりましたので、また担当課に連絡していただきたいと思うわけでございます。

それでは、まず第1のこの国県、令和2年度要望書につきまして、これは令和元年の8月1日に、知事、副知事、また各担当部長からへ、市長、また各部長さんが要請に行っておりまして、この件をちょっと内容的に皆様知っていただきたい、こんな思いでございしますので、よろしく願いいたします。

まず1つ目ですけれども、知事部局への要望につきまして、経過報告とそれに伴う見解

を山仲市長へお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。矢野議員の国県への要望についてのご質問にお答えをいたします。

令和2年度の予算編成にあたりまして、国県への要望を行っております。要望書を持って知事等に出会いましたのは今年の8月1日であります。内容はさまざまでございますけれども、大きな重点項目といたしましては、今もご指摘のありました野洲川、日野川あるいは妓王井川、光善寺川、童子川等々の河川の問題、それと国8バイパス、湖南幹線等の道路の問題、これは重要であります。それと、今年度特に取り上げましたのは、環境保全型農業直接支払交付金、これは年度当初に枠組みを変えるということを事務レベルで情報がありまして、特に大豆、これまでいわゆる環境保全型の大豆で10アール当たり4,000円の支援があったんですけども、突然、来年度からゼロにすると。今、野洲市内が一番たくさん生産をいただいています。まさに自然の大豆ということで。でも、何か国の方が効果がないとか、県もついていけないとか、徹底抗戦をいたしまして、その行くまでにも随分やりとりをしたんですけども、それをここに掲げて、ゼロはとりあえず防げて、営農意欲をそがない形には多分なるだろうと思うんですが、最終的に県の予算が決定するまでわかりません。そういうことでいけました。それと、あと、信号機、これは公安委員会もそうなんですけど、信号機の問題。それと、中長期的な課題といたしまして、もう制度疲労というか、制度が破綻している民生児童委員制度のあり方ということで、主なものとしてはそういうふうに申し上げました。

信号機につきましては、その後もいろいろやりとりをしまして、今年度、全県1機もついていません。従前でも十数機はついていたりとか、10機になったり等なんですけど、今年度はゼロということで、これでは今、野洲市内でもいろいろご要望いただいている箇所がどうしてもつけてほしいところが幾つかありますので行きました。これは後の首長会等々でも取り上げたんですけど、あっと驚く回答が出てきまして、県警本部長は、「つくべきところには全部ついてある」と。「ついてないところには交通標識とか一旦停止とかといった、いわゆる交通安全施設が措置されています」ということで、これは市長側も納得してないんですが。今後また知事も、知事も何も言わないので、追認している形になっていきますから、どういうことなのかということで、ほとんどの首長が納得していません。野洲市内でもかなりのところで要望いただいている、要望していますし、全県でいきますと、実

数は何か公表しないんですけども、一説では700台ぐらいが待っているとかということなんです、公安委員会の県警本部長は、先般の会議でこれを全てリセットされまして、先ほどのようなお答えになっているので、皆さん、あっけにとられています。

それと、先ほどの河川改修の面ですけども、天井川であります光善寺川、これも県がダムを廃してから、私は納得してない流域治水の考え方で、これではということで、私たちが提案をいたしまして、県は5年計画をつくるようになりまして、今回第2期の計画です。第2期の計画の当初には、光善寺川は何もしないとなっていたんですが、これは絶対のめがないということで、光善寺川が調査区間にして、今後、県が改修に向けた具体的な調査をするということになりましたので、これを前提にした要望を行っております。要望とはいえ、今お話ししましたように、基本的には国とか県の役割の内容でありますので、私の心は要望というよりは本来国県の役割を果たしていただきたいという心ですけども、名称は要望になっています。

それと、エピソードですけども、この8月1日に行って帰りがけに、知事の方から逆に要望を受けまして、「ラグビーを何とかありませんか」という、これは7月18日の県の首長会議で突然言われて、事務レベルではだめだと聞いていたので、その場で、「無理ですよ」と言ったんですけども、また理不尽に、「何とかありませんか」というので、「いや、何ともありません」と、「これをはっきり文書で出そうと思っている」と言ったら、「いや、文書を出してもらったら困る」というふうに知事が言いましたので、「じゃ、どうしたらいいのか」と言ったら、私たちみんな部長もいる前で、向こうの職員もいる前で、「私がこの場で確認をします、だめだということ」ということなのに、その後もまだ記者会見とか県議会では、「野洲市を説得する。理解を求める」と言っています。私は余り認識してなかったんですが、その理解を求めると言っているんで、一般の方は知事からきちっと何らかの働きかけがあるというふうに思われていますし、それを野洲市が拒み続けていると思われているんですけども、8月1日以降、知事とラグビーに関して話したことは一切ありませんし、ただ、半月ほど前に、教育委員会を通じまして、「話し合いをしたい」ということがありましたので、「大歓迎。そのかわり、公開の場でやりましょう」ということを返したら、また音信不通になりました。参考までにお伝えをいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） それでは、今流れというか、検討のつながり、進んでいる分、進ん

でない分がございますので、次に行きたいと思います。

2番目ですけれども、教育委員会部局におきましての経過報告とまた見解を教育部長にお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 市教育委員会の県要望につきましては、私、教育長の方からお答えいたしたいと思います。市教育委員会としましては、今年7月末に県教育委員会に訪問して、県の教育長、それから教職員課をはじめとする各関係課長、参事に要望してきました。大きく3つ要望しています。

1点目は、生徒指導の充実に向けた教員配置とか、例えばスクールソーシャルワーカーの拡充の部分です。それから、2点目は、特別支援教育の充実に向けた教員配置や、また、通級指導教室というのが幾つかの学校であるんですけども、その増設を要望いたしました。それから、3つ目は、教育課程の充実に向けた教員配置。以上、3点を教育長にまずお話をし、その後、関係課に要望してまいりました。

また、教育長とお話をしましたのはこの3点に加えまして、教職員定数そのもの、通常の学級、普通の教室ですね、クラスが何クラスあったら先生が何人配置されるという、この国の基準があるんですが、この根本的なこの基準を見直してもらって、先生の数を増やしてもらわんと、どうもいきませんよというお話をしてまいりました。

こういうことについて、毎年のように要望をしてきた結果、今年度、今年4月には小学校の外国語活動を担当する英語の専科教員、英語だけを教える先生、小学校はそういう先生は余りなかったんですけども、それが今、昨年まで2人でしたが、今年度は1人増えまして3名というふうに増えました。また、今年度、通級指導教室というのを今、お話ししましたが、野洲北中学校、中学校は野洲中学校だけやったんですけども、規模からいいますと野洲北の方も余り変わりませんので、野洲北中学校にも配置をいただきまして新しく開設することができました。

それから、ずっと要望しておりましたスクールソーシャルワーカー、これは県からの配置はわずか1名なんですね。あと6名を市で雇って配置をしているんですけども、県の配置が余りにも少ないということでずっと要望しているんですけども、今年はわずか12時間だけ増えました。こういうことが経過としてはお伝えできるかなというふうに思っております。

しかしながら、道徳が教科化になりました。あるいは、小学校で英語を3年生から外国

語活動、3、4年は外国語活動で、5、6年が英語科というふうになって、英語を教えるということがそれぞれ増えてきました。それから、プログラミング教育というて、コンピューターの時代になりますと、どういうふうなシステムを使って、どういうふうに指示をしたらどういうふうに動くという、こういうことを教える新たな指導をなさというふうなことが増えました。学校で指導する中身がどんどんどんどん増えているんですね。そんな中で、もう一方は、不登校とか、あるいは虐待、いじめの早期対応、組織対応、さらには特別支援教育を進めなさいということで文科省が言っていますが、それに対する人的な補償というのが、もう各現場でというか、市町で対応せえということになっていますので、本市でも支援を何人もつけて対応しているんですけども、本来、国県としてそういうのをつけるべきであるというようなことも要望してきましたけども、なかなか難しい実態です。一人ひとりに応じたきめ細やか支援をしていくためには、国としてそういう施策を出したんやったら、国県がその人的にも補償するのが当然ではないかなというふうに思っておりますけども、まだまだその部分が不十分と。そういう実態でございます。根本的に教職員定数、先生の数を増やすということが不可欠であるというふうに考えていますので、これからも引き続いて、国県に対して要望を続けていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 教育長のご苦勞がよくわかるわけでございます。また、英語教育が今後また2020年度からかさ上げというか、そういう中で1名でもそういう専門家が入ったことは嬉しいと思います。特にスクールソーシャルワーカーにつきまして、野洲市は一般の方、普通予算からつけていただいて、これは物すごくいいあれで、また県にこれから私たち公明党としてもまた要請していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、次に、3番目に警察本部の経過報告を市民部長にお聞きしようと思ったんですけども、もう市長の方から答弁いただきましたので、野洲市におきまして1カ所、やっぱり北の3差路のところに移設してついたというこんな経過がありますので、いかに県警本部が信号に対しての予算がついてないというのが、市民の皆様はわかっていたいたのではないかと思います。

それでは、次に、これは第9次一括法ということで、今の教育長の言葉にあるように、今

はもう1次から9次まで来ていまして、地方から声を上げなさいという国の動きがあるんですけれども。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員、済みません、ちょっと途中になりますけれども、ここで一旦暫時休憩をしますので、10時25分再開といたします。暫時休憩させていただきます。10時25分再開しますので、よろしくお願ひします。

（午前10時13分 休憩）

（午前10時25分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8番、矢野隆行議員の一般質問を再開いたします。

矢野議員。

○8番（矢野隆行君） ナンバー1が終わりましたのでナンバー2に入りたいと思います。

第9次一括法につきまして現状を伺いたいと思います。これは平成28年度に第5次のときに確認させていただいた折には、あのときは市営住宅等々が市の方に移譲されております。平成26年から新たに導入いたしました、これは提案募集方式による地方公共団体からの提案等を踏まえまして平成30年、地方からの提案等に関する対応方針に基づき、都道府県から中核市へ事務・権限等の移譲、義務付け・枠付けの見直しを推進するために、法令整備が行われております。本市には直接関係ない部分もあると思うんですけれども、今は実際どこまで国が本気になって、中核都市、いずれはこういった市町へ来ると思いますので、途中の経過報告みたいになると思いますけれども、こういったのもまたこれからの課題となりますのでお伺いさせていただきたいと思います。

第9次一括法におきましては、これは令和元年6月7日に公布されておまして、体制整備に特に時間を要するもの等を除きまして、公布日から施行させております。この提案募集方式に基づく地方からの提案につきましては、平成30年度、地方からの提案等に関する方針、対応方針を踏まえまして、都道府県から中核市へ、内容的には事務・権限の委譲や、また地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等の関係法令の整備を行うとなっているわけでございます。また、都道府県から市町村への事務・権限の委譲につきましては、施設型給付費等に係る処遇改善と加算の認定に係る事務・権限につきましては、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、これは2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて、必要な処置を講ずるとなっているわけでございます。また、介護保険等につきましても、指定居

宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者及び指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院の開設者の業務管理体制の整備に係る事項の届出の受理等に係る事務・権限について、中核市に移譲するとなっておるわけでございまして、現状は本当に国が何をしようとしているのかがいまいち僕らもつかめない状況でございますので、こういったのをちょっと整理するために、まず1番目ですけれども、ここの第1次から第9次までの当市の取組とまた市長の見解、こういった点をお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員からご質問いただきました第1次から9次の一括法に係る本市の取組についてお答え申し上げます。

本市では9次にわたる地方分権改革における位置づけられた制度につきましては、最大限活用しながら本市独自のまちづくりを進めております。しかし、地方分権改革は、本来は地方公共団体、基礎自治体の意思決定、そして財源を含めて、自立性、そして自主性の強化を図ることが目的となっておりますが、まだ国と地方の関係、あるいは役割は十分に明確にされてないと考えています。今もご質問で、いろいろな事務、事務の裏には権限があるはずなんですけど、権限というよりは事務が移譲されていますけども、本来、事務をなくした方がいい事務を移してきていると。まずは自ら事務を整理してスリム化した上で、必要なものを移譲すべきであるのに、従前の事務をそのまま抱えて移してこられて、結果的に人も厳しい、財源も厳しい中で、自治体が余計な事務をせざるを得ないと。ですから、前は国とか都道府県が基礎自治体を縛っていたんですけども、その事務が基礎自治体に来れば自由になるかということ、事務は縛られてしまっているんで、自らが自らを縛るという余計なことをせざるを得ないということになっていまして、これなら、縛るんだったら向こうで縛っておいてくれた方がましでしたよ。このあたり、根本的に変えていかないと、ますます自治体は疲弊をする。本来市民に向き合った必要なサービスをする余力がなくなってくるんじゃないかというふうに危惧をしております。

それと、一方では分権と言いながら、さまざまな制度で自治体を縛る、足かせが出てきております。それは何かといいますと、交付金、補助金をつけるといいますか、措置するにあたっては、計画をつくらないといけないと。計画、計画、計画ばかりです。福祉から道路、河川、農業、全て計画をつくらないと補助金を出さないと。結果、その計画は必置ではないんですけども、つくらないと補助金をもらえないとなると、暗黙の強制になります。

今回も国土強靱化計画、これは私たちもつくろうと思っていたんですけども、もう来年度といえますか、再来年度、来年度をにらみながら再来年度からはこれをつくらない限りは補助金を出さないと行って、おどかしに近い状態になっていまして、やはりこのあたりをもっと変えて行って、本来の基礎自治体が市民に向かい合って必要な施策を健全に取り組めるように、権限も財源も措置をしていただくと。そういう意味で地域の独自性が出てくるようにぜひなっていたいただきたいなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これまでも改革は私は基本的にはいい方向だと思っておりますので、それを活用しながら従前どおりまちづくりを市民に向かって、市民のためのまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） やはり私が心配していたように、国と地方の分権と名前は提案型募集となっていますけれども、事務手続が増えて、人、また予算のついてないのが、これはほんまに現状だと私もまた認識させていただいたところでございます。

また、2番、3番、4番と続きますけれども、おそらくこれもまた国と地方自治体との格差があると思えますけれども、一応この際ですから皆さんに説明していただきたいと思うわけでございます。

2番目でありますけれども、今後でありますけど、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、名前がすごいんですけれども、を踏まえまして、以下のとおり地方公共団体の事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するとありますけれども、この課題、先ほど市長から出ましたけれども、他に課題等がありましたら、また見解をお伺いさせていただきたいと思えます。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 課題についての見解ということで、先ほど市長からもございました。国によります地方分権改革を進めているところですが、依然として地域の実情に応じた独自のまちづくりを十分に実施できてないというような状況でございます。地域の特性に応じた独自のまちづくりが進められるように、国において地方分権改革の実効性をしっかりと検証していただきたいというふうに考えております。地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けにつきましては、地域の実情に応じた見直しが十分でないというふうに認識をしておるところでございますので、これが課題というふうに考えて

おります。そういったことで十分にその辺を進めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 課題が見えてくる中におきまして、おそらく3番、4番につきましてもそういった課題というか、野洲市とまだ検討の格差があると思うんですけど、そういった点も少しお伺いさせていただきたいと。子育てについての本市の現状と課題についての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、3点目の9次一括法に係ります子育て支援についての現状と課題ということでございますけれども、矢野議員通告の中にございます例示の子ども子育て支援法の処遇改善等に係る加算の認定権限の移譲につきましては、質問の通告にもお書きいただいておりますけれども、平成30年地方分権改革に関する提案募集において提案があったものでございます。国の対応方針では2019年度中に結論を得るとされているところですが、現段階では、国あるいは県の方から詳細な情報がまだ来ていない状況でございまして、したがって、本市としてその詳細が不明の中、現状と課題について申し述べることはできないということでございます。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） おそらく4番も同じような答えやと思うんですけど、これは高齢化に伴う本市の現状と課題についてもお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 4点目の高齢化に伴うということでございますけれども、今回、一括法に係ります、例示されています介護保険法の関係につきましては、中核市への権限移譲という内容でございますので、本市については直接関係はございません。よって、現状と課題についてもその件に関して特に申し述べることはございません。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 第1次から第9次までで、なかなか国が声を上げていますけれども、地方に対してはまだまだ声が届かない状況がわかっていただいたと思います。

それでは、3番目でございますけれども、野洲市公共施設等総合管理計画についてお伺いさせていただきます。

総務省により発出されました公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進につきまして、これは野洲市におきましては、野洲市公共施設等の総合管理計画を、これは平成29年度、昨年度ですね、3月に、一昨年ですかね、制定している状況でございます。こういった点を少し確認させていただきたいと思います。

本計画によりますと、計画期間は平成29年度から平成68年、令和に例えますと令和、ちょっと計算ができませんけれども、要するに40年間として、インフラを含む公共施設全般につきまして、将来維持できる施設量を試算しまして、将来の目標数値等を定めまして、長期的な方針をこれは示したものでございます。今後は市民の皆様の意見を聞きながら施設を提供するサービスとコスト、またこういったバランスや事業の必要性等も含めまして、野洲市のこの5万人規模の本市に適した施設のあり方を慎重に判断していくことになっているわけでございます。また、今後はこの総合管理計画等に基づきまして、個別施設ごとの長寿命化計画を作成すると共に、公共施設等の総合的適正管理の取組を進めていくことが重要であると考えているところでございます。今般、各地方公共団体におきましても、制定や総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図ると共に、総合管理計画につきまして、不断の見直しを実施し充実させていくため、制定指針につきましては必要な見直しを行うこととなっているわけでございます。この各地方公共団体におかれましては、本指針及びインフラ長寿命化計画、基本計画ですね、を参考にいたしまして、この総合管理計画を随時見直ししながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進されるようお願いしたいところでございます。

こういった中におきまして、各都道府県におかれまして、また市町村においては、これに対してこれを通知していただくと共に、適切なお助言をお願いしますとありまして、また、この通知は地方自治法の第245条の4第1項に基づくものであることを申し添えておきたいと思っております。

さらにですけれども、こういった中におきまして、地方公会計、これは固定資産台帳ですね、これを活用しまして、統一的な基準による財務書類を作成する上で重要な固定資産台帳につきましては、公共施設等の総合管理に資する観点からも、毎年度適切に更新することが求められるわけございまして、この点検・診断や維持管理・更新等の履歴、こういったのも公共施設のマネジメントに資する情報を固定資産台帳に追加するなど、公共施設

マネジメントに資する情報と固定資産台帳の情報をひもづけることによりまして、保有する公共施設等の情報の管理を効率的に行うことが望ましいとなっているわけでございます。

そういった中におきまして、この固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理、また更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化に活用できる他、事業別、施設別のセグメント分析を行うことなどによりまして、各事業所施設につきまして、これを効率的、効果的な対策の検討を可能にするものでありまして、総合管理計画に基づく具体的な取組等の検討におきましても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいとなっているわけございまして、次の４点をお伺いさせていただきたいと思うわけでございます。

野洲市では既に野洲市公共施設等の総合管理計画に基づいて行っておりますけれども、今の現状といたしまして、１つ目ですけれども、野洲市公共施設等総合管理計画の現状と取組についての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の大項目の３点目、野洲市公共施設等総合管理計画についてということで、まず１点目でございます。総合管理計画の現状と取組についての見解にお答えをさせていただきます。

本市では、野洲市公共施設等総合管理計画で定めました内容を具体的に進めていくための方針としまして、平成３１年３月に、野洲市公共施設のあり方を策定いたしました。この中では、総合管理計画の最初の１０年間における施設整備の方向性を定めているものでございます。現在、このあり方の考え方に基つきまして、施設ごとの具体的な対策の実施内容を定めた個別施設計画の策定を現在進めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○８番（矢野隆行君） 個別計画に取り組む中で、市民の声はこういった中でこういった形で生かせるのか、そういった点、もし説明があるようであれば、ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 市民の声をどのように生かすかというところでございますが、まず公共施設につきましては、市民の皆さんが安全で安心で、そういった使いやすい安全な施設というのを今後も提供していかなければならないというところでございまして、

その施設ごとに不具合が生じてから直すのではなくて、耐用年数に基づく修繕計画をしつかりと立てていく必要がございますので、これは市役所側で各施設、所管課において、適正に維持管理に努めるように計画を立てていきたいと、このように考えております。まずは、市民の皆さんが安心して利用できる施設というのを目指して、計画を実際に立てていくというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 2番目でございますけれども、こういった整理、個別計画の中でどういったふうに整理されておるのか、こういった点をちょっと2つ目にお聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の2点目でございます。総合管理計画の整理が必要と考えるが、見解を伺うということに対してお答えをさせていただきます。

本市では、野洲市公共施設等総合管理計画における具体の実施方針として定めた、野洲市公共施設のあり方におきまして、10年ごとの中長期的な施設整備に係る方針を示すこととしておりまして、さらにその中間年には定期的な見直しを予定しております。したがって、状況の変化等を踏まえた個別の施設の整備方針等につきましては、公共施設のあり方の中で策定、あるいは見直しを行っていく計画としております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 中間的に見直していく、そういった形で、そういった中で市民の声等々も取り込みながらやっていただきたいと、こんな思いでございます。

3番目ですけれども、これは先ほど説明したように、公共施設のマネジメントに資するところの情報といたしまして、固定資産台帳の情報をひもづけることによりまして、保有する公共施設の情報の管理を効率的に行うことが望ましいとございますけれども、こういった点についての見解をお伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の3点目でございます。固定資産台帳とのひもづけについてということでお答えをさせていただきます。

野洲市公共施設等総合管理計画を策定する前段階としまして、固定資産台帳を整理しま

して、その上で計画を策定しておりますので、総合管理計画と固定資産台帳はひもづいているという形に現在なっております。今後も効率的あるいは効果的な管理に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） ひもづきでしっかり固定資産台帳の中でコントロールしているということでございます。

4番目でありますけれども、公共施設等の総合管理に資する観点からも、これは毎年、毎年度適切に更新が必要ということもなっておるわけございまして、なかなか先ほども事務が煩雑している点もありますけれども、こういった点がどこまで適正に行われているのか、こういった点をちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の4点目でございます。毎年度の見直しについてというところでお答えをさせていただきます。

野洲市公共施設等総合管理計画につきましては、平成28年度を始期としまして、40年後の目標値を定めたものでございまして、これに基づき個別計画を策定しておりますことから、全体計画の毎年度の見直しは必要なく、今後一定の期間を置いた時期に必要と認めた場合に見直しを行うこととしております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 確認させていただいたのはホームページ上、もう既に終わっている事業もありますので、そういった点もちょっと市民が見た場合ですけれども、もう既に終わっている施設に対して、まだ更新ができてない、こういった現状がありますので、そういった点もチェックできるようなことで、今回確認させていただいたところであります。これはもう答弁は要らないと思います。

それでは、4番目についてお伺いさせていただきます。

第4番目でありますけれども、CO₂濃度最高を更新、WMO深刻な温暖化というのが一般紙にもせんだって載っております。こういった点を少し確認させていただきたいと思うわけでございます。

これは第3次野洲市地球温暖化対策について主にお聞きしたいと思います。世界気象機

関（WMO）によりますと、地球温暖化を引き起こす待機中の二酸化炭素、CO₂の世界平均濃度がですけれども、2018年度に407.8PPMとなり、前年に引き続き過去最高値を更新したと発表しております。これにつきましては、2017年に比べまして2.3PPM高く、上昇率は過去10年の平均値を上回った。これに対しましてWMOは、「異常気象や海面上昇、生態系の破壊など、将来の世代が温暖化の深刻な影響に直面することになる」と、これは警告しているわけでございます。

これによりまして、12月の2日から13日にスペインで開かれます気象変動枠組み条約第25回締約国会議、COP25で、日本を含む先進国や大排出国に大幅な排出削減を求める声が強まるのではないかと、今行われている中で考えられるわけでございます。

このCO₂は、石炭や、皆さんもご存知のように石油といった化石燃料の使用に伴いまして排出され、温室効果ガスの中でも最も排出量が多く、WMOのターラス事務局長は、「パリ協定に基づき各国が排出削減目標を掲げているにもかかわらず、濃度が下がる兆しは見えない」としておりまして、目標の上積みが必要だと指摘されているわけでありまして。

また、野洲市におきましてのこの第3次野洲市地球温暖化対策によりまして、今取り組んでおるわけでございます。本計画は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づきまして、市役所の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため策定するものでありまして、市役所が行う全ての事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの積極的な取組を行うことによりまして、直接的、また間接的に抑制していくことを目的としておるわけでございます。この本計画の期間は平成30年度から5年となっております。この5年間における温室効果ガスの総排出量を二酸化炭素換算といたしまして、これは平成28年度を基準にいたしまして、5%以上削減することを目標にしているわけでございます。

こういった中によりまして、野洲市役所が行うべき事務及び事業として温室効果ガスの総排出量、二酸化炭素換算算定の対象となる施設の範囲は、エネルギーの使用の合理化に伴う法律に基づきまして、エネルギー使用量等の報告対象施設と同範囲としますとありまして、次の点をお伺いさせていただきたいと思うわけでございます。

何年か前にも山仲市長にこのCO₂削減につきましてはお伺いしておりますけれども、日々CO₂削減に対しましては変わっているわけございまして、もう一度この一番目として、CO₂削減についての市長の見解をお伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長(山仲善彰君) 矢野議員のCO₂削減についての見解のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおりCO₂など温室効果ガスの数値が上昇し、明らかに温暖化が進んでいるという状況は大変深刻な事態だと考えております。以前も申し上げましたように、まち、市民の取組は絶対大事でして、その集約が国全体、あるいは世界の数値になるわけですが、ただこの枠組みを変えていくのは、今もご指摘あったように、COP25とかといった国レベル、あるいは国際レベルの取組が必須であります。ただ、残念なことに、一番の排出大国であるアメリカは今の大統領になってからも全く反対方向に進んでいますし、若干日本政府のそちらに配慮しているという気味があって、そこは懸念をしておりますが、いずれにしてもそういった取組が大事であります。

市といたしましては、最大限市民生活を守りながら温室効果ガスを減らすという取組で行っております。まず、クリーンセンターの余熱利用、これは当初から計画しておりましたが、従前の施設ですとごみを燃やした熱は排出をしておりましたが、今はそれをプールあるいはお風呂に使おうということで、その分、熱効率はよくなるというふうに考えておりますし、一番大きな排出源の一つである交通につきましても、今日も朝、私が来るときにもう国8はひどい渋滞でして、交差点に車がたまっているぐらいでしたが、バイパスができればその円滑化は、渋滞緩和だけじゃなしに、安全とか地域の活性化にも役立ちますが、いずれにしても円滑化によるCO₂の削減効果は大きいというふうに考えておりますし、公共施設等の照明のLED化等々、可能なものは進めております。今後も環境基本計画あるいは地球温暖化対策の実行計画に沿った取組を進めてまいりたいと考えております。

日本レベルでいいますと、今国際的に批判されているのは、ご承知のように、石炭火力発電所の増設計画です。原子力発電所をとめている分がそこへ出ていっているわけですが、昔の石炭火力から見ると、熱回収効率は随分高まっていますし、排ガスも従前のような排ガスが出ない仕組みにはなっていますけれども、CO₂だけは発生いたしますので、今電気化と言われてはいますが、車も何もかも電気、結局、裏には石炭火力、あるいは天然ガス、石油の化石燃料の燃焼によって私たちの生活が成り立っているというところは、やはり共通理解をしないといけないと思っています。日本の数値は結構成績がいいんですけども、これはご承知のように、過去何十年か前にあった製鉄とかアルミ等々の重工業がなくなったというか、その役割分担が途上国に行っているから日本の成績がいいわけであって、先ほど申し上げましたように、やはり国際的な仕組みの中で削減を図っていかないといけないと思っています。

それともう一つ大きな課題は、太陽光発電の買取り制度が変わりますので、今後どうなるのか。それと、余り皆さん気づいていただけてないと思いますけども、各家庭の負担金、あれもまだしばらく増えていきますから、一番最初のは制度が変わりますけども、それ以降、まだ増設されている方の分の負担金、これは都市計画税どころじゃないぐらい、皆さん方、払っていただいておりますので、財政的な、経済的な負担と共に、自然エネルギーではありますけれども、負担が伴っているということも大きな課題であるというふうに考えております。

見解を求められましたので、まずは取組が大事ですけども、国際的な枠組みの中で取り組むということで、国にももう少しリーダーシップを持って頑張っていただきたいと思えます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 市長の見解をお伺いさせていただいた中でありましたように、国がそういった形で引っ張っていくのは当然でございますけれども、そういった中によりまして、野洲市の独自の取組をちょっと確認させていただきたいと思えます。

2番目でありますけど、第3次野洲市地球温暖化対策についての、これはもう始まっておりますけれども、こういった取組につきましての今の現状と見解をお伺いさせていただきたいと思えます。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の2点目でございます。第3次野洲市地球温暖化対策の取組についてということでお答えをさせていただきます。

具体的な取組といたしましては、市役所庁舎の照明をLED化することで、電気使用量を抑制することができました。実績についてですが、平成30年度における温室効果ガスの総排出量は約6,360トンとなっておりまして、基準年度である平成28年度と比較をしまして約11%の削減となっております。現時点で目標以上の削減となっておりますが、削減の大きな要因といたしましては、新クリーンセンターへの移行や温水プールの閉鎖による電気使用量の大幅な減少が考えられます。今後も農業集落排水処理事業の終了による施設の閉鎖などにより、電気使用量の減少が見込まれることから、今年度の実績を集計した後に精査を行いまして、削減目標の修正などの計画の見直しを行うことを現在、考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 5%を上回った11%も来ていることは本当にいい取組をされていると感心したところでございます。このLED化は、今は何%ぐらいまで来ているのか、ほぼ来ていると思うんですけど、わかればちょっとその辺、庁舎のLED化について、わかる範囲内で答えられたらお聞きします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） 矢野議員の再質問でございますが、LED化、この庁舎につきましては、LED化することが可能な照明器具を設置しているところについては全てLED化完了してございます。中には幾つかまだ交換ができてない。それは器具ごとかえなければならないというような制約がございますので、現在は使用できる器具においてLED化を進めたというところでございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 次、3番目でありますけれども、今はほとんどペーパーでやっているわけですけど、ペーパーレス化ということにつきましては、燃えるごみには出している部分もあるかと思うんですけど、こういった考え方についての見解があればお聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、3点目でございます。ペーパーレス化についてでございますが、計画におきましては、温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取組といたしまして、ミسプリントの抑制、必要量の精査、プロジェクターの使用による会議資料の抑制など、用紙類を使用する際に配慮すべき項目を上げまして、それぞれの職場において用紙使用量の削減を現在図っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） しばらくはいきなりペーパーレスは難しいと思いますので、徐々にまたそういった方向性を考えていただければと思います。

次、4番目でありますけれども、クリーンセンターの焼却ごみの削減、これはかなりクリーンセンターも頑張っておられますけれども、なかなか削減が下げどまりに今なっている状況であります。こういった点の現状をちょっとお伺いさせていただきたいと思

うわけでございます。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、4点目でございます。クリーンセンターの焼却ごみ削減の取組についてということでお答えをさせていただきます。

市役所において、特に大量に使用する用紙類につきましては、焼却ごみとしては処理せず、指定工場において溶解処理をすることで再資源化をしております。また、市役所から排出する廃棄物につきましても、市が指定する分別方法に従いまして適正に処理をし、再利用や再資源化を推進することによりまして、廃棄物の減量化を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 再質問というか、クリーンセンターの焼却ごみの削減といたしまして、せんだって党员研修でクリーンセンターに伺ったおりですけれども、雑紙というのを各家庭に袋をいただいておりますけれども、特におかしのケースの袋、これがなかなか回収ができないとお聞きしていまして、各家庭から出る雑紙の中でお菓子のケースとか、これはうちの我が家でも一緒なんですけれども、もう破って燃えるごみに捨てている、こんな現状がありますので、こういったのをいま一度、広報等はできないかなということで、せんだってクリーンセンター所長ともお話をしたところであります。こういった雑紙の回収をもう少し増やせる方法を考えておられるのか、そういった点があればちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 雑紙のさらなる取組ということでございます。

ちょっと通告でないものであれですけれども、一応28年の3月に今言われました雑紙回収袋を配布して取組をしているわけです。実績的には28年で、取組前が250トン、28年、29年、30年、この3年で統計をとるということ自体が余り意味がないですけれども、一応10トンから25トン増加、増加というのはいわゆる資源ごみの増加です、10から25トンぐらいは増加しておりますので、一定のこの袋による成果というのはあったのかなというふうに思います。一方で、焼却ごみの全体量も若干減っておりますので、紙と古布が、組成分析がそこまでできませんので、一定減少、5、600トン減少しておりますので、28年に比べたら。ということは、効果があったというのが、この所詮3年でございます。

すけども、そのように推測しております。ただ、矢野議員おっしゃるように、まだまだこれは取組、CO₂も含めて、再資源化の取組というのは大事な話でございますので、一層3Rの推進等々に古布も含めて取り組みたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 一気になかなか難しい話でありますので、徐々に広報等を使いながら減らしていただきたいと、こんな思いでございます。

次に、少子高齢化の中でありまして、紙おむつの処理というか、これはかなりウエイトを占めてくる時期がもうすぐ来ると思うんですね。そういった中で今、紙おむつは焼却されているわけございまして、この再資源化というのも既に行われている市町村もあるわけございまして、これに対する市の認識、この辺があればまたお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 5番目の紙おむつ処理の再資源化の取組ということでございます。議員おっしゃるように、ここ10年で160%ぐらい増えているというデータはあります。その中で、今環境省におきまして、紙おむつの再資源化に係るガイドラインというのを今年度策定中ということで、一応今年度策定の予定ということは聞き及んでおりますので、そのガイドラインの策定を見て、野洲市としてきちっと検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 本当にこれからの課題になると思っておりますので、また徐々に検討していただければと思います。

最後でありますけれども、CO₂の先ほど市長からも答弁がありましたけれども、電力というのは欠かせないものでございまして、どういった形で電力抑制を行っているか、各施設といたしまして、総務部長、また、教育関係でいきますと教育長にお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（小山日出夫君） それでは、矢野議員の6点目でございます。電力抑制するための対策についてということで、まず、庁舎に係る内容についてお答えをさせていただきます。

ます。

先ほどもお答えをさせていただきましたとおり、平成31年1月に庁舎の照明をエネルギー効率のよいLED照明に更新をしてございます。その他、空調の運転は温度管理を徹底すると共に、ブラインドやカーテン、窓の開閉に配慮し効率的な運転を心がけ、不要な照明の消灯、エコオフィス運動などを実施し、庁舎の省エネルギーを推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 学校施設の電力抑制についてお答えをいたします。

学校施設における電力抑制につきましては、特に空調機については、集中管理システム、デマンドコントローラーを導入して電力量の抑制を図ると共に、学校施設における空調設備運用基準に基づき、稼働時期、設定温度、室内機フィルターのメンテナンス等を留意し適切な運用を行っているところでございます。また、照明につきましては、これまでも施設大規模改修時に廊下やトイレなどの照明にLED灯を設置してまいりましたが、今後の改修時には設置対象を広げ、教室や体育館の照明についてもLED灯を設置し、電力の抑制に一層努めてまいりたいところでございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 確認させていただいたのは、中長期的に庁舎が休みになった、その冬休み明けに、デマンドがいきなり冷え切っている中で電力をあっちもこっちもつけると、デマンド契約というのは一度上がってしまうと1年間その分を余計に払わなあかんというのが起きますので、そういった点にちょっと気をつけていただきたいと、そんな思いで質問させていただきました。

これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第8号、第5番、坂口重良議員。

坂口議員。

○5番（坂口重良君） 皆さん、こんにちは。新政会、第5番の坂口でございます。通告どおり質問をさせていただきます。

JR野洲駅前に建設予定の野洲市民病院工事が11月14日に入札が実施されました。3社のうち1社が辞退をされ、2社が応札されましたが、いずれも予定価格を上回り、不

調となりました。

この日の一般競争入札では、令和元年度工第34号野洲市民病院整備工事として発注されたもので、ゼネコン2社が応札をいたしました。入札金額は91億3,000万から88億2,200万であり、2021年度までの債務負担行為として設定されました約85億円を上回り、不調となったものであります。

滋賀県下の入札状況は厳しい状況となっております。2024年度開催予定の国民スポーツ大会の主会場として、滋賀県が彦根市で整備する陸上競技場の建設工事は不調となっております。また、彦根市役所本庁舎の耐震化整備工事も3回連続して不調となっており、今回4回目で成立いたしております。

さらに隣接の守山市が市環境センターに併設して建設を予定している温水プールなどの交流施設の建設工事につきましても、応札した2社が予定価格を上回り不調、昨年でも2度不調、再度4度目の入札を予定されると聞いております。県下ではいずれも極めて厳しい状況であります。

11月21日の新聞報道では、「市場価格相当で十分落札されると事前に聞いていたので、不調は残念。予定価格との差は大きい」と述べ、「入札参加業者から提供資料をもとに設計の内容を分析中であり、病床数や病院の機能を変えない範囲内で設計を見直す。また、検討は大胆に行う旨、さらに建設費の上限価格はこれ以上上げると市民の理解が得られない」などが掲載されておりました。

開院の時期につきましては、少なくとも半年からもう少し延ばさざるを得ないとの見通しもふれられております。

そこで、山仲市長に市民病院整備に関するスケジュールを含めて、今後の対応を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 坂口議員の新市民病院整備の今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり入札の結果では、予算上限額と応札額との間に約12億円の差が生じておりました。建設事業費は、これもご指摘のとおり基本的に変更しない方針で、この差を埋めるためには、原設計の仕様、資材や仕上げ等のグレードの見直しだけでは不十分であると認識しておりまして、必要な機能、これは譲れませんので、これを維持した上で、診察室とかさまざまな諸室、そして建物機能について、数を含めて再検討による面積削減を行

う作業を今進めておりまして、ほぼ大詰めに來ておると考えておりまして、見込みありと
考えております。

また、この際に改めて発注方式につきましても検討いたしました。具体的には、今の実
施設計を見直すという従前の方式の再入札。それと一時検討いたしましたけども、設計施
工一括発注方式、いわゆるデザインビルドでありますとか、設計段階から施工者が関与す
る方式、E C I 方式と言われております。それと、基本設計段階からもう一回見直して、今の
実施設計を使わないという、もう一回原点に戻るといふ、この4方式を一応検討した結果、
やはり今の実施設計を見直すと。

具体的には、報道からも質問がありまして申し上げたように、1階減らすと約3,000
0平米弱、2,600から800の間が減りますので、その平米単価を掛けるとこの差が
埋まります。設計の中に一定のやはり意匠的な空間とか、病院としては現野洲病院を前提
にして組み込まれている部屋があります。手術室3室、これは私も当初のときも、「本当に
3室要るんですか」と言ったんですけども、院長以下、「どうしてもこれがないと」と。現
野洲病院レベルでも3室ありますから、最終的に認めたんですけども、もう一回厳密に7
月以降病院を持って責任運営をしている観点から、そういったところを見直して、手術室
の数も減らす。あるいは、宿直室とか、できるだけいい環境とかと考えていたんですけど、
結構見直して、前のがだめというのじゃなしに、これで金額でいけるんだっただらというこ
とでやったんですけども、そこを個別に私も入って、院長も入れて議論をしまして、
大体申し上げたように大詰めのところに來ましたので、設計変更を行った上で、改めて発
注するというのが現時点での方針であります。

ただし、設計変更して実施設計を上げるまでに約半年、5カ月から半年かかりますし、
その後、建築確認とか行政手続が要ります。その建物を前提にして病院の開設ということ
になりますから、そういうことを考えますと、1年は必要かなというふうに思っております。

これの詳細につきましては、予定いただいております12月17日の野洲市民病院整備運
営評価委員会において、専門家のご意見を伺った上で、一定のレベルまで持って行って、
その後、お願いをしております市議会野洲市民病院整備特別委員会、これは会期中はちょ
っと日程をとっていただけないようですので、閉会后になると思っておりますが、その場で議員
の皆様にご説明をして、ご意見を伺った上で、速やかに方針決定をして、設計変更の予算
が必要になりますので、これにつきましてできれば臨時議会を開催いただければ、臨時議

会で補正予算を提案してご議決いただきたいと思いますと思っております。

昨日入ってきました情報では、新聞報道でありました裁判が、まだ今、訴状が来てないんですけども、発送したという連絡がありましたので、結果的には裁判所は受理して、訴訟になるようでありますので、その弁護士費用も、本当は年内がいいんですけども、とりあえず見てからということになると、今議会に弁護士費用の提案は無理ですので、いずれにしても弁護士費用の面で議会をお願いしないといけませんので、そのときにあわせて提案をさせていただきたくて今進めております。

野洲市民病院整備事業は、これまで申し上げてきておりますとおり、市民、医師会、大きなご期待と要望を受けて進めております。当初から困難な事業ではありますが、一步一步これまで着実に進めてきておりますし、7月からの市民病院もいろいろな課題があつて厳しい状況ではありますが、日々改善をしていい方向が見えておりますので、両方の事業を市民皆さん方のご期待等に応えるべく進めてまいりたいと思っておりますので、一層のご支援を賜りますことをお願いいたしまして、答弁いたします。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） ありがとうございます。入札が不調になったことは非常に残念であります。再入札に向けまして準備をいただき、一日も早く着工できるよう頑張っていたきたいと思います。また、病院は市民に喜ばれる医療、経営がどれだけできるかが、また、病院はいいお医者さんをどれだけたくさん探してこられるかでございます。この時間にもお考えいただきたいと思っております。市長の病院整備に対する熱い思いを受けとめ、我々も引き続き全力で支援しなければならないと改めて痛感いたしました。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

今回の台風15号から続く台風で、東日本各地に大きな爪痕を残しました。台風19号では93人の方が亡くなられ、まだ3人の不明者があり、71河川で決壊、8万棟余りで住宅被害を受けております。亡くなられた方のご冥福をお祈りしたいと思います。史上最大の雨量を記録し、堤防の決壊による河川の氾濫、水害、そして風による建築物への被害。中でも電柱倒壊の被害による停電が一番深刻な被害状況であります。復旧に時間がかかっている。

そこで今回は無電柱化についての質問させていただきます。

平成30年4月、国交省が無電柱化推進計画を策定いたし、オリンピック開幕に向けて、東京都心部までの無電柱化に社会的問題として注目が集まっています。電柱は災害時には

凶器となり、電柱の下敷き、電線により感電もあり、大変危険であります。

少し無電柱化のメリット、デメリットを紹介いたします。無電柱化のメリットは、景観がよくなる。また、台風、地震に強い。電柱が折れる、倒れる、また架空線のトラブルがなくなります。阪神淡路大震災のときは8,100本、東日本震災では5万6,000本の倒壊があります。また、バリアフリー化に対応して、歩道が広がるというメリットがございます。また、デメリットとしては、設置コストが高い。設置工期が長い。歩道にスペースが足りまして、地上設置の変圧器に対しての浸水のリスクがあります。代表すると以上であります。その前にバリアフリー無電柱化が県の工事であることは承知をいたしております。

その上で質問をさせていただきます。駅前の無電柱化の浸水被害の想定の高さを教えてくださいたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） それでは、坂口議員ご質問の2項目目の安全で災害に強いまちをつくるの1点目、駅前の無電柱化の浸水被害の想定高さにつきましてお答えをいたします。

平成25年の台風18号における一級河川妓王井川の銀行交差点付近での正確な浸水深は不明でございますけれども、現況の写真等によりまして検証いたしました結果、最深部で約60センチと想定しておりまして、現時点ではこれと同等の想定をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 平成25年、台風18号のときは、500ミリじゃなかったですかね、500から600ということですのでよろしいですね。600で想定していただいているということですが、今現在、南ロータリーのその部分が600で想定されているということですのでよろしいですね。今現在、よろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 今現在のいわゆる県道の野洲停車場線のところで、一応60センチということ考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） それと、かさ上げの対策の必要性があると思うんですが、今回の駅

前のちょうど私らが住んでいる場所になりますが、妓王井川との交差点よりも南の方が、あちらの方は今後どれぐらいの想定の高さになっているのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 今回の交差点より南の方側ですよ。それも大体ほぼ一緒ぐらいの60センチ程度かなということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） といいましても、被害率は電柱に比べましたらメリットを有することは私も理解をしております。

最後に、平成25年ごろには、駅前南口整備事業と国道からのバリアフリー工事が妓王井川でドッキングで終了ということで当初あった工程であります。その後、平成29年の第3章、野洲市の現状と課題の中の5番目に、「災害等に対する安全性の確保、特に人口密度が高く、高齢者人口の増加が見込まれるJR野洲駅周辺においては、妓王井川の整備等により市民生活の安全性の維持向上が求められます」とあります。平成25年、台風18号の流量が流せるかが検討されまして、交差点、妓王井川の橋梁かけ替えの工事、それからボックスカルバートの工事、改修工事計画がございまして。昨日の橋議員の質問にもかぶる部分もございまして、無電柱化工事、またバリアフリー工事の県南部土木事務所との進捗状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 3点目の無電柱化工事等の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

無電柱化工事につきましては、野洲駅南口広場から滋賀銀行駐車場付近までは、道路占有者の入線も終わりました。抜柱も完了してございます。また、滋賀銀行駐車場付近から新幹線までの区間につきましては、電線共同溝の埋設を完了しておりますけれども、道路占有者の入線及び抜柱等が未施工でございまして。未施工部分につきましては、妓王井川改修計画と調整をする必要がございまして、今年度の完成を目指し進められているところでございます。

妓王井川改修工事につきましては、昨日橋議員とのご質問でもお答えさせていただきましたけど、河川管理者である滋賀県が来年度から令和4年度の3カ年にかけて、県道横断部より下流約90メートル区間におきまして、ボックスカルバートによる改修工事

に着手していただく予定でございます。

なお、バリアフリー工事につきましては、野洲駅南口から市道中央線まで完成しております。その先、新幹線までは今年度中に完成する予定でございます。新幹線から国道8号までのバリアフリー工事につきましては平成23年に完成しております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） 済みません、無電柱化工事の方は何年ぐらいまでかかりますか。

○議長（岩井智恵子君） 都市建設部長。

○都市建設部長（野崎昌造君） 無電柱化工事につきましては、今先ほども申しましたように、道路占用者の方の入線工事が終わっていません。それとあと、抜柱につきましても終わってございませんので、これにつきましては一応お問合せをいたしますと、来年度中には抜柱できるであろうということで聞き及んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 坂口議員。

○5番（坂口重良君） わかりました。いずれにしても、高齢者や障がいを持つ人が安全にスムーズに移動できるよう、バリアフリー工事の方は今年度中に終わるとのことでございますので、少しでも早く実現するようよろしくお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩をいたします。再開を午後1時からいたします。

（午前11時36分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第9号、第12番、鈴木市朗議員。

鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 第12番、鈴木市朗でございます。まず質問に入る前に、連日新聞報道を見てみますと、桜を見る会で報道されていない日がないぐらい、与野党ともそんなものに時間を費やして、国民の生活をどのように考えているのか、私は不自然でなりません。国会議員の皆さんもそういうことをよく自覚していただいて、国政に努力してもらうことをこの場で願っておきます。

さて、質問に入ります。まず、さくら墓園について、さくら墓園は野洲市のシンボル、三

上山を背に、田園、さらに花緑植物公園、希望ヶ丘文化公園と続く天山と思われる小高い山のつながりの中に立地し、四季の移ろいが豊かで、墓園とのバランスは実に見事な景観を醸し出しています。

さくら墓園は昭和62年着工、平成元年開園、募集開始、現在は全区画数1,567区画、うち一般市民利用1,387区画、来春には合葬墓の公募の実施とも伺っており、墓園整備はほぼ完結を見るものと判断されます。

年度末基金残高は、開園以来の最高残高、平成26年、約2億4,900万円に対し、30年度残高2億3,600万円、直近5年間の残高変更は事業をこなしながらも1,300万円と少ない変動と言えます。また、収入面では、墓地契約面は現状の20区画程度のキャンセル待ち、さらに来春、合葬墓の公募開始となれば、使用料、管理料、収入も見込まれます。このことから、当面は安定経営が望めると推量できます。

そこでお伺いたします。さくら墓園整備は来春の合葬墓建設をもって特段の計画はないと考えてよいかお伺いをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、鈴木議員のさくら墓園についての1問目、今後特段の計画はないと考えてよいかということでございます。

議員のおっしゃるとおり、墓園整備自体は、来年の合葬墓整備、今年度の合葬墓整備の建設をもって完結ということになりますけれども、市長への手紙等、いろいろ墓園に対するご意見をいただく中で、特に歩行が不自由な方などの参拝への利便性、そうしたものの向上をしたいということで、歩車道分離として、車両が安全に場内に入出りできるように、一方通行の今の園路に沿って、園内道路を改修する計画を考えています。基本的には来年度に実施設計をして、3年度には整備工事を予定しているところです。また、管理棟とかトイレの老朽化も結構ありますので、一定その機能の検証をしながら、一定の改修はしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ただいま部長の方から、体の弱い方、また障がい者の方に配慮して、一方通路ということで、来年度から取り組んでいくというお答えをいただきまして、非常にいい案やなということは今、思いました。初めて聞いた話でございますので。

この一方通路になるというのは、どの部分で一方通路ということなのか。まだ、そうい

う図面はでき上ってないんですね。ちょっとその辺のお答え、どういう形で持っていられるのか、ちょっとその辺、レイアウトがあればお教え願えますか。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） まだ、レイアウト自身はつくっていませんけれども、イメージしているのは、今の駐車場に入るところがあって、そのままいわゆるこの園内道路、墓域と広場の境のあの園内道路を若干拡幅して、歩車道分離として、一方通行で回り込んで、例えば、Aブロック、Bブロックそれぞれに、いわゆるユーティリティースペースがあるんですけども、あそこで例えば同乗者が不自由な方を降ろして、そして運転手はもう回って駐車場にとめるという、そういうふうには思っております。よろしいですか。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ちなみに、ここに図面があるわけですが、メイン通路がありますね。メイン通路から左側にA、B、C、D、E、Fとありますね。そのメイン通路は特段幅員も広いし、そう心配はないと思うんですが、今おっしゃっているのは、例えばAブロックとBブロック、この進入路を一方通路にされるという、そういうことでいいわけですか。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） そのとおりで、車だけは行ける。そして、降りてもらって、回って、帰るという、そういう意味です。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） わかりました。弱者の方に配慮していただきますよう、この場で特段お願いしておきます。ありがとうございます。

次に、さくら墓園墓地永代使用の案内、冊子の巻頭挨拶の中で、「豊かな自然と歴史に彩られ、人が奏でるほほ笑み、ときめきのまち、野洲市にふさわしい心安らぐ墓地公園として、長く愛され、ご利用いただけるように一層適正な管理に努めてまいります」とあります。この挨拶に照らした所見はどういうことですか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 挨拶に照らした所見ということでございます。

墓園の現状については、もう開園30年経過するわけでございますけれども、雑草の生い茂りや生育不良の植栽の増加、また園内の施設の老朽化等々、挨拶に適した管理はできていないというのが現状でございます。もう少し、あらかじめですけども、後の問いにも

影響しますので、管理区分別に言いますと、議員は当然ご承知のとおりですけれども、そもそもさくら墓園が都市計画法、昭和62年3月ですけれども、都市計画法決定で成り立って、4ヘクタール全部であるんですけれども、そのうちの3分の2が公園、そして約3分の1が墓域という、そういった管理区分でしています。これは当時の都市計画法上の問題でございますけれども、逆に言いますと、墓園をつくるために公園をつくったとも言えるわけですが、そのいわゆる墓域側は管理料、年6,000円の永代使用料、年6,000円の収入をもって管理をしているので、ある程度は管理が、ある程度ですけれども、管理はできておるんですけれども、特に奥側の都市計画公園としての機能を持つ東屋から、東屋というのか、あちらはかなり不十分な状態であるということが言えます。恥ずかしながらでございますけれども、そういう現状でございます。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） わかりました。3分の2の公園、3分の1の墓石、年間管理料、使用料として6,000円いただいているということですね。せんだっても私は現場へ行きまして、そしたら、1人のご婦人がお墓の手入れに来られまして、「どうですか」と聞いていました。「私らは年間6,000円払っています」と。よく言ってくれる人と全くだめな人と2通りありましてね。その方は、6,000円出したから、Aブロックの方です、確かにAブロックは本当にきれいでした。丈の長い草も生えてない。どっちかと言ったらコケがむしているような墓石でした。あそこの墓石は通常の墓石と違って、ちょっと粋な丈の低い、どういように表現したらいいのかね、ちょっと日本の墓石じゃなしにちょっと外国風の感じのする墓石でしたので、そこにおられた方がそういうふうにご話をされておりました。その奥が、南さくらの関係の方の墓地だということを目で見て確認がとれましたので、その辺のところはきれいに管理されておりました。

これからになります。以前は私が撮影した写真をお手元の方にお届けしておきましたので、そういうことも考慮しながら、これから質問を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、直近の5年間の墓地返還数の統計では、4件、6件、15件、12件、17件と漸増傾向にあると言えます。推移によっては将来的墓地運営維持へも重大な課題ともなります。返還理由及び今後の推移、課題を問います。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、3番目の返還理由と今後の推移と課題という

ことでございます。

過去5年間の墓地区画の主な返還理由は、プライベートなことでもありますので深い部分は聞いていませんけれども、「必要がなくなった。使用予定がない」というのが27名、そして、「引き継ぐ者がいない」というのが11名、そして、「お寺等に移転する」というのが7名でございます。

今後の推移につきましては、墓地区画の返還が増加傾向にあるということに加えて、墓地ニーズの多様化、これは工藤さんの質問でも言いましたけども、いわゆる言葉でいうと墓じまいとかといった言葉も定着しつつありますし、人口減少というトレンドの中で、今後も墓地の返還は一定数あるものと考えております。ただ、この状況が進みますと、これも議員のご指摘のとおりなんですけども、墓地の需要が供給を下回るようになった場合、議員ご指摘のとおり、管理料収入の減少によって墓地の運営維持に大きな影響が出てくるのが危惧されるところです。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 先ほど申しあげました合葬墓の関係で、今後、墓じまい、さまざまな社会的要因といってもいいか、そういうようなことが発生してくる。そういうことが絶対に起こり得ると。核家族の中で、こちらに残っているのは年が行った方たちだけになってくる。そしたら、それが維持管理ができないというような事態が、これはもう間近に起こってくるのは必定やと思いますね。ですから、そういうことも考慮しながら、今後やっぱりこの運営にはきめ細かな配慮をしていただいて運営にあたっていただきたいという思いがございますので、よろしく願いいたします。

次に、現状の墓園には以下の問題、課題があります。ちょっと私の方で課題整理して、最終的に伺いたいと思います。

中央園路に沿った墓地側のユーティリティースペースのA、これはA、B、Cと表現されていますが、ご理解していただけますね。わかりました。中央園路右側の健康の森、さくら墓園モニュメントの丘、慰霊の丘及び周辺、これはBとさしています。墓地奥の公園一帯、これはCです。

主な問題点と課題として、1番、設置のベンチには木材が割れています。座ると危険です。使用中止との張り紙があり、危険回避義務がある公共施設には問題があります。

2つ目として、A、B、Cには多くのベンチ設置がありますが、ほとんどが老朽化の腐

り、割れが見られ、同様の張り紙が必要と思われるものもあります。

3、B、C一帯は、9月26日、彼岸過ぎの観察では、雑草が伸び放題、ベンチのほとんどは雑草の中にあり、特に夏以降は踏み入れればひつつき虫の猛攻撃に遭い、ベンチには座れない状況でございます。これは、僕、3回ほど確認に行きましたが、11月下旬の観察では一部草刈りがされておりました。

4点目に、Cに東屋が建てられている。建屋、ベンチとも老朽化が著しく、東屋周辺の植込みも繁茂と茂り、気味悪くとても一休みとはいかない状況です。

5、墓園の象徴でもある桜の木は全て成育がとまり、やがて枯死すると思われるゆゆしき状況であり、再生へ大きな課題となっています。

以上が顕在化している主な問題、課題ですが、ここであえて責任を問うつもりがありません。この現状を招いた一番大きな要因は、開園以来31年間、挨拶に沿った墓園になってきているかについて、シビアな検証が行われてこなかった結果に他ならないと思われます。この現状を打開し、市民の皆様から魅力的墓地公園として認知してもらえるため、可及的速やかに改善策を講じなければなりません。

以下に改善策の骨子の提言を試みます。

イ、まず市民の意見も聞けるプロジェクトチームを立ち上げ、問題点、課題をクリアにする。ロ、現状のダークな公園デザインを見直す。先ほど申し上げました、1番として、B、Cの一部を芝生スペースにする。2、Cの東屋、植込みは撤去し、芝生スペースにし、1も含め、点在設置のベンチを朽ちる木材に替え擬木ベンチで集約し、子ども連れでも憩える雰囲気にする。3、Bの慰霊碑の丘は植込みの植栽は低く刈り込む。または、撤去も考慮する。丘は芝生を植生する。あわせてモニュメントの丘の芝生植生も考慮する。4、芝生植生スペース以外は雑草の自然繁茂を受け入れ、コオロギ、マツムシなどの住めるエコスペースとし、子どもの情操教育の場として確保する。5、さくら墓園の象徴でもある桜の木の再生は早急かつ不可欠。専門家の教えも得て、スピードを持って取り組む。6、根底となる考えの基本は、イ、改善策は、利用度が少なく老朽化する建物や施設を採用しない。ロ、キャッシュフローは順調とはいえ、将来的に維持管理経費がかさまないことが基本である。

以上のことを踏まえまして、改善骨子について所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 的確かつ具体的なご指摘、そしてまたご提言を誠にありがとうございます。全体の所見といたしますと、まずシンプル美で管理がしやすい植生とその配置、また、逆転の発想ということだと思っておりますけれども、エコスペース、雑草を生かしたエコスペースのご提案などなど、さらにこれらの改善策が、将来的に維持、管理経費がかさまないという予算面も配慮されているということで、ここもそうですけれども、市の公園管理全体において大いに参考になると、そういうふうを考えております。

また、1点目の市民の意見も聞けるプロジェクトチームの設置というご提案でございますけれども、これも先ほど言いました都市公園の一つでありまして、来年度に、タイミングとして非常にいいんですけれども、来年度に設置を予定しています、学識者や市民、造園関係団体等で構成します、みどりの基本計画検討委員会の中で、議員のこうした提言を参考にさせていただいて、特に限られた予算の中で、改めて全公園のそれぞれの位置づけとか優先性、また計画的な整備等々、総合的に議論していくものと考えております。ただ、そのままにしておくというのはまずいので、緊急的な話があるので、特に墓域部分については、先ほどAで言われたようなベンチ、腐っているベンチの早期に改修することや、除草時期、このご質問を言われて除草時期を見ると、お彼岸とかお盆に余り合っていないので、それに合わせるまずは工夫をしていって、来春には合葬墓もできますので、それとあわせてすると充実していく方で、一層管理していきたいと思っております。一方、公園部門でございますけれども、これは樹木も含めた緊急性の高い危険箇所もありますので、そういうのは適正な管理に努めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ありがとうございます。私が質問を出した後、再度現場に行って確認してきました。質問を出すまでは、この東屋もこのような状態で、どこに東屋があるのかわからんという状況です。そしてまた、この桜の木が、これはほとんどの木が、主幹とのか、主な節、これが全部枯れているんですね。これは何が原因なのか。いわゆる地下水の影響なのか。その辺は私は専門でないのわかりませんが、こういう部分に関しても、速やかな改善策が私は必要やと思っておりますので。これは桜の木が全てきっちりとした成木だったらね、すばらしいさくら公園というんですかね、すばらしいものに私はなると思っています。そういうことに関しましても一層の努力をお願いしたいという思いでございます。これもモニュメント、どこにあるかわからん。慰霊の丘もこういう状況で、これは何のため

にあるのかというようなことですので、そういう部分もしっかりと管理していただきたい。そして、このベンチ、使用中止の張り紙が張ってありますが、これは木材で、当然木でベンチをつくっておられますから、当然公園に合う、当時はこれでよかったのかもわかりませんが、今後、長年使用していく場合やったら、FRPのね、そういうような擬木というんですか、そういうようなものに替えて対応される。そこで皆さんが安心して座れる。憩えるというようなベンチにしていいただきたい。いろいろなことも申し上げましたが、やはり何と申しましても、あれだけの規模の墓地公園ですから、他の市町村では見られないようなすばらしい墓地公園ですから、その辺はしっかりとしていきたい。

最後になりましたが、冒頭に申し上げましたが、さくら墓園の立地は類いまれな景観を醸し出しています。また、この墓園に沿って流れる大山川・小山川沿いから琵琶湖学園に至る片道約1.3キロの道は散歩コースとしても多くのファンがおられます。市民の皆さんに誇れるさくら墓園に育てていこうという気持ちを行政の皆さんと共に我々も市民も共有してまいりたいと思いますので、今後、維持管理に関しましては特段の協力をお願いいたしまして、墓地公園はこれで終わります。

次に、JR複々線化代用地として取得した土地についてお伺いしたいと思います。

JR複々線化に伴う用地確保として、これは資料を持っておられますね、①、②、③のね。それでいきますよ。野洲駅①、野洲駅②、野洲駅③及び野洲駅、守山駅①、野洲駅、守山駅②、野洲駅、守山駅③、面積1万175.94平米を価格3億7,897万1,114円でJR清算事業団からの売買成立が平成10年3月25日に成立。この件は当然、議会議決を有したものであり、当時の説明では、複々線化が実行されなければ清算事業団が買い戻すと聞いておりました。この件に関しましても、当時私も町会議員としてこの場におりましたから、当時の町長と随分私も議論をいたしました。この時点でJRの方は、本当にできるのかということをおも確認いたしましたら、JRの言い分としては、「これはダイヤ対応をしていく」というような回答がありました。そういうことが今までずっと続いてきております。しかしながら、当時の野洲町がJR西日本に複々線化延伸の要望を行ったが、当時の担当者は、複々線化は困難であり、先ほど申しあげましたダイヤ対応により利便性を向上させるとの対応でありました。その後、町、市の担当者が現JR西日本に再三要望に出向いたが、回答は同じだと報告を受けております。

そこで、お伺いいたします。野洲駅、守山駅①、②、③についての、現在借地として貸し出されているが、①、②、③の収支はどのようになっておりますか。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） それでは、鈴木議員の複々線用地につきましての1つ目です。野洲駅から守山駅①、②、③の貸し付けの収支ということでご回答させていただきます。

野洲駅から守山駅①から②、③、これは野洲地先の土地でございまして、これについては企業や自治会への駐車場としての貸し付けを行っております。年度によりまして、金額につきまして異なりますが、1年当たり約100万円以上の収入がございまして、支出につきましては、年間維持費として年2回の除草作業委託として約10万円程度の支出がございまして、参考までに、平成30年度ですが、収入で114万円1,520円、支出では除草委託として10万2,586円ということになっております。それとあわせまして、参考までに、平成11年度から平成30年度までの収入の累計では、5,560万円となっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 114万一千何がしかで、ここで管理費として10万支出されているわけですね。平成11年から30年度まで5,560万、それはそれとして、これはちょっと私もうかつでしたが、当時の町としてはどういう形で支出されたのですかな。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 当時の支出の方法ですけれども、これにつきましては、財源につきましては起債でございまして、公共施設先行取得債という形で、10年間の借り入れということで、10年間でいわゆる元金均等10年の据置きがうちの2年間ですので、据置き期間が2年で、あと8年の元金償還ということで、金融機関からお金を借りてございまして、借入額が全額で3億7,890万円を借りているということでございまして。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） いや、私がこれを申し上げるのは、今病院の入札で約3億5,000万ほどの金額の折り合いがつかなかったという、入札でね、これと病院とは全然関係ない話なんです、たまたま僕が思うのには、3億5,000万の差額で病院の。

（「12億円」の声あり）

○12番（鈴木市朗君） 12億の差額ですか、申しわけございませんでした。じゃ、訂正いたします。

こうして当時の担当者に借り入れとそれから当時の金利と、どのような収支になるかということも質問したことを覚えておりますが、当時のそういうようなことはわかりませんか。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 借り入れですけれども、平成10年3月31日に滋賀銀行から借り入れておまして、利率につきましては2%ということになっております。それで、平成20年の3月31日にそれはもう完済をしております。それで、元金につきましては3億7,890万円でおまして、利息が3,393万7,462円という形になりますので、先ほど私が申しました、累計の収入額が5,560万円ですので、利息はいわゆる貸し付けで返ったという形になっております。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 当時の担当者と同じ答えです。

次に、現況の①、②、③の契約はどのようになっていますか。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 野洲駅から守山駅までの間でのご質問でございまして、現在の貸し付けにつきましては、1つ目が契約期間が令和元年度から令和3年度までの、これは事業用地といたしまして年間74万6,424円、資材置き場として貸し付けを行っております。これが野洲駅から守山駅の①番でございます。

それと、2番目につきましては、双方からの意思表示がない限り更新するという単年度の契約でございまして、駐車場用地といたしまして自治会への貸付けを行っております。ちなみに、軽自動車、普通乗用車が1台当たり2,000円、大型車が1台当たり月額4,000円で単価契約となっております。参考までに、平成30年度の収入の実績につきましては、全体で34万4,000円となっておりますのでございます。

野洲駅、守山駅の③番目ですけれども、6月10日から12月10日までの契約期間で、資材置き場及び現場事務所として貸出しを行っております。契約金額は28万4,832円となっております、合わせまして現時点で契約期間、令和2年になりますけれども、令和2年1月5日から3月15日までの現場事務所としての貸付けを行う契約を今、結んでいるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） ちなみに、この3カ所の借り主の企業が個人名でも、よろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 借り主の企業名ということでございます。

貸付先につきましては、1つ目が近江キルト株式会社さんでございます。2つ目が、私が言いましたように野洲の自治会、野洲自治会に貸付けを行っております。3つ目ですけれども、近畿ガス工事株式会社と京滋建設事業所、また八田建設株式会社にそれぞれ貸付けを行っているところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 数字的にはこの貸付けをされて、その金利等、フォローできて、なおかつ、余るといふようなことで、それは数字的にはね、それはそれでいいと思います。これは、でも、いつまでもああいう状態で放置しておく、使っていただくということは、ちょっとまた問題があるかと思えますね。やはり当初の目的とは違う方向に行っているわけですからね。その辺はまた今後の一つの課題として考えていただきたい。

次に、野洲駅②は一時、青年会議所が使用していたが、現在は利用されていない。①、②、③の今後の利用方法はどのように考えておられますか。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 野洲駅の久野部地先の方になります。形状がご存知のように極端に長細く、進入路も限定されるというような土地でございます。現状では有効的な利用はなかなか困難であるというふうに考えております。

したがって、現状と同様に駐車場で貸す。あるいは、事業者等からの希望がありましたら、また貸付けを行ってまいりたいというふうに考えておりますし、状況に応じて市の職員の駐車場にも今、利用をしているというところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） こういう位置図を持っておられると思いますが、やはり貴重な市有地ですし、当初の目的からちょっとほど遠いようなことになっておりますからね。貸し付けるにあたって、やっぱり借り主を募集しなければならんわね。そういう手立てはいまだ一個もされてない。一部、何か野洲駅の①のところがどこかのビルのメンテナンスで現場事務所としてお借りになっているということを知りました。そこには自動販売機も置いています。そうした利用もしていただければいいわけですがね。やはり見てみても、こ

れは久野部東までずっと延びていますからね。こんな土地をよくほんま3億何がしかも出して買うたものやなど。それはIBMも法人税をたくさん納めていただいて、当時はそれでよかったのかもわかりませんが、私は相当抵抗いたしました。例えば、今、地区計画でC地区になっているところ、またB地区になっているところ、あそこのほ場整備をしたときに、複々線がここは来るから、だから、換地したその方に、それだけは確認をしておいて下さいということで、あれは換地しているんですよ、当時ね。複々線の用地にかかりますよということですね。だから、そういうような時代背景もあったわけですよ。野洲駅から向こうというのは、これはくっついてきたような、JR清算事業団に顔を立てたようなものですね。おまけで買うてあげたというような、そういうような感じの土地ですな、これは。ちょうどこれを買取ったときに、野洲駅のエスカレーターがついた時期とほぼ重なるんですよ。野洲駅のエスカレーターがつくのは、これはもう大変弱者にとってはいいことなんですけど、そういうことも踏まえて、この土地の有効利用というのが、これは図ってもらわなどうもならんわけですよ。それは考えて下さい。どうですか。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） もちろん市有地でございますので、有効利用については考えていきたいと思っておりますし、いわゆる空いていれば貸し出すという、収入を確保するという面では積極的に広報なりで訴えていきたいというふうにも考えております。あわせて、11月の1日に、湖南総合調整協議会で、いわゆる湖南4市、草津、守山、栗東、野洲というところで、JR要望をさせていただいております。京都支社ですけれども。その中で、湖総協の中の総括的な要望ということで、いわゆるJRの複々線化、草津駅から野洲駅と、とりあえずたちまちはそういう要望をさせていただきました。その中の回答といたしまして、JRの方からは、「複々線化につきましては関係各所に伝えるが、世の中の状況を踏まえると、大きな投資になるということで、極めて慎重にならざるを得ない。引き続き、コミュニケーションをとりながら駅を中心としたまちづくりで、魅力的なまちをつくることで定住人口をいかに増やすかということ、観光資源を発掘してPRしていくことで、交流人口を増やしていくというところに一緒になって取り組んでいきたいと考えている」と、こんなような回答をいただきましたので、いわゆる複々線化は消えてないので、積極的にこのあたりも訴えていきたいというふうに考えております。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 今の部長の答弁では、これは当初から草津でとまった、その後の

当初からの話と全く一緒なんですよ、今おっしゃったことは。だから、いつまで延ばすのかということですね。例えば、祇王新駅にしたかって、そうでしょう。だから、やはりその辺はきちっとしたポリシーを持っていることやね。やはり市としても、それは複々線化になるのは一番望ましいことですよ。でも、いつまででもJRに引っ張られて、それは旧国鉄のときにやっておけば、こんな問題は既に解決できてある問題。それが民間になったから、こうして延ばされて、延ばされて、いまだに結論が出てないというのが今の現状なんです。ですから、やはりJRは民間ですから、あくまで採算ベースに乗せた考え方をしないと。野洲、守山の人口というのは、草津の人口と両者合わせた人口とほぼ同一人口ですからね。ですから、JRはその乗降客がどれだけいるかということもきちっと把握した上で、そういうような延ばし方。だから、今後のまちづくりにもそういうことが大きく影響していくんじゃないかなという思いを持っております。

次に、①、②、③の草刈り、その年間経費はどれぐらいかかっておりますか。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 年間の維持経費というご質問でございます。

年2回程度の各区画の除草作業委託料で、年間約25万円を支出しているところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 委託先はどこですか。

○議長（岩井智恵子君） 政策調整部長。

○政策調整部長（竹中 宏君） 除草作業につきましては、シルバー人材センターが主なんですけれども、一方で、出合いの家の方に駐車場用地として貸出しをしておりますので、そこについては出合いの家が独自で除草作業をいただいているというような状況でございます。

○議長（岩井智恵子君） 鈴木議員。

○12番（鈴木市朗君） 以前にも私は市有地の件に関しまして、遊休市有地、その件に関しまして質問もいたしました。その後、何ら改善策が見られておりません。例えば、旧滋賀銀行の跡地、あそこの土地もあれだけの環境に恵まれた市有地なんです。いまだに官民境界の確定がされてないでしょう。話は別になりますが、官民境界が確定してないということは、市有地であっても自由にできない、そういうことがありますので、一日も早くね、市有地に関しましては市民の財産でありますから、やはり心してかかっていたかな

いと、これからますますこういう問題が出てきます。以前に市有地のリストを上げてもらいましたが、いろいろな何がありまして、1万何筆ありますね、市有地。ですから、全てのものを解決していくということは、これは不可能なことですけれども、以前に申し上げました市有地、今提案しましたこの市有地に関しましても、やはり市民の付託に応えられるよう、一日も早い解決策を望むことをお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。お礼を申し上げます。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第10号、第16番、北村五十鈴議員。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

本日は大きく2つお願いいたします。

まず1つ目です。南口駅前構想・病院事業等についてお伺いいたします。ここに来て、現状の変化が出てきた南口駅前構想・病院事業等ですが、市民は市の広報やマスコミ報道でたまに知るしかすべはありません。しかし、市民には具体的な進捗や現状を知る権利があり、また、私たち議員には市民に対する正確な説明責任があります。

そこで、7月より市立になった市立野洲病院の現状、また、令和4年春、開院予定の野洲市民病院の現状、その他、関連する施設等について、全て市長に答弁を求めたいと思います。

1、市立野洲病院について。①です。最初に11月13日、市立野洲病院特別委員会が開催され、市から7月からの運営状況等の説明がありました。その後、質疑時間が設けられましたが、答弁はほとんどが病院長でした。そこで結局、当日は管理者でもある市長の見解は聞けませんでしたので、ここで改めて市立野洲病院の7月からの運営状況等の市長の見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の市立野洲病院の経営状況についてのご質問にお答えします。

可能な限り全部情報公開していますので、市民の皆さんにはいろんなことが伝わっていると思います。また、経営管理会議、一時はちょっと余りにも厳しい状況だったので私も出ていたのですが、今整理して、可能であれば院長、副院長、看護部長、事務部長の会議の情報も公開をしたいと思っています。厳しい状況であります。民間から引き継いで厳しい状況です。先ほどもちょっと昼休みに、ずっと最初から、あり方、可能性から入ってもらっ

ている京都大学の福山先生としゃべっていたんですけども、7月1日の開院式も彼は忙しい中に来てくれたんですけども、待っておられる患者さんの状況を見たら、それは厳しいと。だから、受け継いだ時点から厳しいという状況です。そこに、施設が古い。旧の野洲病院の体質があつてということですけども、日々あらゆる面から精査をして、改善に向けて取り組んでいまして、ようやく少し方向性が見えてきているのではないかなというふうにご手応えを感じています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、詳細をお伺いいたします。病床稼働率の市の目標は80%でしたが、開院4カ月の平均は61.75。それも10月においては58%でした。この数字の見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 見解は悪いという見解です。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 診療単価単位で伺います。全ての診療科の中でも外科は平均10.5と達成率が約5割で非常に悪い数字になっていますが、考えられる理由を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 患者さんが少ないことです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） その経営状況が悪い原因を伺います。院内で原因を分析された結果、入院受入れ可能であるのに断っていたことが大きな原因の一つであると説明がありましたが、それ以外の理由を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、来院患者が少ないということも一つです。なぜそうなっているかという、本当に医師の使命感とか働き感、それと私も数字を見てわかったんですけども、休診が多い。海外旅行に行くとか。男性医師で、休みをとってもらってもいいんですけども、子どもさんのために休むとか。でも、立ち上がってやっぱり2カ月、3カ月は、やはり頑張ってもらえるものと思っていたんですけども、公務員になったら休みが民間よりもきちっと制度化されていると。やむにやまれぬ場合は仕方がないですが、院長が休暇を認めているわけです。ただ、先に休むということを自分で勝手に決めているような実態がある

と。これはもう考えられないですけどね、組織としては。一般的な病院の体制を聞いていますと、自分が休診するんだったらどなたかにそこをかわりに担ってもらおうと、これはもうビジネスの世界では当たり前です。患者さん優先で休診の札を掲げない。でも、それも全然平気でやっているという実態がある。どんどん悪くなります。多分休診率は以前よりも残念ながら悪くなっている。だから、認めたら、よほどただして、「あなたは休まないといけないのかどうか」と。当然、自己都合で休んでもらっていいんですけども、事務に支障がない限りであって、そのところが旧の病院からきちっと制度化されてないということも明らかになりました。そういったことが今の事象になっていると思います。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今外科についてお伺いしたんですけれども、今のその先生が外科であったと受け取ってよろしいんですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今は一般的に言ったので、外科もそうですし、内科もそうです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 外科が極端に悪いと思うんですけれども、この外科だけが特に悪いというのは何か分析されましたでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 特に悪いというか、担当の医師の働きがそういうことだからそういうことですね。内科は医師が多いですからね。具体的に言えば、外科で今持っているのは、4月から野洲病院に行ってもらって、7月からも当然市の職員である、副院長が頑張っていますけども、あの方は今言ったような対応ですから。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次に行きます。市は自らこの厳しい状況が続くと経営が成り立たないと分析しておられます。その評価に関して、旧病院の悪い風土が残り、病院長のリーダーシップが発揮されていないとしておられますが、しかし、市の責任はどうなのでしょう。全て現場の責任にしているように聞こえますが、予測、計画、試算を策定されたのは市でありますし、設置者も管理者も市長です。市こそ自らの評価を分析するべきであると考えますが、市の計画、市の試算の甘さはなかったのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市、市とおっしゃるんですけど、病院長も市の職員です。幹部職員

ですから。だから、病院長の責任とは言ってなくて、リーダーシップの問題という評価が出ているだけであって、今、病院長は市の職員じゃない、市じゃないみたいにおっしゃっていますけども、まさにそういうことも含めて、市の役割の問題だと。甘さはあったかなかったといえ、これは甘さの問題ではなくて、実際現状で7月から引き受けたわけで、私たちが7月以降に初めていろんなことがわかるわけですね。それと、さっきの状況の悪いのは、ドクターが19人の形で、市の職員4人も含めてですけど19人引き受けたんですけども、実際診察室で診察しているお医者さんはほとんどいないというやり方をしてきたというのが初めてわかったんですね。私は診察をして患者さんを手術してとか、患者さんが入院と思ったら、基本的に野洲病院のやり方は、診察室で働いている方は全て非常勤と。これはおかしい。今それを順番に変えようと思っています。ほとんど病棟に張りついているわけです。なぜこんなことになったのかと聞いたら、最初は診察をしようと思ったけども、病棟に張りつけられて、今になったら自分は診察のために働いているのではなくて、病棟ですよ。病棟で何人の患者さんを診ているかというたら、2人とか3人を1人で。これは厳しい。これは私も7月以降といいますか、2カ月ぐらいは任せていたんですけども、余りにも悪いので、さっき言った会議に入り出して、全部データを見てということです。これを今、順番に、事務部長、副部長、あるいは看護も頑張っていますけども、前向きな医師と一緒に改善に取り組んでいます。そういう意味では、先般も質問で事務部長が専門のコンサルを入れたと言っていますけども、私も評価委員会にはあえて時間を割いて出ていきましたけど、十分伸びしろがある、改善余地があるということなので、さっき申し上げたように手応えがあるということです。信じられない運営をしてきたということだと思います。私、最近ちょっとある大病院に行って、いろんな協議をして、個人をどうのこうのというわけじゃないんですけども、前おられた事務部長というのはある病院から来られたので、そういう経歴の方かと思っていたら全く違って、葉屋さんだったと聞いて唖然としたんですけども。そういう意味で、やはり旧の病院がどういう体制でやっていたのか。そこを今、全部、スポーツと全く一緒でして、コンディションの悪いときにはきちっとトレーナーを入れて、分析をして、計画を持ってやらんといけない。それも体のトレーニングと栄養管理と日常管理、今それを順番にやっている最中で、まさに厳しい病院をそのまま受け入れて、体質改善を図っているという状況です。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今7月から実際やってみられてわかったことがあるというお

話だったんですけども、たしかこの28年8月に野洲市民病院の開設に向けた基本協定書というのができておりました、その中でも、28年からですので、今の野洲病院のこと、また開設に至るまでの諸々、職員も入っての準備もあったと思います。それが一切なく急に7月からと言われたら、そうかなと思うんですけども、この間の合併ですので、いろいろ市役所の今までの考え方とは違うところもありますし、施設の中の営業も違うと思うんですけども、その長い協定の開設に向けた期間はいったい何をしておられたのか。7月明けてみないとわからなかったかのように聞こえるんですけども、ここには細かくいろいろ書いてあるんですけども、それは本当に2、3年の間には、隠しておられたということはないと思うんですけども、わからずもう開設して、7月からわかったというふうに今、市長の答弁では聞こえるんですけど、そう受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そのとおりですよ。個々のドクターがどういうふうに張りついているとか、どういう能力を持ったドクターが張りついているとか、今になってわかりましたけども、例えば、整形なんかはその当時、業績のいい時代にいた常勤医、これは医大から来ていたんですけども、全然能力も働きも違うというのを私は確認しました。でも、そんなことはわかりませんね、私の立場からしたら。28年当時は業績はよかった。さまざまな条件に助けられていたわけですが、実力が今出ているのと、他にもいろんな要因があると言われてはいますけども、去年のちょうど今の時期、お医者さんが減っている。麻酔の医師までやめさせているとか、それがわかったから、皆さん方にすぐ報告して、年明けから公開の会議で医師会も入ってできるだけいい方向に、野洲市ができる支えとしてはいい方向にということで、医師4人も4月から野洲市で雇用して、野洲病院に派遣するという取組をしたわけで、全然うそもついていませんから、7月以降、初めてわかった。これを奇貨として今、本当に職員、可能な限り改善に向けて取り組んでいます。あわせて、新病院の再設計といいますか、見直しにも取り組んでいるということです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） うそはついておられないと思うんですけども、聞く限りでは28年から今までの、7月までの間に、もう少しきちっと調べていただきたかったなという感じはいたします。

次に行きます。医師について伺います。常勤医師は19名と変わらず、計画の21名には依然及んでおりません。この状況が医療収益の減収につながっていて、その事実も市も

認めています。しかし、院長は14日の建築工事入札が無事に済めば医師確保も明るいと答弁しておりましたが、不落になった今、市としての医師確保の具体的な今後をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 医師が21人というのは、最終的には24名、5名を想定していますが、7月から今年度は現状維持ということなので、むしろ今の患者さんから考えると、医師の質を上げていくというふうに注力をしています。患者さんに対して今、医師が多いんですよ。先般も医師会の理事会に私も出かけて行って、同じ情報をきちっと出したら、各診療科の診察室を見てもらったら、医師会の開業をしている先生たちももともとは勤務医だった人がたくさんいますから、1人当たりの医師の診察数が少な過ぎる。もう全然少ない。ですから、今医師の確保よりは医師の働きを、施設面、そして体制、意欲、そして本来命じるべき立場の人がきちっと管理監督するという中で改善していこうと思っているので、医師の質の問題の方が重要と考えています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 現実はそうだと思うんですけども、それは今現実、患者様が少ないからということで医師が余ってくるのだと思うんですけども、私たちは計画では21名と聞いておりましたので、その点でお伺いしました。

次に行きます。常勤の医師不足を非常勤医師で補う形の運営状況になっていると思いますが、そのために非常勤医師の数が57名から77名に増えています。しかし、市民や利用者のクレームとして、来院ごとに担当医師が変わり、病状を1から話さなくてはならないとか、主治医が決まらないことに対する不安等の声をお聞きいたしますが、ランダムな短時間勤務の非常勤医師中心のシフトをどう考えておられるのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） だから、私はさっき申し上げたように、配置まではこちらは7月までわかりませんでしたから、基本的に常勤医師が診察をするという形に持っていこうとしています。非常勤医師が増えたのは、休暇が本当に増えたからです。それでも若干まだ休診が増えていると思いますけど、そこは同感です。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 済みません、今聞き間違えたらあれなんですけれども、今までは非常勤医師が外来を診ていて、これからもその今も非常勤医師のままで行きたいと市長

は今言われましたか。違いますか。反対ですか。

○市長（山仲善彰君） 違いますよ。

○16番（北村五十鈴君） その非常勤医師が中心でやっておられたんですよね、前は。それを7月以降わかったとおっしゃったと思ったんですけれども、その非常勤医師のままで行く体制は変わらず行きたいと思っておられるんですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 変えようと言っているわけだから、常勤医師が診察ができるような医師体制、組み方もそうだし、院内体制も変えていこうと思う。ただ、全てを常勤医師で診察は無理ですけども、できるだけ毎日同じ先生が、常勤医師が診察にあたって、そして、あと必要だったら手術もして、病棟でも診ると。全ての非常勤を廃するわけにはいきませんが、今は余りにも異常です。いわゆる間借り診察室みたいになっているから。これが野洲病院のやり方、いつからか知らないけど野洲病院のやり方になっていたということが、初めてきちっとわかったわけで、これは外からはなかなか見えませんよね。よほど分析せなあかん。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 医師の名前はどこの病院でも張っていますので、今までの病院が非常勤医師が担当しているのか、常勤医師かというのは、そんな難しくなくわかると思うんですけれども、次に行きます。

非常勤医師の仕事の一端を経営にまで求めておられますが、それを妥当としておられるのでしょうか。全国的にも病院経営の方向性を医療と経営を分離する運営が推奨されている中ですが、改善すべきは常勤医師の確保か、常勤医師数に見合った病床数の削減であると考えますが、経営の理念を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 医師数に見合った病床、これはおかしい話で、今そもそも野洲市民病院は市民ニーズを押さえた上で病床なり診療科を位置づけて、必要な医師を確保しようということで、現状の医師の数に見合っただけを計画するなんて、そんなとんでもないことはできないと思いますけども。北村議員の発想は全く逆じゃないかなと思うんですけど。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 医師が集まらないのはしようがないと市長はおっしゃっておられるように聞こえるんですけれども、医師が集まらない以上、多くの病床数を抱えてい

でも、それはシミュレーションに沿って言うておられるだけで、シミュレーションを変えないといけないと私は考えますので、何らおかしくないとは思いますが、誰もそう考えると思いますよ。医師がそろわないのにいつまでも多くの病床数を抱えていても、それこそさっきおっしゃったように、医師が余ってきますし、でも、用意しておかないといけないし、余りにも無駄の多い経営になると思いますので、非常勤医師が集まらないとわかった時点で病床数を考えるのはもう経営として当たり前だと思います。

収支状況を伺います。歳出を控えて収支を調整していますが、根本的な解決ではなく、歳入が増えない限り、小手先的手段ではなんでしょうか。収支計画の下方修正を含めて、時点修正はないのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 下方修正とか、まずきちっと発注して、いわゆる初期投資が確定した段階で、改めてシミュレーションはしようと思っています。ただ、病床数を減らしたら、今度は売上げが落ちますから、経営は逆に厳しくなります。それと、急性期、いわゆる亜急性期といいますか、療養とか治療、急性期が一番高いですから、そのあたりも基本的に今のベースにしながら、スリム化の中でもう一度どう考えるかを検討しようと思っていますし、病院の発注がうまくいかなくなってから、私もいろんな専門家、滋賀医大も発注が終わってからも数回行きましたかね、学長とかいろんな方に、教授にしゃべりに行った。電話でもっとしゃべっていますし。県内の大きな病院の大幹部とも議論しましたけども、19人は、今の病床199でも19人は多いというのが一般的な見解でしてね。決して医師は少なくないはずなんです。北村議員は少ないとおっしゃっているけども、もともとの計画段階。

○16番（北村五十鈴君） 私は言ってない。

○市長（山仲善彰君） いやいや、少ないと自分でおっしゃったから、足りない、足りないよ。

○16番（北村五十鈴君） 計画では21名となっていました。

○市長（山仲善彰君） だまって下さい。ですから、今の患者さんとか働きからいったら、病床からいっても、医師はむしろ、そんなに問題は医師の不足じゃなしに、医師の働き方、あるいは役割の振りつけ方の方に力を注がないといけないというふうに思っています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 12月の賞与が近づいていますが、金額も含め、計画を伺いま

す。

○議長（岩井智恵子君） 執行部、答弁をお願いします。

部長、お願いします。

○市立病院事務部長（吉川武克君） 市立病院事務部長の吉川でございます。私の方から今のご質問にお答えさせていただきます。

12月に支給します期末勤勉手当につきましては、職員227人に対して1億3,000万円を予定してございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 退職慰労金について、11月4日の臨時議会に弁護士費用が計上され可決しました。私は委員会や議場で具体的な金額や詳細を伺いましたが、わからないとの答弁でした。しかし、11月13日、市立野洲病院特別委員会で清算法人と市の協議過程についての資料が配布されました。その中にある8月8日受け付けの文書には、人数や金額が明記されていましたが、この矛盾を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） あれは野洲病院が提出してきた8月の文書に書いてある数字です。実際払ったか払ってないかはその時点では当然分かりません。その後で払われたんですが、実際何人に具体的に幾ら払われたのかは承知してないのでわかりませんと。それこそ、北村議員にはあの文書は公開してあるわけですから、なぜ聞かれるのか。だから、それを踏まえた上でのお問い合わせだというふうに思っていましたから、「実際の執行額はわかりません」というふうに答えたわけで、何の問題もないと思います。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今いただきましたその資料の中に、清算終了と市の債権放棄手続について、双方の考え方も明記されていましたが、しかし、双方の意向には大きなそごがあり、清算終了を早く進めたい清算法人に対して、市は当初、約束していた11月議会の終了を2月議会に変更しています。ただ、議会での説明も11月、年内だったと思いますが、市は遅れる理由を退職慰労金の妥当性を弁護士に検証してもらうからだと説明していますが、文書を読む限り、清算法人は「だまされた」などという尋常ではない文言を使い、また、市長は「こちらもだまされた」と委員会で発言しておられます。共同体であるように聞かされていた関係が、決して穏やかではなく、聞くも不愉快な関係性になっていますが、

理由は正論でも、こんな威圧的な対応から市の安心・安全は担保できるのでしょうか。丁寧な双方の対話を含めた改善はないのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 威圧的というか、私は威圧的なことは一切言っていませんよ。向こうがそうおっしゃるんだったら、こちらが7月から蓋を開けて、いろんなシステム、全然更新したと言われているのも更新されてない。だから、向こうがそう言われるんだったら、こちらと同じですよと言ったわけで、決して険悪な関係ではないです。ただ、これは債権者と債務者の関係ですから、当然一定の緊張関係があつてしかるべきで、手をつないでお友達でやれば密室になりますから、そこには何の問題もないと思います。

ちょっと反問します。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午後2時17分 休憩）

（午後2時18分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に続き、会議を再開いたします。

ただいま市長より反問が出ましたけれども、許可しますので、どうぞ、市長。

○市長（山仲善彰君） お認めいただきまして、ありがとうございます。

まず、協定を結んだり契約を結んだ段階では、退職慰労金という考えは入っていませんでした。前回もいろいろ専門的に説明しながらご質問いただいたように、退職慰労金というのは一般職員へ給付されるものではなくて、役員へのものであつて、退職慰労金というものはありますけども、それは一般職員ではないわけですね。今回退職慰労金を払いますという文書が出てきたので、そのときに私がその文書を突然持ってこられたわけですね、8月に。何かアポだけがとられて。説明しましたけども。制度的に払えるものだったら職員さんは喜ばれるでしょう。ただ、こちらとしてはいずれにしてももう一回検証しますよということで帰ってもらったわけですね。いずれにしても、原資は市の債権の中から払われるものですから、検証した上でとなっているわけです。

ところで、ですから、まずは市が旧の御上会に持っている債権についての北村議員の考え方と、その中で退職慰労金が払われたとしたら、その債権放棄についての、ここまでご質問ですから、一定の見解を持っておられると思いますから、野洲市の債権全体の放棄及び、その中に今、向こうが想定している退職慰労金の債権放棄についての見解を明確にお答えいただきたいと思います。今までの議論もそうですし、今後の議論にも関わって

ると思いますので、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 後になりましたが、反問、議員1人について2回までとなっておりますので、よろしくをお願いします。

○市長（山仲善彰君） これで1回ですね。

○議長（岩井智恵子君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今のその反問は私が答えるべき立場でもないですし、それを私に聞いていただいても、私は今まで債権放棄のことも退職慰労金のことも、そのときそのときに素直に答えていますので、今私がそれをどう考えているなんていうことを私は答える立場ではないので、遠慮しておきます。

○市長（山仲善彰君） おかしいです。退職慰労金のことを今聞かれたので。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午後2時21分 休憩）

（午後2時22分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に続き、会議を開きます。

北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 2010、旧野洲病院から市に対する救済理由の大きな課題は東館の耐震補強工事についてであったと思います。しかし、その後、約10年が経ち、今年7月から市立になりましたが。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩します。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時23分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き会議を開きますが、市長の反問に対して、北村議員は答えられませんかと言っておられますが、もう一度きちっと答えられない旨、言ってお下さい。

○16番（北村五十鈴君） 反問には答えられません。

続いてよろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） はい、では。

○16番（北村五十鈴君） 2010、旧野洲病院から市に対する救済理由の大きな課題は東館の耐震補強工事についてであったと思います。しかし、その後、約10年が経ち、今

年7月から市立になりましたが、変わらず耐震補強工事は施されてはいません。実際、東館の耐震診断結果は当時でもISO. 388と厳しく、県からも再三指導を受けていると聞いております。民間の施設なら直接市の施工義務はありませんが、市立になった今、補修工事義務も地震等で何かあれば人命責任も市にあります。今後約3年、現状の建物を利用することに問題はないのでしょうか。努力目標とはいえ、地震は必ず来るとの危機感を持ち、意匠にとらわれずに、たとえ経費がかかっても何らかの臨時補強工事が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先般の特別委員会だったか、全協でもご質問があって、驚いた質問なんですけども、それとライフワークでずっと反対したり、賛成いただいたり、反対いただいたりしているんですけども、まず基本的なこと、野洲病院が過大視したのは耐震の問題ではないんですよ。それも一つですけども。2011年の春に出された新病院基本構想2010、これが発端です。この趣旨は、新しい土地、新しい建物、病院ですね、新しい装備が必要になっている。だから、市に支援をしてほしいと。公設民営という言葉も出ました。市がつくって、もう一回委ねていただきたいと。そうすれば、まだ当時、物すごくたまっていました、昭和60年の9億円の残が、金利を切り捨てても。それも返す見込みができません。当時、1億5、6000万の補助金もゼロにはできないけども、もう少し少なくていきますという提案であって、それは今おっしゃった耐震云々はごく一部であって、まずその認識が全然違う。自ら調べた耐震強度もそうですし、市が改めて、もともと耐震強度が低いのはわかっていました。市が平成28年2月23日、改めて出しました野洲病院支援可能性調査報告書の本編・関係資料編、これを既にお配りしていますし、市民の皆さんも見てもらっていますけども、ここで改めて、耐震強度は低いと、これは書いています。だから、新病院をつくって、速やかにつくってという議論になったわけです。これがあり方検討委員会です。それなのに、今野洲病院が市立病院になって、耐震強度が足りないから耐震対策をしないんですかと、これは解決策は新病院をつくるということで合意形成がされてきているわけで、だから、一時的なことはしないという方針です。しないという方針。まして、万が一やる場合でも、東館を使わない形ですから、閉院をしないといけない。一番重要な施設があるわけですからね。そんなことは不可能だから新しい土地に新しい病院となっているのに、言っておられることが本気で言っておられるのか、何か信じられなかった。この間も全協やったか特別委員会でも、何を言っているのかというて、後で他の議員

さんに聞いても、「何を北村議員が言っているのかわからん」という話でしたけど、もう一回改めて言うておられる真意が私はわからないんですけども、それは安全に越したことはない。ですから、三上保育園でも私がなったときに全て調べたら、何園も耐震対策ができてなかったけども、きちっと安全を確保しつつ明らかにして、ようやく約10年弱をかけて全ての保育園の耐震をやった。小学校も私がなったときは54%、県内最下位だった。公表した上で、3年、4年で全ての耐震対策をしたわけであって、遅れましたけども、あと数年で駅前に病院ができる。それなのに、なぜ古い病院に閉院までして巨額なお金をかけて耐震対策をする必要があるのか。もちろん私は安全を無視する必要はないし、安全確保をする責務はあると思っていますけども、現状ではそういう政策決定になってないし、現に困難だという答えなんです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 委員会でも私は当初申し述べたと思うんですけども、この話題を出したのは、野洲病院にお勤めであった先生から当初、その2010からの経緯も含めて、このことが本当に気になっているんだというお話を伺ったので、私は正直にあのときに言いましたけれども、このISO.388というのは数字的には知りませんでした。低いということは何度も聞いておりましたが、「0.388という数字を聞いていましたか」と同僚議員に聞いても、この数字までは知らなかったと。そのとき市長は、ご自分の何かに載せているから、しっかり出していましたよと言われたので、私はそれを疑っていませんけれども、この0.388という数字は、私は正直びっくりしましたし、0.3ならもう即解体になってくると思いますので、この0.388をこのまま、初めてこの医師に聞いて私は調べてわかったことですので、それをこのまま2010からもう10年も経つ、その当時は新しい病院をつくるからよかったと思うんですけども、今はまだこれから3年、4年、5年かかることですので、このままで行かれるんですかということを私はそのまま聞いているのであって、これが0.6なら多分聞かなかったと思います。

次、行きます。上記耐震診断結果について、今の耐震結果について、私も数字は最近知りました。驚き、本当に焦りさえ感じました。この現実をどれだけの市民が知っておられるのか、認識した上でご利用、通院いただいているのならそれでいいのですけれども、私は委員会で市民や利用者に対して、市のさらなる告知を求め、市長は院内に張り出すと答弁していただいておりますが、実行されたのかを伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 入札前だったので、私は落札されたら計画があって、病院のパスと一緒に掲げて、そこに改めてと思いました。本当に私の3年前の選挙の自分の資料に全部書いていますよ。今初めて聞いたって、これほど病院に関心のある議員さんが、0.3とか0.43とかなんでしょ。0.38とか0.43なんですよ、2階、3階あたりは。今、野洲病院の医師なんですかね、誰か知らんけど、聞いてびっくりって、こっちもびっくりですね。ですから、私は、2010が出てきたら耐震対策だけじゃなしに病院経営が大変だということ。そのときに白旗を掲げているということだから、すぐにその年度当初に、あり方検討委員会を、何回も言っているように、滋賀医大の学長とか京大とかに頼みに回って、それなりのメンバーで立ち上げたのは、北村議員以上に私の方が慌てていますよ。何かもう信じられないな。

○16番（北村五十鈴君） こちらも信じられないので。

○市長（山仲善彰君） やりたくてもできない、そういうことが存在するし、現時点では、もうお伝えはしますけども、展望もないのにあえて病院に0.38ですとか0.43というのを書くのは少し控えておこうと思っています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 市長が張り出すとおっしゃったので。ご自分がおっしゃったんですよ。売り言葉に買い言葉かわかりませんが、あのときはっきりそう言われたので、ぜひ実行していただきたいと思います。

次、2、野洲市民病院について伺います。まずは、11月14日に行われた建築工事入札について伺います。先ほどの坂口議員の答弁と重なるかもしれませんが、よろしくお願います。応札は2社あり、不調ではありませんでしたが、3回の入札の結果、予定価格とは最低でも12億の差があり、不落になりました。市はまず原因を調べると公表しておりましたが、分析されたその不落になった原因を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、分析中です。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 先ほど坂口議員の答弁で、こうしたい、ああしたいということを経つか言っておられたと思うんですけども、まず原因が大事だと思いますので、原因があって、先ほどの答弁があると思うので、分析はされずに、それなら次に進まれたのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 次の方向を今、検討している最中で、原因は建設物価の高騰です。これははっきりしています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 建設物価の高騰はもう本当に何人もの方が言っていましたし、私ももう何度も言っていたと思いますし、それが原因と市長は今おっしゃるのでしょうか。それだけが原因ですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それが主な原因です。ただ、ちょっと訂正しておきますけど、さっき不調ではなかったけど不落とおっしゃったけども、不調だったんですよ。何か言葉、これは専門用語ではないけども、不調ではなかったけど不落だとおっしゃいましたね。

○16番（北村五十鈴君） はい。

○市長（山仲善彰君） 間違っていますよ。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 私の概念ではそういうふうに習ってきましたので、入札、応札がない場合は不調、金額が合わない場合は不落というふうに私たちの用語は区別されていますので、市長の方が間違っておられると思いますし、私は総務の方にも確かめましたけれども、今までの野洲市はそういうふうに使っていたと。だから、それを何も間違っていたとか私は言っていないけれども、きちっとした場で使っていただくのは、応札はありましたので不調ではないですし、金額が合わないから不落だったと思いますし。

次、行かせていただきます。発注方法について伺います。発注方法を決める時点で、当時、いろいろ関係課から説明を受けました。当時、市は設計施工を別とする分離発注が最適であると説明されていました。しかし、当時、私は、私を含め他の議員も、多くの市民からも、オリンピック等を控えて入札はどこともに不調、不落が続く中、厳しい声がありました。だからこそ、私は厳しい条件のもとでも高度な技術や必要な工事がかなうECI方式を提案していました。民間の建設事業では以前から導入されています、この柔軟な発注契約方式を公共工事に導入するため、平成26年6月に施行された公共工事の品質確保の推進に関する法律の一部を改正する法律では、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式、通称、技術提供交渉方式が規定されましたECI方式（アーリー・コントラクター・インボルブメント）、設計段階から施工者が参画し、施工の実施を前提として、設計に対する

技術協力を行うものであり、施工者の技術力とノウハウを設計段階から投入することで、建設コストの縮減、工期短縮を図れることが大きなメリットであり、議会の議決も一度で済み、今回のような不調、不落の心配もありません。この規模の行政のなれない建築工事に発注方法としては最適であったと私は気張って述べたはずなんですけれども、それは受け入れてもいただけませんでした。あの当時の発注方法に問題はなかったのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 問題はなかったと考えています。もともと一番正常な発注方法は、基本設計、実施設計、工法をつなぐ場合もありますけれども、設監を位置づけて、同時に建設工事を発注すると。そして、建設発注の仕組みもさることながら、建設業法でもそれぞれの工事が分かれていますから、分離に発注すると。建築本体、電気設備と。ですから、できるだけそれにのっとったやり方をするというので、これまでも学校とかいろんな施設を全部やってきましたから、まず大きな基本方針はそれで行こうと。ただ、病院ですから、当時も今の方法とデザインビルド、E C Iも検討しましたが、いろんな評価の中で、通常方式でいだろうということでしたし、一番正当なといいますか、制度が想定しているものだからこれを採用したわけで。だから、原因はやはり建設物価の異常な高騰ですから、発注方式が悪かったわけではないと。現に実施設計が終わってからも5億円ぐらいはやはり増やさないといけないということで、6月議会に債務負担行為5億円を積み増してもらったわけですから、発注方法が悪いとかそういう話では私はないと思っています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） それでは、再入札について伺います。市長は20日の定例記者会見で「再入札に向けて85億を上限とする建築費は維持し、設計を見直したい」と述べておられますが、設計を見直すとは、具体的にはどういうことか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 設計を見直すとは、設計を見直すわけですが、現設計を基本にして見直すわけで、設計を廃棄するわけじゃなしに、現設計を軸にして今の想定予算の範囲内の金額に、現建設物価を前提にして、今回初めて明らかになった、今想定している建物に対する価格が明らかになりましたから。ただ、1年、半年後はまた変わるかもわからないけれども、少ないとも現時点で合っていないので、現時点に合うように今の実施設計ででき上がったものを見直すと、そういうことです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） その記者会見中も、先ほどの答弁にも、面積を縮小する可能性を示されていますが、その場合、病院のどのような機能を削減するのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 基本的に機能は維持します。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ただ、面積を縮小すると先ほども言われたんですけども、ただ面積を減らしますと、駐車場整備から面積を合算して調整しているんで、建築単価が交付税算入の単価である平米36万を超えちゃうんですけども、超えた事業費については全額市民病院の負担となると思いますが、面積を減らした場合、その交付税算入に問題はないのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 現時点でも面積云々関係なしに、応札者の価格を見ていると、交付税の単価を軽く超えてしまっている状態ですね。だから、そこは一定の織り込みは仕方がないと思っています。いずれにしても、総額ベースでまずハードルをクリアしたいと思えば、壁の素材を変えたりとか、その程度では済まないんで。でも、エレベーターを減らしたり、エスカレーターを減らしたりというわけにはいかないんで。かつ、病室の大きさを極端に狭くとか、廊下を狭く、これもできません。不調に終わってから私も真剣にもう一回入り出して、余り最初から私がいろいろ言うといけないので、そして、病院担当は旧の野洲病院の人たちと議論してやっていたんですけども、でき上ったんですけども、例えば手術室3室、今の野洲病院にも3室あるから欲しいということで入っています。手術室については私も2室でいいんじゃないかと言ったんですけども、旧の病院の幹部とか顧問になってもらった岡田院長たちが、3室絶対要るということなんですけども、改めていろんな人の意見を聞いたり、院長、副院長を入れて議論したら、3室は現時点では必要あるかどうかということもあるので、そういったところのやりくりですね。それとか、診察室も23室、最終25人のドクターですから、本当にそれが要るのかどうか。もう一回徹底的に、いわゆる膝詰め議論をして、診察室の数も減らしていけると思いますし、特浴室、お風呂ですね、寝たまま入るとか車椅子で入るとか、これが3室あると。これも要ると言われたから私はもう追認したんですけども、本当に機能を考えたり、もう一回専門家に聞いてみると、3室は絶対要らないということです。というところをもう一回洗っていくのと、あと設計者のどうしてもというところに入っていた、できるだけ意匠部分はそいでもらっ

ていますけども、デザイン性のあるところを別の補いでいければということで、そのあたりを詰めていって、まだ完全に答えは出ていませんが、1階を減らすことによって平米単価を掛けると今の想定金額になります。ですから、平米単価は若干交付税の単位からどうなるか。これはまだもう少し努力を求めていますから、結論は出ませんが、できるだけ早くそのあたりの見極めをやっていきたい。北村議員は病院ができることを望んでおられるのか、今の御上会から預かった病院をもう一回耐震補強せよと思っておられるのかです。私は厳しくて一回どん底に落ちたつもりが、この1週間、結構膝を詰めて調べたり、いろんな方の意見を聞きに回っている状況では、曙光が見えてきているのではないかなど。余り北村議員がうれしそうな顔が見えないのは残念なんですけど、ああ、それはよかったなと思ってもらえるかなと思って見ているんですけども、ここで拝見していると、ああ、よかったなと思ってもらっている顔と、何か余り落ち込んでおられる顔があるので、このあたりが判断の分かれ目かなと思いますけども、今はそういう作業をしているところでもあります。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 今の市長の答弁ですと、平米単価、交付税算入はもうしようがないと、上がるんじゃないかなみたいな答弁でしたけれども、今余裕はたしか2,000円ほどしかなかったと思うんですけども、それで上がるとなると、持ち出しということに必然なってくると思いますし、それはありませんという答えを何度も聞いておりますし、できなかったからやっぱり持ち出しになるんですでは、余りにもそれこそちょっと市長が言われる言葉ではないと思いますし、約12億の積算を単純に面積で割ったら、12億割る36で3,300ですので、約1フロアで、4、5年前にこの話は何度も出たと思います。「どうして5階が6階になったんですか」と何度も言ったら、こうでこうでこうでというところで、ああ、そうなんですかとになって、また、この85億でどうのこうのになって、結局、この始末ですよ。だから、この次の5番にもありますけれども、市長は野洲市に入札の不落はないと言い切っておられました。「北村さんは入札を知らないの」とまでそこで、その場所でおっしゃっていたんですけども、私も調べたんですけど、「野洲市の場合は適正な設計に見合った金額を提示しているので、落札する自信がある」と市長は答弁されていました。ああ、そうなんだなと、私たちが生きてきた建築と行政は違うんだなと私もその当時、反省をしたんですけども、いや、同じですよ。実際、私がそのとき、「もしも入札できなかったら、私たちが面積を減らすか、金額を上げるか、仕様を落とすか、もう

それしかないですよ」と言ったら、市長は「そんなことはない」と言い切られたんですよ。その上で、この入札に臨んでおきながら、結局、世間のせいにして、世間が高いからみたいな、そんな話がありますか。この1フロアでどれだけもめてここまで来たか。どこまで積み重ねてここまで来たか。何人かとしやべって1週間、こうしようと思いました。それよりもまず、設計の見直しよりも計画の見直しですよ。あの当時、4、5年前に戻って言っていただかないと、そちらで勝手に決めていただいても困りますし、私の意見には一べつもしない態度で臨んでおられたと思うんですけども、市長の今まで言っておられたこと、また現実が違ったこと、私が思うのにはそういう想定 of 甘さを反省しているような感じはみじんも感じられませんが、それはいかがなんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） なかなか強気の攻撃をしていただいて、ありがとうございます。

「これまではきちっとやってきたけども、きちっと積算しているので現時点ではベストで出します」と言いましたよ。でも、そのときに繰り返して、「万が一、落札できなかったらどうするのか」とおっしゃったので、忘れもしません。「5億増やしてもらったけども、改めて債務負担行為の増額を皆さん方をお願いするかもわかりません」と私は最後は閉じていますよ。ですけども、それをしないで、今の総額の中で機能を犠牲にしないで、整理できるものは整理しようという方針で行っているということ、先ほどの坂口議員のご質問にも、今北村議員のご質問にも答えて、この判断がいいかどうかは議会に補正予算を提案するときにご判断いただいたらいいわけです。だから、私は「絶対落ちます」とは言いません。「でも、野洲市はこども園も小中学校もこれまではこれでなっていますよ」と言っているわけですよ。社会状況がここまで変わってきたら、じゃ、一般的に今、病院の落札額を現時点で調べてもらったら、かなり上がっています。上がっているんですよ。ということは、交付税の単価の方が追いついてない。これは言っても仕方がないけども。だから、問題はそこを踏まえて説明責任を果たして合意形成をするかしないかであって、北村議員みたいに、「もうそれだったら病院をやめておけ」と言うのは簡単ですけども。

○16番（北村五十鈴君） 言っていないよ、そんなこと。

○市長（山仲善彰君） いや、「見直したらどうですか」ということは。

○16番（北村五十鈴君） 言っていない、一言も。間違いな答弁をしないで下さい。

○市長（山仲善彰君） いや、「見直したらどうですか」ということは、自ずからそういうふうになりますよということだから言っているわけで。いずれにしても、総額を増やさな

い、機能は犠牲にしない中で、まずは病院職員あるいは専門家の意見を聞いて、新しい形で今の実施設計を洗い直して、提案をして、進めていくというのが現段階の方針です。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） シミュレーションについて伺います。その今の市長のご答弁を受けますと、今の野洲病院でさえ経営状況が市の計画から大きく外れています。済みません、番号を言いませんでした。8番です。シミュレーション自体の修正も必要になってくると思いますが、そうすると、そもそも基本設計から変更が生じて、設計変更よりも市が試算してきたシミュレーション、制定自体の変更が先になってくると思うんですけれども、これでは今まで市を信じて賛成してきた市民、もちろん議員も不審になります。そのことによって、これまでよりも市の病院事業に対する市民の心配は広がると思いますけれども、このシミュレーションに関しての再考はないのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） シミュレーションは以前から、発注して一定の初期投資が固まった段階、そして、病棟、病室、診療科構成が出てきた段階で、診療報酬のその時点での額ができるので、改めてし直すと言っています。だから、改めてまたやりますけども。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 市長は、市長というよりも関係課の方は当時、この規模の、この6階建ての、この部屋数の平米じゃないと、このシミュレーションの数字は上げられないとおっしゃりました。今の病院はこうなんですよと。この部屋の広さが要るんですよと。それを病床数も変えずに、3,300平米も減らして、その数字が成り立ちますか。言っておられることがどう計算しても成り立たないですよ。あのシミュレーションはこの病院じゃないといけないと市長はおっしゃったんですよ。だから、私たちは、ああ、そうなんだなと思って納得したんです。それを、「いやいや、やはり今の平均に合わせて3,300減らします。でも、維持します。ベッド数は一緒です」となったら、絶対部屋が小さくなりますよね。その矛盾が、市長、「でも、坪単価36万はもうこれはしょうがないですよ。上がりますよね。設計費用もまた今度臨時議会に出しますよね」って、そんな話、市長ね、シミュレーションはぜひ正確に変えていただきたいと思います。

済みません、4番、行きます。大きい4番です。

一連の関係性について。経営について、私は行政には苦手な分野であり、民間にできることは民間で、行政は行政にしかできないことに集中するべきであると何度も言ってきました。

した。市長は「行政も幼稚園や水道事業と既に経営には実績があり、素人ではない」と答弁されていました。しかし、利益を求めない事業は種類の違う経営であり、ビジネスではありません。特に市民が選択できない独占企業の水道事業と色々な選択肢のある病院事業とははっきり言って違います。ましてや、現在の市立病院の経営、数字は厳しく、市の試算能力に影を大きく落としています。そんな状況を打開しないまま、100億を超える事業に対して、これ以上市の試算計画は信用できません。経営陣の刷新、プロの事務職員の登用、行政からの独立を進めない限り、たとえ病院という新しい建物、形ができ上がったとしても、野洲市民病院には30年返済が続きます。以前の行政の説明では、市の返済方法は病院収益で半分の50%、国の交付税措置で残り25%、実質的な市税負担額は残り25%、年間約1億、さらっと聞くと、さも難儀でない計画に聞こえましたが、問題はこの病院収益で約50%の部分です。その試算の根幹の病床数199、稼働率80%、今の計画された平米数、その現実建物が新しくなれば達成するのでしょうか。一度立ちどまり、本当の意味、維持可能な地域医療を再考するべきであると考えますが、最後に市長の見解をお伺いします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、再考はいたしません。今申し上げたように、当初の目的の病院を、基本構想、基本計画に基づく病院を、今問題になっているのは入札がうまくいかなかったということですから、まずは新病院はそういうことで建てられますし、まさに民間病院を引き継いだらもう少しいいものだと思っていたら、これほど民間、民間と言いながら、がたがただったんですよ。私も厳しいと思ったけど、これほど厳しいとは思いませんでした。だから、民間がいいというわけではありません。

それと、北村議員の論議のすり替えといったら何ですけども、何も市が病院をやりたくてやったわけと違って、2010が出てきたときに、あり方、全く白紙で、どうしましょうと。市民代表、医師会、専門家に問いかけたら、「野洲病院の案を受け入れられないけど、市が責任を持って対応してほしい」とおっしゃったから、それでも心配だから可能性検討を開いて可能性ありと、いろいろ条件はあるけど可能性ありということやったから進めてきているわけで、それは民間だったらいけたというわけじゃないと思いますよ。そもそもこの病院の取組の基本は、その当時は、市が責任を持って、まずなくなる民間病院の後の医療の継続を担ってほしいということだから進めてきているわけで、何も民間がやればいいものにとりに行ったわけでは全くないです。私が病院をつくったところで、私個人には

プラスには絶対ならない。それは認識していますよ。昔みたいに3%ルールは適用していませんし、ひいきの業者を入れるわけでも全くない。職員と一緒に、私、どれだけいろんなところに駆けずり回ったり、昼休みも電話をしたり、そのおかげで随分職員も医療界には通じるようになったと私は思いますし、私も前以上に医療関係者とのコミュニケーションができていますので、これを生かして、一段の自信を持って病院に取り組んでいきたい。市民の皆さんには、先般もいろんな方が問いかけていただきましたけども、全部話に行っています。うそはつかないし、隠さない。何か一方で聞いたら、駅前の土地に病院ができないから、誰が使うんやとか、どこへ売りよるんやとかといううわさが出ている話をこの間も聞きましたし、また私が何か京都にマンションを買って住んでいるとか住むとかという話も出てきて、それも1週間ほど前に聞いたので、「それは2年ほど前の話と違いますか」と言うたら、「いやいや、最近聞いた」と。いろんな人に聞いてみたら、近所の人も知っていて、2年前も近所の人も、信用しないけども、ほんまかなと思っただけなんですけど、もうそういう何か土地は吐き出す、市長は尻尾を巻いてどこかのまちに逃げるみたいなうわさをどなたかが流しておられて、大体どなたが流しておられるかとも推測で私に言うてくれる人がいるんですけど、疑わんようにしていますけども、これはやはり市民から期待されていますし、本当に必要な病院。医師会も大学も「改めてきちっと一緒に取り組みましょう」と言ってくれています。全然、北村議員の晴れやかな顔がうかがえないのは残念でありますけども、職員と力を合わせて、いろんな関係機関の協力を得ながら病院事業は進めていきます。当然筋書きどおり行かない、そんなものは。でも、きちっとそこはごまかさないうで説明をして、地域医療を守ってまいりたいと考えております。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 次に行きます。都市計画審議会委員についてお伺いいたします。

11月議会では役職改選に伴い監査役や市の主催する委員会に対する推薦委員も議員の中から決まりました。そのルールは議会内で決まっております、今回もそのルールに沿って決定いたしました。その中の一つが都市計画審議会委員、私は議会申し合わせどおり、議会から推薦する議員4人の1人に選ばれました。選出方法は個人の意思ではなく、議会決定されている申し合わせに従い、割り当てられた会派、自民創政会から決定したものです。しかし、都市計画審議会委員、議会推薦4名を議長より市長に報告していただいたが、新たな委嘱委員は山崎議員1人、私には委嘱できないという市長の答弁を議長から口頭で受

けました。議会で決定した議員を個人の理由を上げて委嘱できないのは余りにも議会軽視であり、到底納得はできません。

そこで、この市長の判断を広く市民にも公開し、議論の場に上げたい。議会は住民から選ばれた一定数の議員で構成される合議体であり、今回市長の判断に疑義があるのは議員個人ではなく議会であること、そうなると、市長は議会に異を論じていることとなります。そんな意味からも、市長に対してわかりづらい委嘱のルールをお伺いいたします。

まず、市が開催している都市計画審議会とはどんな組織で、何を議論するのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 北村議員の都市計画審議会に関するご質問にお答えします。

まず、都市計画審議会とはということでもありますけども、これは都市計画法第77条の2の規定に基づきまして、同法によりその権限に属された事項を調査審議すると共に、市町村長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するもので、その組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令で定める基準に従いまして、市の都市計画審議会条例に定めております。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 委嘱できない市長の理由を議長から2つお聞きいたしました。しかし、議長も言葉で伝えるのは難しいと思います。かといって、理由も聞けず納得はいきませんでした。そこで、正確に伝わらないトラブルを避けるためにも、その理由を文書にて求めていましたが、ここで改めて市長の口からその2つの理由をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは質問通告をいただいて、そして、その間に何か北村議員からの文書が議長に提出されたということで、議長から私に回答を文書で求められました。もう既に回答を文書でお返しをしておりますので、それをご覧いただいたら十分、十二分だと思います。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 済みません、通告しておりますので、2つ理由をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 理由は文書に書いたとおりで、わざわざ質問されるのだったら文書をいただかなかつたらいいし、わざわざ労をとって文書で回答したわけです、弁護士に

も相談して。文書を見ていただいたらわかる。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 通告をしておりますので、理由を2つお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 文書を読まれたんだから、文書を踏まえた上でご質問なされたらどうですか。2つという、なぜ2つなのか意味がわかりません。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 議長からも副議長からも「2つ理由があったのよ」と言って、2つ同じことをお二人から聞きましたので、その中身は別として2つ理由があったと聞いておりますので、その市長の2つの理由を、通告しておりますので理由をお聞かせ下さい。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 2つという意味が全くわかりません。議長から何を聞かれたのかをおっしゃって下さい。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 議長、言っているんですか、聞いたとおりを。聞いたとおりを言っているんですか。

○議長（岩井智恵子君） はい。そのままを言って下さいね。

○16番（北村五十鈴君） はい。もうそれは皆さんもお聞きだったので、そのままだと思いますけれども、議会だよりの私の原稿がまずかった。もう一つは、せんだっての前の一般質問で、私がC地区に対して述べた中の内容が思わしくないなかつた。その2つとお聞きしました。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 全く正確ではありません。要するに、公的にお返しした内容は回答文のとおりです。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） ということは、議長、副議長、すごく私たちにとっては大事な議長、副議長ですので、その議長に対する余りにも理由が違ったというのは心外です。もう少しきっちり議長、副議長にお伝え願いたいと思います。

市長が今そうおっしゃられたので、12月2日お願いした文書の回答が来ました。しかし、それは議長、副議長から聞いていたものとは大きく違いました。もっとわかりづらい

意味でした。皆さんも持っておられると思いますけれども、1、4人以内と規定されているから。2、適格性に欠けるからでした。私なりに分析すると、4名以内なのだから3名でもいいのではないかと。2、任命する者がそう感じているのだからという理由になると思うんですけども、この適格性というのを辞書で調べてみました。資格にかなっている。必要な資格を十分に備えている。そうすると、私は欠けるのだから、欠格なのだと思います。何が欠けるのでしょうか。今後のためにも欠けているところを勉強しないといけないので教えて下さい。私にも家族も子どもも支援者もいます。これでは余りにも失礼で、不愉快この上ないです。この適格性という言葉は公務員の処分取扱いによく出てくる文言ですが、この場合の理解は職務に対する不服従、反抗態度が大きいと思いますが、私は市長部局の職員ではないので、議員として行政を監視し、逆らっても市民の立場に立ち、市長に嫌がられるのを意見を言うのが仕事なので、この適格性という私のどこが適格性に欠けるのか、お願いします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） その内容まではわざわざお話しする必要はないと思いますし、先ほど北村議員ご質問の中で、「私は市長が私を委嘱しないであろうことは推測していた」と通告に書いてあって、多分そのとおりのことかと思うんですけども、自分でそういうふうに思っておられるんだとしたら、よくわかっていただけたらと思うので、私から言う必要はないのではないかなと思いますけど。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） だということは、そのとおりだと、ご自分が認めておられることなのでそれで結構です。

過去私の知る限りでは、監査で一度、都市計画審議会委員で一度、今回の私のように市長は委嘱議員を拒んでおられます。その理由はどちらも「あんな議員では」でした。自分に意を反する議員はノーであることは簡単に推測できますが、そのせいで監査が1人という時期が続き、市民には不利益を生みました。私もきっと「あんな議員」なのだと思いますが、しかし、市長は自分の勝手に私のかわりの議員を推薦してくれたら認めると、何とも理不尽な私見を通そうとしています。現在議会の相違として代役議員は考えていません。だとすると、野洲の未来を構想する大切な都市計画審議会委員が1人欠員となりますが、市民に対する市長の説明責任を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 条例では4名以内となっていますし、法律には何名とは一切書いていません。市議員さんを入れると書いてあるだけで。慣例で4名以内となっていますから、何の制度上問題もございませんし、野洲市の場合は、昔は結構秘密にやっていたけども、都計審の状況はすぐに議員の皆さんにお示しをしているわけですから、4名以内ということは、1名も2名も4名以内ですから、その点については全く問題がないと考えています。

○議長（岩井智恵子君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 市長の答弁をどのように判断されるかは市民にお任せしたいと思います。

最後になります。今の答弁もお聞きいたしまして、議長から、副議長からお聞きした一番気になるところが、私の答弁の中で、「一般質問のC地区のことにに関して業者と絡んでいるからだ」という説明を受けました。私は業者とは絡んでおりませんし、そのような癒着しているような判断は人権侵害にあたります。市長は本当に業者と絡んでいるというようなことを議長に言われたのか、言われていないのか、最後にお聞きいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 一切そんなことは言っていません。私ほうそをつかないタイプです。それと、好き嫌いでは選んでいません。好き嫌いで選んだり、自分に異論とか反論されるからということで、選んだり、選ばなかったりということは一切いたしません。苦情、クレーム、大歓迎みたいなみえがあるとずっと言っていますから。だから、それ以外の理由であります。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。再開を3時20分といたします。午後3時20分です。

（午後3時06分 休憩）

（午後3時20分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第11号、第1番、東郷克己議員。

東郷議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新政会、東郷克己です。

毎年のように大規模地震や台風による大きな被害が発生するなど災害の激甚化が見られます。本年も台風15号に続く19号では甚大な被害が発生し、多くの方が犠牲となられ、

また被災されました。ご冥福をお祈り申し上げますと共に、お見舞いを申し上げます。

こうした状況の中、あらかじめ災害を防ぐ、あるいは極小化する取組が重要になってまいります。折しも国の方針により、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない、強さとしなやかさを持つまちづくりを推進するための野洲市国土強靱化地域計画策定の大詰めを迎えています。真に強さとしなやかを持つまちづくりのため、市の現状や取組、計画などを確認すると共に、課題意識を共有すべく質問いたします。

野洲市ではこれまで地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定など防災対策に努めてきたところでございます。また、主要河川の流下能力の把握、整備に加え、雨水幹線の整備にも取り組み、妓王井川の早期改修や新川の内水排除施設の整備等については、我々も自民党県議団に対して、執行部と共に要望活動を実施したところでございます。

一方で、昨年の西日本豪雨被害に続き、本年も15号、19号と我が国は立て続けに台風の猛威にさらされており、特に19号台風では1都12県に大雨特別警報が発表されるなど甚大な被害でありました。

また、地震に関しては、滋賀県を含め近畿地方は日本の中で活断層の密度が最も高い地域であり、地震ハザードマップではほとんどの地域が震度6強及び6弱に分類されています。

こういった状況から、本市においても防災対策の見直しや強靱化に係る事業の重点的実施は重要と考えます。防災・減災に関し、最も重要なポイントはどこにあるとお考えか、市長の見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷克己議員の防災・減災に関し最も重要なポイントに関するご質問にお答えいたします。

まず、防災の基本は人命を守ることでありまして、そのためにはソフト、ハード両面にわたってきちっと強靱化を図っていかないといけないということでもあります。

市内で例をとりますと、ハード面では、まずやはり野洲の場合、交通渋滞という意味でも道路が弱いんですが、野洲川、日野川に挟まれておりますから、道路の強靱化ということが重要でありまして、緊急輸送道路となる国道8号野洲栗東バイパス、あるいは湖南幹線、これはいずれも今、橋の新たな工事が始まったり、始まろうとしておりますけども、ここを何が何でも早く充実をしていくということでもありますし、治水対策、今ご指摘がありましたように、日野川、光善寺川、家棟川、新川等々、そして妓王井川の河川改修、そして

雨水幹線もまだ前期しか工事ができておりませんので、雨水幹線の促進、そして避難所となる公園ですとか緑地の整備が上げられますし、25年の水害では、北地先の童子川、新川のあたりが弱いとか、あと新川の比留田地先とか、さまざまなスポットとして危険な場所があります。申すまでもなく、駅前の妓王井川もそうですけども、そういったところのハード対策をあわせてやっていくということでもあります。

それと、ソフト面では、野洲市内、自治会が活発で自主防災組織も基本的に全ての自治会で組織をいただいて、訓練をいただいておりますけども、その取組の一層の強化、意識と、そしていざとなったときに体が動くという、皆さん方の行動がついていくという形での今、防災訓練をやっていただいておりますが、そういったところの強化が必要だと思っております。

いずれにしても、まず私以下の市が市民の命と財産を守るという責務、これはもう法律上もそうです。水防責任者は市長になっていきますから、市の行政組織が責任を持って、かつ、今申し上げたようなハード、ソフト両面でレベルを上げていって守っていくということで取り組んでまいる必要があると思っております。

それと、参考になんですけど、先般報道されていましたが、かつての東北岩泉の高齢者施設で悲惨な事故があって以降、福祉施設、要配慮者利用施設といいますけども、ここでの避難誘導、施設整備、防災訓練の実施などを定めた避難確保計画、今回の東日本、甲信越、東北のところでもこれをやっていたところは助かっておられますから、この計画をつくる、つぐらない、あるいは、訓練するのも大事なんですけども、野洲市内整備率が92.7%という圧倒的に高いです。全国平均35.7%ですし、県内に一つだけ100%があるんです。隣の湖南市さんは7つしかなくて7つなので全部入れていますけども、野洲の場合は大規模にやりながら、これだけの件数を策定いただいているということも、市内の意識の高まりではあるかなというふうに思っています。

それと今、休憩時間から帰ってきましたら、今日は中主小学校と北中学校の建築、電気設備、それぞれ分けて工事発注を行いました。全て落札をされていますし、建設工事に関しては約1億円ほど低い額も入れていただいて、残念ながら失格になっております。もったいないんですけども。そういう形で全て6件ともクリアできましたので、今まさに、今出た情報ですのでお知らせをさせていただきます。

以上、ご答弁といたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 防災・減災のポイントに対し、市長の明確なポイント、課題意識をいただいたところであり、これらについては私も方向性を一にするところでございます。一層今後ともその方向でお取組をいただければというふうに考えます。

2つ目の質問に移ります。台風19号の降雨被害を見ますと、箱根では10月10日から12日までの48時間の間に1,000ミリを越す降雨を記録、堤防の決壊は74河川、140カ所、浸水被害は決壊河川を含む304河川に上っております。先ほど来、何人かの議員も発言しましたが、本市でも平成25年の台風18号の降雨により、野洲駅南口が約60センチ浸水するなどの被害がございました。台風による雨、風の被害は台風の勢力に加え、通過コースとも密接な関係があります。彦根地方气象台でお聞きした通過コースと被害の詳しい相関から判断いたしますと、25年の18号は本市や滋賀県にとって最悪のコースではなかったと判断できます。過去の災害の中で最悪のコースと考えられるのは、野洲川が決壊し3名の犠牲があった昭和28年の台風13号ですが、今年の19号がこれと同様のコースをたどった場合、平成25年の被害を上回る可能性がかなり高いと考えられ、洪水ハザードマップに記されているような、野洲川と日野川、さらに琵琶湖の水位の問題が複合して起こる洪水が現実のものとなる可能性が排除できません。昨日の橋議員、そして本日の坂口議員への答弁で妓王井川の河川改修について、JR横断部の最大流量に合わせ、令和2年度から3年で整備とご説明いただきました。これは現状と比べると約5倍の流下能力ということで、極めて大きな改善となる一方で、25年の18号の流量には対応できないことがわかっております。起こり得る最大の災害に耐えるまちづくりというのは、まさに要塞のようなまちづくりであり、現実には困難です。そうした浸水被害が発生してしまったとしても、犠牲者を出さないためにはどのような取組が必要か、市民部長の見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、東郷克己議員の2点目の浸水被害発生時、犠牲者を出さないためにはどのような取組が必要かという見解についてのご質問にお答えをいたします。

浸水被害の発生時、犠牲者を出さないためには、危険な場所から早目、早目に、確実に避難することが重要であると考えております。そのためには、まず自助・共助が重要であると考えております。まず、自助についてでございますが、市民一人ひとりが防災ハザードマップ等で事前に想定される被害や、それに対する避難方法の確認が必要であると考えて

おります。そして、災害時、国や自治体等が出す気象情報や避難情報等の正確な把握を行うということが重要であると考えております。現在のハザードマップでございますが、平成27年度に全戸配布しておりまして、この中に洪水被害発生時の避難方法や注意事項等を掲載していると共に、これを自主防災組織等リーダー研修会等でも自治会の災害時の初動対応とあわせて周知を行っているところでございます。また、気象情報や避難情報等の正確な把握についても、市の広報、また自治会の回覧、市のホームページ、自主防災組織等リーダー研修会等で周知を行っております。今後もこのような取組を継続して行ってまいりたいと考えております。また、共助につきましましては、地域の方々が協力し、助け合うことが大変重要でございまして、これらも研修会等を通じて自主防災組織等が強化されるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。なお、公助についてでございますが、今年度初めて、実態に即したということで、シナリオレスの災害対策本部訓練を実施いたしました。今後は実践型の訓練の実施、また各種計画等の策定や継続した見直しによりまして、効率的、効果的な災害対策をとることができるような取組を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 災害対策本部の運営訓練、私も時間的にはわずかではございましたが、見学させていただきまして、考えていた以上に本格的な訓練でございました。こうしたお取組が何よりも必要かと思うところであります。

また、一方で、先ほど自助のところでお答えをいただきました、危険な場所からの避難というのが、例えば、今年の19号の避難の際にもここが非常に難しい、どのタイミングでどこに逃げたらいいかという判断が難しいというのがございました。ちょっと後からでもそのようなことをお伺いしているので、ちょっと質問自体は後に回したいと思いますが、ここは大きな課題と考えておりますので、心にとめていただければと思います。

そして、9月に行われましたこの野洲川放水路40周年記念の命を守る自主防災シンポジウムというシンポジウムでお話しされたのが非常に印象に残りました。ここではセカンドベストという言葉を使って、事前に示されている避難所に避難するのがベストであるけれども、それを逃してしまったら、じゃ、次にどこに行くのかということを検討しないとというふうなことをおっしゃっていたんですけれども、そうした部分を含めての市民の方への啓発等についてお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 次、どこに避難したらよいのかというところでございますが、まず洪水の場合はやはり、日々刻々と気象情報であるとか、そういった情報が大変精密になってきておまして、大体テレビであるとか、こちらに発する情報の方も早目、早目に状況発信できると考えております。しかし、災害が起こった場合には、もう避難所に逃げただいては遅いということでございますので、やはり日ごろから垂直避難というところを考えていただかなければならないと考えております。また、もう50センチも水が増してきますと外に出るは危険ですし、なおさら車で事故をされて亡くなっておられる方もいらっしゃいますので、そういった意識が大事であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 次に、地震について伺います。専門家によれば日本はどこでも大きな地震被害に見舞われる可能性があると言われておりますが、周りで大きな揺れが一定期間なければ、地震への危機感も薄れがちになってしまいがちであります。地震ハザードマップでは、多くの地域で、はわないと動けないという震度6強、立っていることが困難という6弱という大きな揺れを警告しております。このレベルの地震に見舞われた場合、市内でどの程度の被害を想定しておられるか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、想定地震の発生時、市内でどの程度の被害を想定しているかのご質問についてお答えをいたします。

県が実施した被害想定、平成26年3月作成の滋賀県地震被害想定でございますが、これで野洲市では、琵琶湖西岸断層帯のうちケース1、震源を断層帯南部と設定した場合による地震が発生した場合で想定しておりますが、これが最も被害が大きということでございます。被害の規模でございますが、人的被害の死者が48人程度、負傷者が739人程度、建物被害が、全壊が847棟程度、半壊が3,594棟程度、避難所生活者が4,843人程度の想定となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 今、人的被害あるいは建物の被害等をお話しいただいたんですけど

ども、道路あるいは上下水道等の被害状況はどの程度想定していらっしゃいますか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） 道路、下水道等の被害想定はということでございますけれども、地域防災計画では、どの程度といたしますか、道路が寸断されたり、下水道が使えなくなったりというところは想定をしております。その想定につきましては、下水道の方にはそちらのBCP計画等がございますので、そちらの方で計画を立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 先日来、NHKの夜の時間帯で、東京首都直下型の地震が起こったらという想定のパラレル東京というふうな番組、ドラマとスタジオでのいろんな討論等で構成された番組でしたけれども、これを見ても、非常に恐ろしいなといたしますか、十分考え得ることだと思いついておりました。あの東京の被害と当然野洲とは大きく異なる部分がありますけれども、やはり何かを企画立案するときに、いい意味でそうした想像力を働かせて、被害の想定をイメージするというのが大事かと思っておりますので、努めていただければと思います。

続いて4つ目の質問に移ります。ハザードマップには液状化についてのマップも記載されており、私の地元である中主地区では多くの部分が可能性大のPL値1.5以上になっております。このPL値というものがどういうものかわかりませんでしたので、少し調べてみましたところ、液状化対策が不可欠等の数値がこの1.5以上ということでなっております。

先般、道路の液状化対策の状況について問い合わせましたところ、国道では新規道路建設時に対策する。県道では重要構造物について対策する。市道については今のところ対策はないという回答でございました。先ほどの市長の冒頭のご答弁の中にもございましたが、道路、とりわけ幹線道路は巨大地震などによる災害に見舞われた場合、当面の食料、生活用品の供給や被害個所の復旧など、極めて重要なインフラとなります。液状化の可能性大とされている地域を通る幹線道路の液状化対策については、まず重大災害に見舞われた際も交通を維持すべき道路における対策の必要性の確認や検討が早急に求められるのではないかと考えますが、国、県への要望といった部分も含めて、市長の見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 地震時の液状化に係る幹線道路の対応についてのご質問にお答えします。

今のご指摘のように、道路は平常時は生活産業の重要なインフラですけれども、災害時は避難、救助、輸送、復旧の重要なインフラとなります。それで、液状化につきましては、ご承知のように、平成7年の阪神淡路大震災を契機に改めて見直されまして、特に橋梁と高架、高速道路等の高架の橋梁等が液状化によって脆弱な状態であるということで、そこで基準が見直されました。これ以降、整備される道路の橋梁部等の構造物については、液状化を含む調査が行われまして、調査結果を踏まえて検討され、個々に対応がされています。しかし、橋梁部等の構造物以外の道路、通常の部分ですけれども、これにつきましてはなかなか対策がまだ進んでいません。全てをやろうと思うと、道路というのは地盤があって、土盤、道路の盤があってですけど、地盤を全て改良するというのは、これはもうすごい膨大な事業になりますから、なかなかそこまで及んでいませんが、一部では液状化対策として、軟弱層があった場合は土の入替え改良、くいを打ち込む方法等が考えられて、一部は対応されていますが、申し上げたように全てには難しいです。国では高速道路や直轄道路につきましては、大規模地震の発生等の確率を踏まえながら、橋梁等の落橋・倒壊の防止対策に加えまして、路面にも大きな段差が生じないように、支承の補強や交換等を行う対策を加速化しておりますし、地方管理道路についても、緊急輸送道路についても対策をするというふうに聞いていますけれども、まだ始まったばかりであります。そういう意味で、市道についてはそこまでは及びませんが、今、国8 湖南幹線、これは新しい重要な道路でありますので、それに十分耐えられる道路として整備してもらうように、あわせて要望を行っておりますし、今後も行っていきたいというふうに考えております。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 9月の初旬に北海道に赴きました際に、北海道の胆振東部地震で被害のあった札幌清田区の状況も、ついでにといいますか、視察をしてきましたが、ほぼ1年たった当時でもまだ工事にかかっている、日曜日だけ休んで土曜日も工事をしているという大きな被害でありました。そうした意味では、ご答弁のとおり全てをするというのは現実的ではないわけですが、しっかり要望等も含めて、今後をお願いをしておきたいと思います。

5つ目の質問に移ります。道路と共に上下水道も我々が生きていく上で重要なインフラであります。平成30年の第6回定例会における私の一般質問に対し、「耐震管又は耐震性

能を有するものを使用すると共に、液状化を考慮した埋戻し工法により適正な施設の構築に取り組んでいるところ」と、下水道の液状化対策について進行形の答弁をされました。その後、1年以上が経過しておりますが、進捗を伺います。

○議長（岩井智恵子君） みず事業所長。

○みず事業所長（馬野 明君） それでは、東郷議員の質問5点目、下水道の液状化対策の進捗についてお答えいたします。

市発注の公共下水道工事や開発業者が施工し市に移管を受ける下水道管は、耐震管であるダクタイル鋳鉄管もしくは高密度ポリエチレン管、又は液状化対策のリブ付硬質塩化ビニール管を使用し、平成30年度施工済みと令和元年度の施工予定を含めて、下水道管延長4、587.5メートル全てについて液状化対策を継続して行っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ちょっと確認ですけれども、この平成30年、31年で新たに延伸された分についてということでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） みず事業所長。

○みず事業所長（馬野 明君） 新たに延伸したというか、新たに埋設した下水道管についてのお答えでございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 先ほどの道路に関することと同様かと思えます。全てのところの工事というのは無理といたしますか、無理があるものかと思えますが、要所、要所、この先ほど埋戻し工法というようなことも過去の議事録にもありましたので、重要なポイントから実施をしていただければというふうに考えております。

この上水道というのは当然重要には違いないんですけれども、被害がありました際には、給水車等での一定の対応が可能になるんですけども、むしろ下水の方が課題が大きいのではないかと考えておりますので、ぜひとも今後ともお取組をお願いしたいと思います。

次に移ります。大規模災害時の避難所ではさまざまな課題が噴出すると予想されます。市ではこれまでも避難所開設訓練を実施されるなど、混乱の軽減に向けたご努力をいただいております。この取組の中でも、トイレは大勢の市民が避難する避難所では疾病の蔓延を防ぐという衛生的な意味からも、さらに汚いトイレを敬遠して水分補給や食事を忌避することによる健康被害を避けるという意味でも、非常に重要な設備となると指摘されてい

ます。前問の液状化による被害のみならず、震災や洪水など、下水道が使えないという事態は十分起こり得るものと考えられます。

先般確認したところ、市では災害時に使用する応急用トイレを備蓄しているとのことでしたが、大規模災害、全市が被災するような大規模災害に対応する十分な数、機能を備えておられるのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（田中千晴君） それでは、東郷議員6点目の災害の応急用トイレについて、大規模災害に対応するに十分な数と機能を備えているのかというご質問についてお答えをいたします。

市の応急用トイレの備蓄状況でございますが、組立て式仮設トイレ、これが14基、マンホールトイレ、これが7基、組立て式便器465基、これは組立て式なんですけど、段ボールであったり、プラスチックであったりで組み立てるものが465基、あと簡易トイレ、これは携帯トイレと言われるものなんですけれども、これが1万3,347回分ということで備蓄をしております。このトイレの数についてでございますが、先ほど東郷議員がおっしゃいましたように、やはり動かない、トイレを我慢するということが身体機能の低下になって、災害関連死を招く大変な重要なものでございますので、現在、想定避難者数からすると十分ではないと考えておりました、備蓄計画をもとに備蓄量の増加を図っていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 今後も備蓄に取り組んでいただけるということですので、その辺は計画的に適正にその必要に十分な数を蓄えられるようにお取組をいただきたいと思っております。

続いて7点目の質問に行きます。ここまで災害に備えた市の対応、対策を伺ってまいりましたが、命を守るということは、自分の命をどう守るかという判断を市民がそれぞれの確に下せるかどうかにかかっているといっても過言ではありません。市としてはその判断に必要な教育や啓発、あるいは情報提供をいかにできるかが問われているのだと考えております。

今回の質問を準備する中で、WEDGEという雑誌の2011年5月号に掲載されていた「小中学生生存率99.8%は奇跡じゃない」という記事が目にとまりました。このよう

な新幹線に乗るともらえる雑誌であります。2003年時点では危機意識が全く感じられないというレベルから、子どもと親たちへの教育、啓発を行った結果によって、生存率99.8%になったという、群馬大学大学院教授で釜石市の防災教育に取り組んでおられる片田氏による記事でございます。少し記事を紹介させていただきたいと思います。

釜石東中学校での出来事ですけれども、東北大震災のときのお話でございます。地震が起きると壊れてしまった校内放送など、聞かずとも生徒たちは自主的に校庭を駆け抜け、「津波が来るぞ」と叫びながら避難所に指定されていた、ございしょの里まで移動していた。飛ばします。ところが、避難所の裏手は崖が崩れそうになっていたため、男子生徒がさらに高台へ移ることを提案し、より高いところに逃げたという記載があります。また、別の例として、ある小学校1年生の男児は、地震発生時に自宅に1人でいたが、学校で教えられていたとおり、避難所まで自力で避難したとの記載。あるいは、また別の例として、小学校6年生の男児は、2年生の弟と2人で自宅にいたところ震災に遭い、「逃げようよ」と言う弟をなだめ、自宅の3階までのぼり難を逃れた。このとき、既に自宅周辺は数十センチの水量で大人でも歩行が困難になっており、自分たちではとても無理だと判断して、その6年生の男の子が判断して、2年生の弟と共に自宅の3階に逃れて難を逃れたという記事でございます。

この中で私が一番注目いたしましたのは、この防災教育のきっかけとなった部分の記事であります。この先ほど申し上げました防災教育に取り組まれた片田教授が最初に行われたのが、子どもたちへのアンケートでありました。「家に1人でいるとき、大きな地震が発生しました。あなたならどうしますか」という子どもたちへの質問です。ほとんどの回答は、「お母さんに電話する」「親が帰ってくるまで家で待つ」というものでありました。そして、そのアンケートの子どもたちへの回答の用紙に、「子どもの回答をご覧になって、津波が起きたときにあなたのお子さんの命は確かだと思いますか」という説明半分、質問半分の言葉を添付して、その親御さんたちにお返しして、それから防災教育が始まったというものでありました。その結果として、冒頭申し上げたような、子どもたちが自ら判断して自分の命を守るのみならず、自分より小さい子や、あるいはお年寄りまでも救ったという例がここに記されていたわけでございます。

また一方で、今年の19号では多くの方が犠牲となられたわけでございますが、避難途中に命を落とされたという、本当にやるせないような例も少なくありません。逃げる、命を守るという判断が非常に難しいことを物語っていると思います。橋議員の学校や庁舎で

の避難訓練の質問に対するシナリオレスの訓練実施との答弁内容も、記事にある教育、啓発と軌を一にするものと認識し、心強く思っているところでありますが、改めて児童生徒を含む市民の方々に対し、健全な危機感と正しい判断を下すための啓発をどう実施していくか、市長、そして教育長の見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 災害に備えての健全な危機感、あるいはそれに基づく判断のご質問ですけれども、まさに健全な危機感といいますか、災害への備えというのは、私たちの心と体の健康保持と一緒にして、いつ病気になるかわからん、いつがんになるかわからんと心配して生活できないと共に、やはりいつ病気になるかもわからないよということで、暴飲暴食を避ける、朝ご飯を食べる、歯磨きをすると、これは日常化している。これと同じことだと私は思っています。そういう意味で、体の健康、心の健康のためには自らの生活をよく知ると一緒に、地震とか洪水に備える場合は、まずは自分が住んでいる、あるいは仕事をしたり通学している地域の地理、地形を知ることが一番大事です。今ご指摘のように、野洲市内、基本的には丘陵地帯を除けば野洲川の氾濫地帯で、大昔から多分このあたりも川だったと思いますし、沖積平野ですから液状化が起こります。特に琵琶湖に近い方は、琵琶湖は構造湖でどんどんどんどん西側へ押して行って、最終的には日本海へ抜けるということだから西岸断層があるわけですから、琵琶湖に近いほど危険度は高いし、液状化も高いと、こういうことを頭に入れていただくとか、最近の気象状況を踏まえるということですし、地震に関しては日本全国どこでも2,000メートル掘れば温泉が出てくると言われているぐらいに危険度は高いわけですから、そういったことを日常的に自らの体の中に覚え込んでしまう。まさに健康保持と一緒にですから、大人もそうですけど、できるだけ子どもたちはより強くそういうところの意識を高めていただくということと、もう一つは避難の、先ほどイメージとおっしゃいましたけど、スポーツと一緒にイメージトレーニングをしておいて、この場所でこういうことが起こったらこういう行動をするのだということで、日々意識を持ってもらって訓練をすると。これはスポーツと全く一緒だと思っていまして、優勝のためには、勝つためにはイメージトレーニングが大事ですから。

先ほどのWEDGEの記事のご紹介もあったと思うんですけども、私が一番印象的なのは、例の石巻の大川小学校の事件ですね。あれは一報を聞いたときには、余りにも学校、教育委員会に苛酷だと思っていたんですけども、あのときわざわざ自分で山へ逃げようとした、逃げかけた子どもたちを引き戻して、もう一回集めているわけですね。あれはやはり

健全な危機意識とか、日ごろの対応の間違いで、そこはやはり責任を問われるということで、最終的に、一般的に言えば苛酷な判断ですが、市、県の責任が最高裁で認められました。だから、最初に避難しようと思った子どもたちはまさに健全な危機意識なり判断をしたわけでして、そういうことを踏まえながら、やはり毎日の日常生活を送ってもらうことが今、ご質問のことに対しましての重要なことであるというふうに考えております。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 児童生徒の健全な危機意識と正しい判断を下すための教育についてお答えしたいと思います。

昨日の橋議員のご質問でお答えしましたように、各小中学校とも毎年計画的にさまざまな工夫をしながら避難訓練を実施しております。そういう中で児童生徒は、先ほどの市長のお話にもありましたように、自分の命は自分で守るという、そういう判断力、行動力をつけるように目指して教育を進めているところでございます。また、そういう避難訓練だけではなく、社会科ですとか、あるいは保健体育、それから新しく教科化されました道徳、かなり多くの学年にわたって、防災に関する教材が入ってまいりました。こうした教科指導の面からも、防災教育を進めていきたいというふうに考えております。また、避難訓練の目的やその様子を「学校だより」あるいは「学年だより」等に載せまして、訓練の事後学習を保護者の皆さんにお知りいただいて、ご家庭でも子どもたちと一緒に防災について考えていただく中で、児童生徒の防災意識の向上を図っていきたいというふうに考えております。私も昨年5月に東日本大震災の陸前高田を訪れて、その市長さんからお話を聞いたりしました。それから、そのWEDGEに載っております片田教授、もともと防災教育を釜石東中学校で中心になって進められた中学校の先生だったんですけども、その方からも直接お話を聞きました。そして、大人の防災意識の向上というのはなかなか難しい。そんな中で、いかに子どもたちに毎年、そのレベルアップを図りながら、その防災意識の向上を図ることによって、そうした子どもたちを次々と社会に送り出す。それが結果として、その地域を防災に強いまちにすることなんやというようにお話も聞いてきまして、ああ、本当に教育の意義というのは大きいんやなというふうに思っております。そういう意味でも、今後も避難訓練とか教科指導等を通して、また保護者の皆さんと協働して、子どもたちの防災意識の向上に努めて、子どもたちが自分の命は自分で守るという意識を今後も継続して、さらに育てていけたらというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 詳しくご答弁いただきましたけれども、津村議員の質問の中にナッジという提案がございました。望ましい選択をするというふうな部分もあって、検証しながらということではございましたけれども、あの話を伺いながら私自身はやはり、どう伝えるか、伝わるかということだなと思いつつ伺っておりました。子どもたちへの啓発、教育が非常に重要という意識では全く同一なんですけれども、このご紹介した子どもたちへのアンケート、それを親に見せて、また子どもたちと一緒に防災教育という、やはりこの危機感がどれだけイメージできるか、先ほどの市長のご答弁にもありましたけれども、このイメージできるかどうかを決めるのが、その働きかけの言葉かと思っておりますので、ぜひその教育の中で十分危機意識が伝わる言葉を使って、教育、啓発に取り組んでいただければと思います。

大きな2つ目の質問に移ります。これまで命を生み、育む家庭の重要性について繰り返し訴え、学校教育と並行して家庭教育の持つ役割を支援、サポートする取組について提案し、問いかけてまいりました。議員個人として先進事例を学ぶセミナーへ参加したり、あるいは先進地の一つであります静岡県への行政視察に加え、その中でセミナーの講師をお務めになっていた方の所属先であります大東市へ文教福祉常任委員会の行政視察でも伺って、その取組を詳しく学んできたところであります。これら先進地の取組では、さまざまな課題への対応といった部分はもちろんのこと、個々の家庭や子どもの個性を伸ばす、引き出すといった面でも成果を上げておられ、本市においてもこうした家庭教育を支援する取組を期待するところであります。

以下、伺います。虐待やいじめは全国的にも大きな課題であると同時に、不登校にあっては本市の深刻な教育課題の一つとなっております。これに向けた取組の中でも家庭は重要な部分を占めると認識をしております。市教委主催の「はばたけ野洲の学び2019」のテーマも不登校でございました。そして、この会の質疑の中で、ある方から不登校の支援における訪問型の支援についての質問がございました。この取組について、具体像、全体像をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷議員ご質問の不登校の支援における訪問型支援についてお答えいたします。

今お話がありましたように、不登校は本市の大きな教育課題の一つでございます。不登

校と言われる年間30日以上欠席している児童生徒の割合を見ますと、平成30年度、小学校は、全国が0.7%、滋賀県が0.76%であるのに対して、本市は1.26%となっています。また、中学校は、全国が3.81%、滋賀県が3.37%であるのに対し、本市は4.06%というふうになっております。本市は小中学校とも、全国や全県と比べますと不登校の割合が高いという状況でございます。こうした状況を少しでも改善するための取組として、11月の教育委員と市民の皆さんとの懇談会、今お話がありました、「はばたけ野洲の学び」、東郷議員も参加いただきましたけども、ここでお示しましたとおり、不登校児童生徒に対する訪問型の支援を検討しております。これは、不登校児童生徒の自宅を主な支援場所として、出かける支援を目指しています。支援対象としましては、学校では、教室はもちろんですが、別室というところで支援をずっと、空いている先生がされたりしています。それから、保健室でも対応しているんですけども、そういうところへも来られない児童生徒、それから、ふれあい教育相談センターには適応指導教室ドリームというのがあるんですけども、不登校の子どもたちの学校以外の居場所といたしますか、そういうのがあるんですけども、そこにも行けない、家庭の中にずっといる、そういう児童生徒とその家庭の支援を想定しています。そして、本人や家庭の不安を少しでも取り除いて、学校復帰や自立に向けてのきっかけづくりを目指し、学習はもちろん、学教育相談、生活改善等の具体的な支援をできるようなシステムを今、検討しております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） この私も参加させていただきました「はばたけ野洲の学び」、これに参加いたしまして、当日も私は発言しましたので教育長はご記憶にあるかと思うんですけども、若干違和感を持った点がございまして、それが、いろんな方が参加者の中、教育委員会からの報告ではなしに、参加者からの質問、意見の中で持った違和感なんですけれども、ほぼ全ての方が学校への注文、あるいは教育委員会への注文、学校への対応をひたすら求めるという形に終始していた点に違和感を覚えました。冒頭から申し上げましたとおり、家庭というのが非常に大事と思っております。全ての責任を子どもの家庭に押しつけるという意味ではなしに、やはり問題の解決のためには、学校とその保護者の方、家庭が一緒になって、あるいはその地域の方も一緒になって取り組むということが非常に大事かと思っております。今回のこの訪問型の支援、期待するところが大きいわけですが、そういう家庭との協力関係というのをぜひとも重視しながら、サポートする

ところはサポートするというをさせていただきたいと思いますが、ちょっとご見解をお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 家庭教育、家庭支援につきましては、昨年西日本の教育委員さんの研修会が大阪市でありました。そのときに私も家庭教育部会という、大きく3つ部会があったんですが、学校教育と家庭教育とそれから教育課程というふうな中での家庭教育の部会に参加しましたときに、議員お話しの大東市の発表もございましたし、それからもう一つは、同じ大阪の泉大津市の、これは学校配置の出かける支援員というか、家庭を訪問する支援員というふうなシステムのお話でしたけども、家庭教育の重要性については重々大切なことは、今お話しもありましたように私も認識をしております。ただ、まずは来ていない児童をということで今、訪問型を考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 補足しておきます。今年の年度当初に、昨年度、今、教育長が言いましたように、不登校がすごく増えていると。これは野洲の問題というか、ちょっといろんな特殊な状況もあるんですけども、いずれにしてもそれはそれとして、客観的に子どもたちと家庭の状況を支援するというので、今までも家庭訪問はあったんですけども、授業時間にカウントできるような形で家庭に行って、そうすると、親も行ってないけど勉強はしている。それが促進になって子どもたちも前向きになるという、全てうまくいくかどうかは別として、そういう趣旨で授業時間、出席にカウントできる訪問をして下さいということですし、あと家庭に関しては、野洲はたくさん、さっきもご指摘いただいたように、スクールソーシャルワーカーを格段にたくさん入れています。教育委員会がまだそのあたり、いじめにも十分使ってなかったというのがわかったんですけども、大東とかそんなレベルと違って、今野洲市は生活困窮者支援、生活支援をしていますから、その枠組みの中でそこへ取り組もうということなので、決して学習支援をするのではなしに、あわせて家庭とか、まさにナッジでしてね、先生でないと授業時間にカウントできないので、教職員資格、あるいは教職員を派遣しないといけないので、今までみたいな単なる訪問ではだめなんですけど、授業時間にカウントできて、出席にカウントできて、かつ、それがいい方向になるような家庭の支援といい方向へ持っていくということですので、おそらくよそのまちよりは大胆な試みだと私は思っているんですけど、来年度、結構お金も要るし、何とかやり

くりをしてしようということなので、本来の教育総合会議を持っている私としては、そういう形の支援でして、単なる学習支援ではございません。

それとついでに申し上げておきますと、さっき言わなかったんですが、本来、国、県は1人のスクールソーシャルワーカーです。それをわざわざ6人も7人も入れている。あるいは、今学童保育は指導員1人でよくなりました。でも、2人を堅持する。病院の国基準の36万が増えてだめなら、もうこれも全部スクールソーシャルワーカーは国基準の1人でいい。学童保育も1人でいい。でも、それでは市民も子どもたちも成長できない。だから、さっきえらく国基準の価格にこだわっておられた方がいますけども、その考えでいったら、学童も1人、加配はなし。それと同じことなので、あえて申し上げさせていただきます。ですから、本来国がやってくれないといけないことを、あえて家庭にまで先生が行って出席にカウントできるような仕組みにチャレンジをしようというのが、今検討段階の話であります。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） この不登校の支援に取り組んでおられるNPOの方と若干接点を持ってお聞きしておりますと、やはりお子さんご本人はもちろんなんですけども、やはり保護者、親も相当この30日とかというふうなことになってくると、相当なストレスを抱え込んで、家庭全体が下向きといいますか、負のスパイラルに入るんだということもお聞きしましたので、そういう面で市長からお話のあったようなことも非常に有効かと期待をしているところであります。

最後の質問にまいります。訪問型の支援は非常に効果的な取組であると考えておりますが、この家庭教育支援に関して、先進地の取組において、より効果を上げられているのは、訪問にとどまらず、居場所づくりや教室を兼ねたような拠点型支援、出前講座など、さまざまな総合的な取組がございます。本市の検討において、訪問型の他、既存の制度を含め、総合的な支援と言えるような具体的な事業はあるのか、あるいは検討されているのか伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、まずは訪問型で、今できてない支援を最優先させていきたいというふうに考えております。この総合的な支援策につきましては非常に有効であるというふうなことは私も認識しておりますので、大東の場合も含めまして、これから検討して、教育委員会の中で検討していきたいというふ

うに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） この家庭教育支援の取組に対しては、これはもう国の方針でも決まっておりますので、少しネットで調べたところでは、文科省としての予算もついているようでございますので、その辺も活用していただきながら、お取組を進めていただければというふうに思っております。

もう一点、この他の議員の質問で、教員の働き方改革の問題等もありましたけれども、この働き方改革や、私が今、質問しております家庭教育支援というの、目的はやはり先生たちの利益ということではなしに、その大きな目的は児童生徒の利益というところが目的であり、先ほどの「はばたけ野洲の教育」の感じた違和感というの、その辺にあるのかなというふうに感じております。この大もと、子どもたちが健やかに成長するといいますか、あるいは、その家庭が健全に回っていくようになる。ここら辺の大きな目的をしっかりと押さえた上で、訪問なり、この2つ目でお問い合わせした総合的な支援等もお考えいただきたいと思っております。最後にその点についてご見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 働き方改革といいますと、先生らの条件を何とかするということが狙いですが、一番の目標は、先生が子どもと向き合う時間を確保するということが狙いです。ですから、一般的な事務でありますとか、そういうことを極力省いて、子どもと学校で向き合う、あるいは授業に専念するということが狙いとしております。そういう意味では、スクールサポートスタッフというのを今年度、全学校に1名ずつ配置をしまして、印刷とかいろんな仕分けでありますとか、そういう事務作業をお任せするスタッフが1名ずつつきまして、学校は非常に喜んでおります。また、来年度からは、給食費の徴収事務を教育委員会が一括して、もう学校は抜きにして教育委員会が対応するというようなこともしまして、何とか先生に子どもとしっかりと向き合っていただくということを、そういうのを教育委員会としてできる範囲でしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 終わる前に、先ほど一番最初の防災のご質問で、私はちょっと言い間違っただけで、自分は正確に言ったつもりなんですけど、要配慮者利用施設の避難計

画の策定についてですけど、野洲市内62.7%です。何か92と言ったみたいなので、62.7が正解ですので、訂正させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第12号、第13番、工藤義明議員。

工藤議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は3点にわたりまして質問させていただきます。

まず最初は、学校給食の安全と危機管理についてお尋ねします。日ごろから園児や小中学生の皆さんへ給食センターから安全でおいしい給食提供に、センター長以下、多くの職員の皆さんが従事されていることに深く敬意を表します。給食時間は、子どもさんたちが園や学校で過ごされる1日の中で、最も大変楽しみにされているのが給食ではないでしょうか。食材提供者や栄養バランスを考え献立を検討される栄養士さん、さらに調理を担当される職員の方、また食事時間に遅れないよう各園と各学校に配送していただいている担当者の皆さんと、多くの関係者が連携して、日々ご活躍されています。給食は、子どもさんが食べて成長過程にも大きく影響するのは言うまでもありません。そのため、栄養バランス以外にも食材の安全性、衛生面に放射能測定やアレルギー対応等にも給食センターは万全の対応が求められています。またその他に、給食提供の際に不測の事案が発生した場合における対応には保護者の関心が高いものがあります。そこで安全対策と危機管理につきまして、現状確認と質問並びに提案を行いたいと思います。

まず1点目ですが、食材の安全性確保に対する見解と現在の実態を伺います。済みません、食材の安全性です。失礼いたしました。再度失礼いたしました。ちょっと原稿の用紙が間違っていて、給食の安全性確保に対する見解と現在の実態を伺います。よろしく、どうぞ。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 工藤議員の給食の安全確保に対する見解と現在の実態についてお答えをいたします。

給食の安全確保に対する見解ですが、成長期にある園児や児童生徒を対象とした学校給食が安心して実施されるためには、良質で安全な学校給食の食材の確保が不可欠であります。特に学校給食における食中毒や異物混入等を未然に防ぐことが重要であると考えてい

ます。また、現在の実態ですが、学校給食センターでは、この考えのもと、学校給食衛生管理基準の徹底、遵守に努めています。また、職員の危機管理意識が薄れることがないように研修も年に複数回実施し、安心・安全な学校給食の提供に努めているところでございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。再質問について行いたいんですが、他の質問との関係がありまして、後ほどさせていただきます。

2番目といたしまして、給食センター運営に対する現在の評価と問題点や改善点についてお伺いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 給食センター運営に対する評価についてお答えをいたします。

野洲市学校給食センターは、平成19年4月に竣工し12年目となります。センターの運営にあたっては、適切な運営を図るため、必要な事項等を調査審査する学校給食運営委員会、また学校給食衛生管理基準及び学校給食の献立の作成を行うために必要な事項等を調査審査する学校給食献立検討委員会及び、学校給食において必要な物資の購入に係る選定を適切に行うために必要な事項などの調査審査を行う学校給食物資選定委員会を実施しております。それぞれの委員会では、外部委員も含めた中で実施し、貴重な意見をいただいております。調理業務については、当初から民間委託ではなく直営で行い、現在、市内18校・園に毎日約6,300食の給食を提供しております。食材については、市内の地場産物の使用拡大や使用率の増加を図るため、関係機関と連携し、米飯では市内産の米を100%使用、また、地場産野菜類や魚介類等も積極的に活用しているところでございます。このように直営で運営することで、より安心・安全が確保されております。適切な運営ができると考えております。

次に、運営に対する問題点や改善点ではありますが、稼働から約12年が経過していることから、今後は大規模改修も見据えながら設備の計画的な更新も行っていきたいと考えております。また、異物混入等の対応については、適切に対応が行えるようなマニュアル化を行っております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。今最終のところでおっしゃっていた

いただきました異物混入のマニュアル化というのは、次の3点目のところでも関係してくるんですけども、マニュアル化があるとおっしゃいましたけども、今私どもの手元で手に入れさせていただいたのが、異物に対しての県の指針の写しは私どもは手にしています。今おっしゃったのは、市としてマニュアルがあるということなんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 学校給食センターにおきましては、県立学校の学校給食における異物混入発生時対応マニュアルというものを使っております。また、学校給食センター独自としては、異物混入時行動表、それと異物混入時の対応フローチャートの表がございます。あとは、学校の校内配膳室での給食搬入時の確認フローチャートなどで対応しております。また、文部科学省等が作成しておるものを代用して、それと保健所なんかと相談して適切に実施しております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今マニュアル化の表というのは、今私が手にしているこちらの表と同じものでしょうか。わかりました。

それでは、次に3番目の質問に移らせていただきます。ここ数年、約3年程度で結構なんですけど、不測事案発生について、ここまで公表されていないもの、公表された以外の実態をお伺いします。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） ここ3年の不測事案発生について、公表された以外の実態についてお答えをいたします。

給食を供給する上で必要な設備の不具合等による給食の中止については公表させていただいているところでございますが、献立の一部に異物混入等の疑いが少しでもある場合においても、一品停止、また欠食の代替食の提供など、臨機応変な対応をとっておるところでございます。公表以外の一品停止につきましては、異物混入の件数でございますけども、髪の毛、ビニール片、健康被害のおそれが低いものも含めまして、平成29年度では40件ございました。そのうち1件公表をいたしました。平成30年度では47件発生しまして、そのうち2件を公表しております。令和元年度は15件で、現在のところ公表すべきものはなかったということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。今答弁をいただいたわけですが、再質問の中で私が聞きたいのが、今、元年度は15件で発表ゼロということがありました。それでお伺いいたしますが、ここに出席の方もご存知ない方がおられるわけですが、10月7日に発生した異物混入によって、食材が、給食の方のおかずが配達をされなかった事案がありました。このことについて、その内容と時系列についてお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） お答えをいたします。10月7日、発生時間は11時10分ごろの発覚ということでございます。11時10分、調理担当が調理制作作業終了後、器具の洗浄に取りかかっているところで、使用しておりました調理器具、プラスチック製のへらが欠けていることが発覚、約2ミリ掛ける1センチの幅で欠けておったということでございます。11時15分、担当が調理師にその旨報告し、総括主任と給食センター所長に報告が上がったということです。該当する料理は、みぞれ焼き肉でございます。その時点で調理現場の確認等を行いました。その破片が発見できなかったことから、混入の可能性が高いというふうに判断いたしまして、このみぞれ焼き肉を停止することといたしました。11時30分、事務室の所長から事務職主任及び栄養教諭が、各こども園、幼稚園、小中学校へ電話連絡を行いました。結果、こども園、幼稚園においては既に食べられていることもあり、健康被害に注意してもらうように連絡をいたしました。小中学校においては、停止にて対応いたしました。小学校6校、中学校3校でございます。11時30分、教育委員会に報告、学校教育課及び私に連絡が入りました。13時30分、保護者宛ての文書を学校教育課、子ども課へ送付、13時20分、確認後、こども園、幼稚園、小中学校へ送付をいたしました。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今の報告ありました中で、こども園及び保育園にはもう間に合わなかったということですよ。それで、小学校、中学校にはまだ間に合ってストップをした。大変ストップをしたことに対しては、これは適正な判断というふうに思いますが、こども園、保育園には注意をして食べるように。また、保護者の方には、ここに添付していますように、こども園宛てと、また小中学校宛てにおわびの文書が出されています。

それで、提供できなかった食数、全数、先ほどおっしゃったのが6,300食で給食センターはつくっておられるということですが、配送できなかった小中学校の数は何食になるのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 済みません、ちょっと正確な数字は今持ち合わせておりませんので、大変申しわけございません、大体4,500食以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ここで私は申し上げたいんですが、最も体が弱い子どもたち、こども園、保育園に配送したのは、注意をして食べるようにということをしたと。しかし、その子たちよりも体力的にはまだ強い方、小学生、中学生。小さい子どもに注意して食べるようにということをおっしゃったのであれば、小中学生にも同じようなことができたのではないのでしょうか。その点、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） お答えをいたします。こども園、幼稚園、保育園に関しましては、時間的に間に合わず、既に食されておった状態です。正直言いますと、もう完食されておった時間であるということでございます。その上で、注意をお願いしたということでございます。また、このような異物混入が入っていることがわかっていながら、小中学校に配送するという事は事故を誘発することになりますので、それはできないということで、できないと判断いたしました。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） その判断について、とやかくちょっと今言う内容ではないんですけども、市が定めている異物というのを確認したいんですけども、今手元にあるのは県が示している異物です。その区分の中に、危険物と非危険物という扱いがされていません。今回の事案については、その非危険物、健康被害のおそれが低いものとあります。その中のプラスチック片というところに今回が該当したのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 危険物、非危険物とございます。今回はプラスチック、鋭利なプラスチックの破片である可能性が高いということでございますので、配送を中止しました。これがビニール片であったり、繊維、スポンジ片、小さなプラスチック片であれば、そ

のまま食していただくこともあるんですけども、その場合でも学校には必ず連絡をするようにしております。ただ、安全と思われるものでも、個別具体的に判断した場合は供給を停止する場合もございます。また、連続している場合もありますし、ほとんどの場合が給食センターでわかったとしても、その大きさ、形状が必ずしも正確に判断されない場合がありますので、その場合は安全ということが最優先されますので、停止をする場合が多くなると考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 確かに今回、私が問合せをした中では、プラスチック片も鋭利にとがったものではないということをお聞きしました。

そこで、次に、この内容でお聞きしたいんですが、4,500食以上にわたるおかずが提供されなかった数になるわけです。これだけの数が提供されなかったのに、公表されなかったのはなぜなのでしょう。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 公表しなかった理由ということでございます。

一応、給食センターの方では公表する基準を定めてございまして、まず1、給食が完全に停止又は子どもに危険が及ぶ異物混入など重大と判断した場合は情報提供をする。給食の一部や県立学校の学校給食における異物混入発生時対応マニュアルで、軽微又は安全とされる場合は情報提供をしない。3、県立学校、学校給食における異物混入時発生対応マニュアルで危険性が低いと判断されても、継続して発生し、児童生徒の健康に害を及ぼすと判断される場合は関係部局と協議の上、情報提供をすることがあるということでございます。なお、個別具体的にまた別途判断をします。それと、公表はしてないということなのですが、全ての保護者に対して文書は発送させていただいております。幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校の保護者には全て文書でお知らせをいたしております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 余り公表のことでとやかく言うのをちょっと控えたいなと思っていたんですが、確かに小学校、中学校、それから、こども園の保護者の方にはそれぞれ少し違った文書、これはもう既に食べてもらったところと、食べてもらえなかったところということで区別された文書を出されました。実はこの事案を私が知ったのは、私の孫が中

学校3年生です。女性です。子どもが夕方になって、「おなかがすいた」と言い出したんです。「何で」と。いつも昼ご飯を食べた後は、おなかがすいたなんて言う時間帯でもないのに。それで、「何で」と聞いたら、いや、実は一番子どもたちに人気のあったおかず、みそだれ焼き肉ですか、これがなかったんやと。そしたら、ご飯を全部食べることができなかったということがあります。それを知った段階で、私の家の前、たくさんの中学生が、男女が通ります。その子どもたちを帰り時間にとめて確認しましたところ、さすが男の中学生は、もうおかずが足りなくても全部食べた。しかし、やっぱり女性は全部食べることができなかつた。こういったことを考えたときに、私は一つ提案を窓口でも部長にお願いしましたけども、そのときに長期間保存できる、例えばふりかけなんかがあれば、その代用ができたのではないかと。これからもこの異物混入というのは大小のことが発生するということも考えられます。そのときの危機管理という面で、こういった食材に対して提供できなかった場合の準備又はそういうマニュアル、そういったものをつくるべきだと思うんですが、それは現在はまだないかと思うんですけども、その点のことをお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 済みません、ちょっと一部先に訂正をさせていただきます。さっき、焼き肉の名前をみぞれ焼き肉と申し上げたのですが、今、工藤議員がおっしゃりましたみそだれ焼き肉が正しくございます。済みません、申しわけございません。それと、小中学校の一部停止したもの、教職員も含めまして5, 200食に訂正をさせていただきます。

それで、ふりかけのお話でございます。ふりかけに関しましては、学校給食センターと協議をいたしました。代用できるものはないかということです。ふりかけに関しましては、27品目のアレルギー対策をしたふりかけを用意してございます。しかし、急なことも含めて、急な食材変更を行ったときに、アレルギーのある子どもがこれから外れてしましますと、アレルギーの事故が発生いたします。毎年野洲市においても1件程度のアレルギーに関する事故が起きております。このアレルギーが、食材が変わりますと、まず学校に連絡をし、学校から保護者の方に連絡を入れて、保護者の方に確認をとっていただく必要がございます。それで初めてその子が食べられるということになりますので、その手順が必要になってまいります。それと、5, 200食分のふりかけ又はそれにかわる食材を、今度は学校にそれを配送しなくてはいけないんですけども、それを配送したときに、今度は学

校への給食配膳員がクラスごとに箱自体を分けていく必要も出てきますので、それに関する協議や連絡が必要になってくるということでございます。その点で現在のところ、食数が非常に多うございますので、これをするのは現時点でないと判断をしております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今難しいということをおっしゃいました。今後もこのおかげだけに限らず、例えばご飯が主食の場合は、ご飯、そこに異物がどうのこうのということも今後考えられます。そういったことから、この給食に対する危機管理、子どもさんたちに提供できるためのやはり考え方は、何か今後新しく検討すべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 危機管理等につきましては、毎回発生するたびに検討を繰り返しております。また、いろんなところで研修も受けております。県の研修であったり、学校給食会の研修等であったり、いろんなところとご相談をさせてもらっております。

ちなみに、平成29年度の異物混入の中で、給食センターの職員がとめた件数が31件、これは業者から送られてきたものです。平成30年度は29件、平成19年度は現在の11月までで16件、これは全て業者さんの中に入っていた異物混入をとめております。職員の意識も決して低くございませんし、発見したら必ず上司に報告をする、又は、とめるという判断を調理師もするというのでやっております。今後も工藤議員がおっしゃったように、いろんな方策を検討していくのは当然のこととっております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 確かに異物発見について、今回も確かに小さいものです。約2ミリの10ミリ、それを発見されたというのは、それでとめられたということは幸いであったと思います。

しかしながら、先ほどの質問の中に戻りますが、配食できなかったこの数はやはり公表すべきものだと思います。これだけの数が提供できなかったと。小中学生全てでしょう。その点は、私は今回の教育部で指示をされたかどうか、ちょっと確認をしてないんですけども、その辺の公表をとめられたということについてはどうしても合点がいかないんですけども、もう一度その点をお伺いしたい。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 公表をとめたということですが、これは先ほど申しました基準に基づいて公表をしなかったわけで、何も無原則に公表しなかったわけではございません。また、工藤議員がおっしゃるように、5, 200食の給食がとまったということも非常に大きな事件だとは思っております。今後、公表基準に関しては少し検討する必要があるのかなとは思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） しつこいようですけども、6, 300食つくっている中で、5, 200食、これはほとんどですよ。ほとんどの中で、中心となるこのみそだれ焼き肉というのが、これは中心だったわけですよ、子どもたちにとっては。私たちは少々我慢できます。しかし、先ほど言いましたように、子どもたち、皆さん子どもの時分に帰ったとき、わかると思うんです。やはり昼の食事、今でいうと給食、これは非常に子どもたちは楽しみにしているんですよ。それがほとんど提供できなかったということについては、私は大いに反省すべき内容だと思います。10月7日にこの事案が発生して、もうこれで2カ月経つんです。やっぱり危機管理というこの取組というのが、私は早急に立てるべきだと思うんです。この2カ月間の間に、この問題についてどのような協議をして、結果を出されているのかお聞きします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 最終責任は私ですけども、全部公表して下さいと言っているんですが、頻度が高いので基準を決めて、公表してないわけじゃない。保護者とか生徒本人には伝えているわけですよ。でも、議員さんとかマスコミに出すか出さないかを、昔よりは少し絞っているみたいです。私は報告を受けていますし、基準に基づいてと言っているので、それでよしとしているので、何も全て公表ということだったら、数十件、皆さん方に紙をお配りしたらいいだけのことだから、余り鬼の首をとったような話と違うと思いますし、事故は結構起こっています。素材にも入っているし、機器もそうです。

さっき給食センターの問題点がないというときに、物すごくぬるかったんですけど、答えが。私もなってすぐに言いました。もう欠陥給食センターをつくったんですよ。もともと別の場所で設計していた。それを何か土地が使えないと言って、そのままの設計を変えないで、土地の形も変わっているのにあそこへ建てたんですよ。行って、見てもらったら

わかりますよ、通用口がないので。そこのアルプラザみたいな玄関。あれに物すごいこだわったらしいですね、円形の、吹き抜けの。職員は日々大変なんです。暑い、寒い。もともと疑似陶器で重い重い、なってすぐにお金がかかったけども全部変えました、毎年400万かかるから、2、3年でもとがとれる。職員はそういう厳しい中で結構やっていますし、発見したらまずは、安全。

○議長（岩井智恵子君） 市長、済みません。

○市長（山仲善彰君） いやいや、ですから、公表すればいいだけなので、ぎりぎり言たって、基準をもう一回見直したらいいんですよ。全て教えてほしいとおっしゃるんだったら、皆さん方、煩わしくなければ家のファックスに、メールにお送りするようにいたしますので。それも責任を持ってやりますから、もう一回協議いたします。

○議長（岩井智恵子君） ちょっとお待ち下さい。再質問は続いているようですけれども、本件については最後まで終えたいと思います。だから、ちょっと待って下さい。

お諮りいたします。本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により本日の会議時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「済みません、質問です。それは、延長はナンバー1のところだけだと捉えていいんですか」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） はい、そうです。これの再質だけです。よろしいですか。異議なしですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 先ほど、私、済みません、給食センターが業者の異物混入をとめたところ、平成29年度と申し上げるところを平成19年度と申し上げましたので、申しわけございません、訂正いたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長ね、今、私が鬼の首をとったみたいという表現をされましたけども、しかし、小中学生全ての子どもたちに提供できなかったんですよ、このおかげがね。決して私はこれは大げさに言っている問題ではないと思うんですよ。しかし、市長が

今おっしゃったように、やはり危機管理ということで、今後この危機管理問題としては、教育部がどれだけ関わられるか、ちょっともう一つわかってないんですけども、やはりしっかりとした危機管理体制はつくっていただきたいと思うんです。当初、この10月7日、私は次の日、すぐ部長のところにも行きました。給食センターの方にも行って、どういう事情かを確認させていただきました。給食センターの方では、確かにきちっと対応していただいた結果でした。それで、後の検討を加えるということをおっしゃったんですけども、2カ月間、そしたら先ほどの質問に戻りますけど、2カ月間の中にどれだけの対応をされたのか、もう一度お聞きします。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） この2カ月間の対応ということですけども、対応としましては、工藤議員がおいでになってお話をした後のことでよろしいでしょうか。

それは学校給食センターと協議をいたしまして、アレルギー問題等があるので、今後もこの状態で行くということ判断したということでございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今の答弁、このまま行くと、何も対応をされないという今の答弁ですか。ということは、何も協議してないということじゃないですか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 済みません、今後も検討はしてまいります。ただ、対応といいますが、全ての対応をし切っておりますので、なかなかこれ以上新しい対応をするのは難しいかと思えます。これは正直なところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 教育部長のそんな考え方やったら、全然話が進むような内容には受け取れませんよ。ちょっと態度を改めるべきやと私は思います。少し教育部長にはつらいかもしれませんが、やはり何らかの対応策があるんですから、少しは検討して、これから前へ進みたいとか、そういう返答をすべきじゃないんですか。どうですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 大体議員さんが来られた場合は報告があるんですけど、工藤議員が給食センターに行かれたのは、私は知らなかったんですけども、今危機管理とおっしゃったんですけど、さっきは情報公開のことをおっしゃった。危機管理というのは、給食センターでの危機管理は異物混入が子どもたちに行かないようにするのが危機管理です。そ

れについては最大限できているはずなんですね。それを伝えたか伝えてないかですけども、これは子どもたち、保護者には速やかに伝えていきます。あとの今、鬼の首か何か知りませんが、ぎゅうぎゅうやっておられるのは、代替食を提供できたかできなかったかということです。余りにも時間差が短いので、時間があれば何らかの措置はできるかもわからないけど、今回の場合は時間差が短くて、一部にはもう届いている、あるいは食べているかもわからない。それにも情報提供をしているし、本来ですと安全だったら提供してもいいんですけども、フェールセーフの発想でやはり異物が混入しているからというので、資源としては無駄ですけども、とめたわけですね。これは間違っていない。だから、もう一つはふりかけでいいとおっしゃるんですけども、ふりかけも提供できないぐらいの時間の短いことだったし、配送だってこれは運送業者に委託しているわけですから、今回はぎりぎりのことをやったと私は思っています。問題点は、議員の皆さんにお伝えするということが今回、議論の中の問題だから、それはできるだけ小さなことでも皆さん方に提供するように、従前に戻すようにすればいいのではないかと思いますし、一方では、可能な限り欠けた食材を何らかの形で補えるように、一部は補っているケースも私は知っていますが、今回できたかどうかを、じゃ、もう一回検証いたしましょう。私が聞いているのでは、今の答弁にあったように無理だったという判断なので、1日、半日おなかをすかしてもらったのは私も悪いと思いますけども、ぎりぎりやってもこれ以上、私は解決できないので、公表は当面の間、小さなことも議員さんにはお知らせすると、そういうことで行ったらいいじゃないですか。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私が当日にふりかけが用意できなかったからどうのこうのと言うてるのと違うんです。例外としてそういうことも今後できるんやから、検討をしてもらいたいということを主張しているのもあって、それが全く今考え方がないということをおっしゃるものですから、何にも前が進まないんじゃないですかということをおっしゃるのであって、ぜひ給食問題に対しての会議を開かれるんですから、今後ね、その机の上に載せていただきたいという要請をしているのもあって、私が直接給食センターに行って、所長とお話をするとき、所長は「機会があったときに、そういう話をしたい」ということをおっしゃっているんです。それをなぜできないというふうに窓口で切られるのか、そんな発言をされると、給食センターの所長が言ったことが私はちょっとかわいそうやなと思うんです。もう一度、その件をお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） その後の対応ということですので、先ほどのように申し上げましたけども、この問題に関しましては、先ほど申しました各委員会がございまして、そちらでもお諮りはさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） していただけるんですね。わかりました。

○議長（岩井智恵子君） これはまだ続けられますか。

○13番（工藤義明君） そんな言われたら、やめないと。

○議長（岩井智恵子君） この議題、行かれますか。この次のページ。

○13番（工藤義明君） この給食問題であと一つだけ確認をさせていただいて、この1番の項目は今日終わりにさせていただきます。それでよろしいですか。

○議長（岩井智恵子君） はい。

○13番（工藤義明君） 今お答えをいただいたわけですが、少なくともこの異物混入というのを今後考えたときに、私はそれを危機管理というふうに捉えていただきたいということで、今回、危機管理という言葉を使っております。

それで、今回もう一つお聞きしたい点があるのが、今回の提供中止に対しては、本来この表でいきますと、給食センターの判断だけで全て判断をしていくということがあります。こういったことに関して、時間的な時系列の流れの中で、市の方の教育部長か教育長かは、どの時点で関わり合いを持たれるのか。事後報告だけでしか方法がないのか。その点、いかがなんでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 個別具体的なケースが全て違いますので、ただ、異物混入で重大であるとか、やっぱりここは教育委員会が先に知っておかなくてはならないということが多くございまして、基本的には発生と同時に連絡をいただきます。ただ、発生して、その後の連絡の体制がございまして、職員が全て事務所におれば所長から私に連絡が来るんですけども、そうでない場合もありますので、若干遅れたりする場合がありますけども、原則発生したら教育委員会の方に、学校教育課又は教育部長、次長の方に連絡をしていたと。一応ここで給食センターが判断するという事になっておるんですけども、ほとんどの場合はこの判断に私どもが関わっているということでございまして。工藤議員がおっしゃいましたように、異物混入というのは給食センターにとっては最も危険なことでござ

いますので、従前から危機管理という対応をさせていただいております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ごめんなさい、最後と言いましたけど、異物混入時の対応のこの用紙に書かれているところで一つだけ疑問点があるので、これは聞かせていただくだけで結構です。「異物が食材全体に影響がある場合、当該メニュー提供を中止する」というところがあるんですけども、その後がここにどういうふうにされるのかということがないけども、これは単純に異物が混入したときにとめるためだけのものなんでしょうか。それだけちょっと聞いておきます。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 今のくだりは確実にとめるためのものがございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） そしたら、今日はこの1つの項目をこれで終わらせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、12月9日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。ご苦労さまでございました。（午後5時05分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和元年12月6日

野洲市議会議長 岩井 智恵子

署名議員 工藤 義明

署名議員 野並 享子